

第一百七十九回

参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第十号

(一一三)

平成二十三年十二月八日(木曜日)
午前九時開会

委員の異動

十二月八日

辞任

池口 修次君

大久保潔重君

広田 一君

岩城 光英君

渡辺 孝男君

山下 芳生君

補欠選任

大河原雅子君

梅村 聰君

友近 聰朗君

藤原 幸司君

赤石 清美君

上野 通子君

岡田 広君

宮沢 洋一君

竹谷とし子君

谷崎 トミ子君

小西 洋之君

藤原 良信君

米長 晴信君

愛知 治郎君

佐藤 信秋君

森 まさこ君

谷合 正明君

池口 修次君

梅村 聰君

大河原 雅子君

大久保潔重君

金子 恵美君

谷中 直紀君

田中 郁子君

谷岡 郁君

田城 嘉隆君

行田 邦子君

斎藤 駿君

安住 達夫君

川端 佳彦君

野田 祝稔君

国務大臣

委員長	増子 輝彦君	文部科学大臣	中川 正春君
理事		厚生労働大臣	小宮山洋子君
		農林水産大臣	鹿野 道彦君
		経済産業大臣	枝野 幸男君
		国土交通大臣	前田 武志君
		内閣官房長官	藤村 修君
		国務大臣	平野 達男君
		内閣府副大臣	後藤 斎君
		財務副大臣	藤田 幸久君
		経済産業副大臣	松下 忠洋君
		国土交通副大臣	仁君
		環境副大臣	横光 克彦君
		大臣政務官	高山 和子君
		内閣府大臣政務官	五十嵐吉郎君
		環境大臣政務官	智司君
事務局側		環境副大臣	鷹見 利明君
政府参考人		内閣府大臣政務官専門	櫟原 周久君
		財務大臣官房審議官	伊藤 哉夫君
		厚生労働大臣官房審議官	小林 正明君
		環境大臣官房審議官	唐澤 剛君
		環境大臣官房審議官	伊藤 哲夫君
修正案提出者	近藤 洋介君	監見 周久君	
修正案提出者	加藤 勝信君	鷹見 利明君	
修正案提出者	谷 公一君	櫟原 周久君	
修正案提出者	石田 祐介君	伊藤 哲夫君	
修正案提出者	野田 祝稔君	伊藤 哲夫君	

本日の会議に付した案件	○政府参考人の出席要求に関する件	○復興庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) 復興庁設置法案を議題といたします。	○委員長(増子輝彦君) 復興庁設置法案を議題といたします。
本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。	本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。	質疑のある方は順次御発言を願います。
○赤石清美君 皆さん、おはようございます。自由民主党の赤石清美と申します。よろしくどうぞお願いいたします。	○赤石清美君 皆さん、おはようございます。自由民主党の赤石清美と申します。よろしくどうぞお願いいたします。
今日は復興庁の設置法案の質疑ということで、まずその前に、私は先週と先々週、青森県と岩手県の沿岸沿いに行つてまいりました。そこでいるんな方の話を聞きました。そして、平野大臣も岩手県の北上の出身ということで、この南部藩が生んだ有名な宮沢賢治という方がいらっしゃいますけれども、この人が詩を書いています。「雨ニモマケズ」という詩を書いていますけれども、まず最初に、平野大臣はこの詩を御存じでしょうか。	今日は復興庁の設置法案の質疑ということで、まずその前に、私は先週と先々週、青森県と岩手県の沿岸沿いに行つてまいりました。そこでいるんな方の話を聞きました。そして、平野大臣も岩手県の北上の出身ということで、この南部藩が生んだ有名な宮沢賢治という方がいらっしゃいますけれども、この人が詩を書いています。「雨ニモマケズ」という詩を書いていますけれども、まず最初に、平野大臣はこの詩を御存じでしょうか。
○國務大臣(平野達男君) 存じ上げております。	○國務大臣(平野達男君) 存じ上げております。
○赤石清美君 ありがとうございました。	○赤石清美君 ありがとうございました。
実は、私は臨床検査技師でありまして、東北地区で臨床検査技師が「二名」になりました。つい先日、その追悼式をやつたときにこの詩を朗読し	実は、私は臨床検査技師でありまして、東北地区で臨床検査技師が「二名」になりました。つい先日、その追悼式をやつたときにこの詩を朗読し

て、みんなで頑張ろうという誓いをしました。この詩は非常に感動的な詩でありまして、私は、復興特の皆さんには是非頭出しひくらは理解していただきたいと思いまして、朗読させていただきたいと思います。

宮沢賢治、「雨ニモマケズ」。「雨ニモマケズ 雪ニモ夏ノ暑サニモマケズ 丈夫 増ト少シノ野菜ヲタベ アラユルコトヲ ジブンヲカンジヨウニ入レズニ ヨクミキキシワカリソシテワスレズ」云々とあります。

毎日を過ごしていると思います。私たちは、このような気持ちで被災地に寄り添つて被災地の震災復旧復興に当たなければならぬということをまず申し上げておきたいと思います。

そして、統いて質問に入りますが、まずこの復興庁の設置法案の内容についてありますけれども、復興庁の組織体制について、本庁を一つ置いて、それから被災三県に復興局を置いて、そしてその更に下に支所体制をつくと、ふうになつておりますけれども、これは被災三県についてははつきりと明示されておりませんが、私の出身地である青森県、それから岡田先生の出身地である茨城県、それから栃木県等被災三県以外の県でも大きな被災を受けているわけでありまして、ここに対する復興庁の対応する体制はどうのになつてゐるのかということを最初にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(平野達男君) 復興局が置かれる岩手、宮城、福島以外の被災地につきましても、被災自治体に対する支援等は現地でしっかりと行なうべきであります。これは必要な体制は構築しなければならないというふうに考えております。

具体的には、例えば、現地の被災状況や被災自治体の意見を踏まえまして、支所の設置や担当窓口の明確化を図るほか、復興庁が中心となつて関係機関による合同支援チームを派遣するなど、被災自治体の負担とならないよう支援を行つてまいりたいと考えております。

じゃ、支所を被災三県以外のどこに設置するかということについては、今地域の実情等々も踏まえながら検討中でございまして、申し訳ございませんが、現段階で明確なことをちょっと申し上げることは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○赤石清美君 いや、是非私のふるさと八戸にも支所をつくつていただきたいと思つていますので、どうかよろしく検討のほどお願いしたいと思います。

では、統きまして、復興庁の役割と原発事故収束の関係についてでありますけれども、特に福島県でありますけれども、福島県はこの震災の復興において、統いて質問に入りますが、まずこの復興庁の設置法案の内容についてありますけれども、復興庁の組織体制について、本庁を一つ置いて、それから被災三県に復興局を置いて、そしてその更に下に支所体制をつくと、ふうになつておりますけれども、これは被災三県についてははつきりと明示されておりませんが、私の出身地である青森県、それから岡田先生の出身地である茨城県、それから栃木県等被災三県以外の県でも大きな被災を受けているわけでありまして、ここに対する復興庁の対応する体制はどうのになつてゐるのかということを最初にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(平野達男君) 津波、地震地域、これは被害が非常に大きいということで、現地本当に大変でございますけれども、様々に遅いという批判はこれ真摯に受け止めなければなりませんが、復興に向けて着実に歩き始めているという、そういう感じは私は持つています。

一方で、福島は、特に警戒区域、計画的避難準備区域を始めとして、まだいつ帰れるかといふめども立つてないという、それから福島全体としては風評被害等、これ非常に大きな問題にも直面しております。

原子力災害からの復旧復興のうち、除染、避難区域の見直し、放射性廃棄物の処理など、直接被害に関する事項につきましては、原子力災害に関する専門機関である原子力災害対策本部が担当しております。これから本格化させなければならぬ福島の復興のうちの、避難者、自治体の支援、インフラの充実、産業振興などは復興や被災者の

支援に知見を有する復興対策本部が今担当しております。今様々な準備を進めております。復興庁はこの復興対策本部の機能を引き継ぐこととしておりまして、復興局はこの機能を現地で發揮することになると思います。その上で、何らかの問題が生じた場合には、復興庁と原子力災害対策本部が連携して被災地域の要望を踏まえながら対応していくことになりますと、現段階でもそうやっていますけれども、今後ともそういう体制になることがあります。

○赤石清美君 特に除染活動の問題と復旧復興の問題と、その辺はそこのないようにお互い役割分担をしつかりして現地で混乱が起きないようにやついただきたいというふうに思っています。

是非検討のほどお願いしたいと思つています。

統いて、この復興計画の作成に関する復興庁の市町村への支援についてでありますけれども、これから復興計画いろいろ作つていくわけですから、各市町村単独ではなかなか復興の計画といふのを作つても非効率的でありますし、もつと広域的に復興計画を作る、例えば水道であるとか下水道であるとか道路であるとかいろんなエネルギーであるとか、そういうインフラも含めて、広範囲なエリアで復興計画を作る必要があると思うんですね。そういう意味での指導を是非復興庁にやついただきたいと思っています。そうでないと、各首長さんは自分の村とか町とか市だけで検討してしまいます。それは決して効率的ではないし、度は、実施の場合に当たつても相当の事業量が被災地域の市町村に、事業の実施が被災市町村の肩に懸かってまいります。そういうことに対する支援も併せて行う必要があるというふうに考えています。

○赤石清美君 その辺は復興で、やっぱり地方の自治体もそんなに計画作りにたけているわけじやありませんので、復興庁の優秀なスタッフをですね、是非支援して計画を一緒に作つてあげるといふふうに思います。

統いて修正案提出者にお伺いしたいと思いますけれども、この第八条第五項の後段に、「この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。」といふ一文を加えておりますけれども、この一文を加えた思いについてちょっとお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(加藤勝信君) 赤石委員にお答えいたしますけれども、この第八条第五項の後段に、「この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。」といふ一文を加えておりますけれども、この一文を加えた思いについてちょっとお伺いしたいと思います。

そもそも復興基本法案においては、復興庁の機能として総合調整と復興事業に関する実施と、この二本柱を私どもは想定をしておりました。しかし、残念ながら、政府案ではこの復興事業の実施

ということが非常に限られた形になつておりますので、御承知のように、三党間で調整をして修正案を出させていただきましたが、予算の部分については一元化をいたしましたけれども、最後の執行のところは各関係省庁にお任せをするということございましたので、その分と言わば総合調整機能のところをしっかりと充実をしていきたい。

その総合調整機能の一つとして、今御指摘がございました復興大臣の関係行政機関に対する勧告権といふのがございまして、その実効性をよりはつきりさせていくために尊重義務という規定を修正の中取り入れさせていただきました。

内閣府設置法で既に特命担当大臣には勧告権というのがございます。しかし、これまでそれが行使されたことがございません。そういうことで、復興大臣におかれましては、この勧告権を必要に応じ駆使していただき、被災地の復興の迅速な、そして円滑な推進の国側のリーダーシップとして大いにその力を發揮していただきたい、こういうことございます。

○赤石清美君

ありがとうございます。

それでは、大臣、この思いをしっかりと受け継いで実施していただきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

続きまして、私は岩手県の久慈市といふところに行つてまいりまして、命を守るリニアハイウェーの早期実現、そして八戸・久慈自動車道の早期実現ということの決起大会を行つきました。久慈市の文化会館というところでやられました。久慈市の文化会館といふところでは、本当に被災地で別に飲食があるわけではないのにこんなにいっぱいの人気が集まつて、本当に熱い思いだなということを感じました。いかに早くこの三陸のインフラを整備してほしいかという熱い気持ちを感じきました。平野大臣は公務で忙しかつたらしく秘書の方が来ておりましたけれども、あとはほとんど代理がなくて、本当に皆さん、各首長さん、出席しておりました。そこで、この三陸、命を守るリニアハイウェー

の早期実現とこの八戸・久慈自動車道について、早期実現を政府は考へておられますけれども、具体的に今後どのようなマスター・プランで実施をしていくのか、これは国交省にお伺いしたいと思います。

○副大臣(松原仁君) お答えいたします。

今回の震災で高速道路が果たした役割を踏まえると、地域の孤立化を防ぎ、ネットワークの重要性を確保するためには、ミッシンググリンクを解消し、災害に強い幹線道路ネットワークを整備することが改めて必要と認識しております。

三陸沿岸道路については、災害時における緊急輸送路の確保など防災面のみならず、地域産業や観光の振興、沿岸の市町村や拠点都市相互の連携強化に大きな役割を担い、地域の期待も非常に大きいものと認識しております。復興道路として第三次補正で新規事業化をいたしました。

国土交通省といたしましては、早期につなぐことができると考えており、現国道も活用しながら全体としての機能が早期に発揮されるよう、引き続き復興のリーディングプロジェクトとして三陸沿岸道路の整備に全力で取り組んでまいります。よろしくお願いします。

○赤石清美君

ありがとうございます。

それでは、大臣、この思いをしっかりと受け継いで実施していただきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

今、副大臣おっしゃられたように、現道の利用も含めて早期にライフラインを立ち上げるということが重要だと思いますので、しっかりとスピーデ感を持つて実施していただきたいと思っております。

○赤石清美君

ありがとうございます。

とにかく現地では、今日は持つてこれなかつたんですねけれども、こういうバッジを作りまして、「つなげよう命の道・三陸の奇跡」と書いたバッジを作つてまで必死になつてやつておりますの

で、どうか政府の厚い支援をお願いしたいというふうに思います。

それからもう一つ、これはどちらかというと被災地、特に三陸地方の人たちに夢を与えるのな

んすけれども、この新三陸復興国立公園、これ

は青森県の燕島、有名なワミネコのいる燕島から

宮城県の松島まで一帯を国立公園にしようという計画が練られているというふうに聞いておりますけれども、この計画は非常に被災地に私は夢を与えるものだと思います。そこで、この計画の進捗状況について御報告を、これは環境副大臣にお願いしたいと思います。

○副大臣(横光克彦君) お答えいたします。

三陸復興国立公園は、東日本大震災からの復興に向けて、三陸各地のすばらしい自然風景、そしてまた地域、こういった観光資源を生かした地域振興を推進するため、環境省として構想したものです。

今委員、夢を与えるというお話をございましたが、まさに東北復興のシンボルとなるような、そういうた公園を目指しているわけでございます。

国土交通省といたしましては、早期につなぐことが重要であると考えており、現国道も活用しながら全体としての機能が早期に発揮されるよう、引き続き復興のリーディングプロジェクトとして三陸沿岸道路の整備に全力で取り組んでまいります。よろしくお願いします。

○赤石清美君

ありがとうございます。

今、副大臣おっしゃられたように、現道の利用も含めて早期にライフラインを立ち上げるということが重要だと思いますので、しっかりとスピーデ感を持つて実施していただきたいと思っております。

○赤石清美君

ありがとうございます。

とにかく現地では、今日は持つてこれなかつたんですねけれども、こういうバッジを作りまして、そのビジョンを示すことが本当に被災地の皆さんの大好きな希望になると思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたしたいと思います。

続いて、原発事故関連に移りたいと思いますけれども、現在、原発事故周辺の住民の健康管理については福島県が独自にやつていると聞いておりますけれども、周辺住民及び三・一一以降原発周辺にいた方々が現在遠く離れて暮らしているわけですから、現地の住民の健康管理に

ついてどのように今行つてあるのか。そしてまた、現在はこれは特に法律に基づいて健康管理実施をしているわけではないと思いますので、これを今後法律的にどのように設定していくのかについて、経産副大臣にお願いしたいと思います。

○副大臣(松下忠洋君) お答え申し上げます。

福島県民、今二百二万人と、こう言われています。県外に約六万人の方が住んでおられる、山形県の一万一千人を筆頭にしてですね。この方たちに対する健康管理、これは県外、県内問わずに公平に同じようにしっかりと継続して、そして長期的にしっかりとやつていただきたいというふうに考えております。

いまして、九百億円を超える今予算措置もして、今内容も固めながらしっかりと実行しておるところでございます。

これは長期にもわたりますので、お尋ねの現在の予算措置での対応だけではなくてもっとしっかりと公的公園を目指しているわけでございます。

これは長期にもわたりますので、お尋ねの現在の予算措置での対応だけではなくてもっとしっかりと公的公園を目指しております。水産業との連携、そしてまた津波の経験の継承といった視点も含めた新たな国立公園への再編成、さらに

は防災上の配慮を重視した公園施設及び長距離自然歩道の整備などを検討いたしております。

現在、関係県や市町村や地域の方々の御意見を伺いながら、中央環境審議会における審議を行つております。今年度中に三陸復興国立公園に関するビジョンを策定をして、そして復興に向けた具体的な取組を進めてまいりたい、このように考えております。

○赤石清美君

是非、これはもうかなり長期にわたります。県外に約六万人の方方が住んでおられる、山形県の一万一千人を筆頭にしてですね。この方たちに対する健康管理、これは県外、県内問わずに公平に同じようにしっかりと継続して、そして長期的にしっかりとやつていただきたいというふうに考えております。

是非、今年度中にビジョンを示していただきたいと思います。今年度中に三陸復興国立公園に関するビジョンを策定をして、そして復興に向けた具體的な取組を進めてまいりたい、このように考えております。

○赤石清美君

ありがとうございます。

とにかく現地では、今日は持つてこれなかつたんですねけれども、こういうバッジを作りまして、そのビジョンを示すことが本当に被災地の皆さんの大好きな希望になると思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたしたいと思います。

続いて、原発事故関連に移りたいと思いますけれども、現在、原発事故周辺の住民の健康管理に

ついてどのように今行つてあるのか。そしてまた、現在はこれは特に法律に基づいてありますけれども、これは本当にやつていると聞いておりますけれども、周辺住民及び三・一一以降原発周辺にいた方々が現在遠く離れて暮らしているわけですから、現地の住民の健康管理に

出てくるとか、そういうことが単発的に情報がマスクミから出てくるということと、国民は非常に不安に思っているわけです。このやはり食の安全と安心について、一元的に情報をきちっと管理をしてやはり国民に知らせるべきだと思うんです。特に子供を持つお母さんは、学校の給食の問題にとても非常に思っていますので、これが情報の発信について、しっかりと一元化して的確な発信をお願いしたいと思いますが、厚労大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（小宮山洋子君）おっしゃるとおりで、食品中の放射性物質については、厚生労働省が定めましたガイドラインに基づいて、食品の特性ですか環境モニタリングの結果も考慮して各地方自治体で効率的、効果的にモニタリング検査を実施をしています。その検査結果につきましては、放射性物質が検出されればもちろんその検出値を公表しますし、検出されなかつた場合でも検出下限値を公表することにしていまして、これは毎日厚生労働省で取りまとめて、迅速に公表しています。今年三月以降、これまでに七万件を超える検査を実施していまして、一千件弱が暫定規制値を超えていたしました。また、御承知のように、今、暫定規制値に代わる新しい規制値を設定することにしていまして、年内にはその取りまとめをしますので、その際にはまた各地で説明会を開くなど、分かりやすく情報発信ができるように努めていきたいと思っています。

○赤石清美君 来年からはしっかりとした枠組み

でやるというふうに私も聞いておりますけれども、情報発信について、いつもマスクミが何か先行して情報が出てくるという、これはやっぱり国民にとって非常に不安なことだと思うんですね。マスクミが出る前に国がきちっと情報を流す、そういう仕組みには非やっていたいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○赤石清美君 考えております。

○赤石清美君 もう是非、来年一月からそういうことでスピーディーに取り組んで、できるだけ早

く理についてありますけれども、これも今は法的な規制としてありますけれども、これがこれまでの産廃として処理するもの、据え置くものとしてされているわけですから、これがこれから、来年の一月一日から放射性物質汚染対処特措法によつてある一定レベル以上については国が直接処理をするというふうに言われていますけれども、この辺の進行状況、遂行状況についてお伺いしたいと。環境副大臣、お願いいたします。

○副大臣（横光克彦君）お答えいたします。

今委員おっしゃられましたように、この放射性物質により汚染された災害廃棄物は、これまでの法制度では、事故により原子力発電所施設、この外に放射性物質が飛散をして、そしてまたこれが一般環境中に発生する、汚染された廃棄物ですね。そういったことは想定されておりませんでした。つまり、こういった事態に対処する法制度がなかつたわけでございます。

そこで、環境省いたしましては、災害廃棄物 安全評価検討会、これを開催いたしまして、専門家の皆様方の御意見を伺いながら、今、放射性物質により汚染された廃棄物の適切な処分方法についてお示しをしてきたところでございます。

○副大臣（松下忠洋君）今委員が御指摘いたしました。つまり、こういった事態に対処する法制度がなかつたわけでございます。

これは、原子力発電所のたまつている滞留水、それを約一日一千トン循環しながら、そしてその途中に淡水化装置を徹底して実施して、淡水化して、二十六年の一月一日以降は警戒区域そしてま

た計画的避難区域を汚染廃棄物対策地域に指定をいたしました。同地域内の廃棄物を国が責任を持つて直轄で処理をしていく、こういうことになっております。また、その他の地域でも、今言

われましたように、一キログラム当たり放射性セシウムが八千ベクレル以上超えたものは、やはりこれも国が責任を持って処理することといたして

おりますので、来年一月から施行されます新しい制度の下で汚染廃棄物の迅速な処理に向けて政府

お伺いいたします。

○赤石清美君 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○森まさこ君 自民党の森まさこでございます。

理についてでありますけれども、これも今は法的な規制としてありますけれども、これがこれまでの産廃として処理するもの、据え置くものとしてされているわけですから、これがこれから、来年の一月一日から放射性物質汚染対処特措法によつてある一定レベル以上については国が直接処理をするというふうに言われていますけれども、これは何と放射性物質の総量が約二百六十億ベクレルで、年間の放出基準値の一〇%に当たる汚染水が流出したわけですから、これについての原因と今後の対策について松下副大臣にお伺いしたいと思います。

○副大臣（松下忠洋君）今委員が御指摘いたしました。つまり、こういった事態に対処する法制度がなかつたわけでございます。

これは、原子力発電所のたまつている滞留水、それを約一日一千トン循環しながら、そしてその途中に淡水化装置を徹底して実施して、淡水化して、二十六年の一月一日以降は警戒区域そしてま

た計画的避難区域を汚染廃棄物対策地域に指定をいたしました。同地域内の廃棄物を国が責任を持つて直轄で処理をしていく、こういうことになっております。また、その他の地域でも、今言

われましたように、一キログラム当たり放射性セシウムが八千ベクレル以上超えたものは、やはりこれも国が責任を持って処理することといたして

おりますので、来年一月から施行されます新しい制度の下で汚染廃棄物の迅速な処理に向けて政府

お伺いいたします。

○赤石清美君 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○赤石清美君 本当に福島県民が不安になつてしまつたわけでございますが、福島県においては、こういった政府の情報の後出し状況もありまして、放射能への恐怖から次から次へとたくさんの方々が自主避難を行つてます。眞実が見えないという恐怖からたくさんの方々が故郷を後にし、泣く泣く避難生活を送つてます。慣れない土地で故郷を思いながら、様々な事情を抱えて生活をしているんです。

○赤石清美君 一日の原子力損害賠償紛争審査会において指

針が示されました。妊婦子供、一人四十万円、大人一人八万円、浜通りと中通りの一部の地域限定。いいかげんにしていただきたい、これが県民の声なんです。範囲は全県民にしていただきたい。

○赤石清美君 総理が、たしかこの臨時国会の最初の所信表明、代表質問に対する答弁で、福島県、県民に対する感謝料はもう紛争審査会の中でやりましたから、そういうふうに簡単に答弁されて、私は強く抗議をしました。警戒区域の方々にほんの僅かな慰謝料が支払われただつたんです。そして、結論がこの有様です。塙町や白河市もどこが違うんだ、怒っています。会津地域の人だって、福島県というだけで半端じゃない風評被害を受け苦しんでいるんです。

○赤石清美君 範囲だけではありません、金額も、未曾有の大事故が引き起こした悲劇によつて避難をしている方々の実費も賠償されない。この金額は警戒区域の方々の月たつた十万円のこの金額を超えてはいけないというところからスタートしたと。逆なんですが、発想が。警戒区域の方の慰謝料が少な過ぎるんですよ。そこに合わせて、だから実費まで届かないんじゃないですか。

○赤石清美君 実費は当然に賠償されるべきですが、枝野大臣が決算委員会で実費までの賠償を指示されるとおっしゃいましたけれども、枝野大臣がこれまでいろいろなことを東電に指示をされるとおっしゃ

いましたけれども、結論として実現されていないんですね。

あの電気料金のよぶな賠償請求書が問題になつた、だけれども、あれに対してはマニユアルを四ページにしただけで、請求書そのものは全然変わっていないじゃないですか。しかも、相談所に行つて、御高齢の方に東電の社員が、私、新入社員なのでよく分かりません、そうやつて追い返したり、皆さんが足りないというと、足りない書類はそろえてから来てくださいね、それから話が始まります、書類がないんですよ。みんな立く立く

請求を諦めています。南相馬市やいわき市の病院も、結局、ここでも本当に、枝野大臣にも平野大臣にも、もう誰に言つたらいいか分からない、所掌が分からぬ、大臣にも訴えましたけれども、病院も結局足下を見られた、低い金額を提供され、そして、それで本払いに合意しないと年内に払えませんと言われて、次々に泣く泣く判決を押している実態じゃないですか。私は、枝野大臣の指示では不十分だと思います。指針を直さないと、東電は払いませんよ。

指針を直すかどうか、範囲について、そして最後に時期について、時期が、これを東電はもつと時間が掛かると言っています。これも早くさせなければいけません。この三点について文科大臣にお伺いします。

○國務大臣(中川正春君) 六日于此の審査会の中間指針補足が策定をされたわけですが、事故を起こした発電所からの距離、あるいは放射線量に関する情報、その区域における自主的避難の状況と、こういうことを総合的に勘案しながら一つの線引きをされたということでありま

これはいつも申し上げておりますように、一つの類型化でありまして、これを前提にして東電が実質的に損害のあるところを賠償をしていくことということが前提になつています。だから、いつも枝野大臣が言われておりますように、東電にとつては一つ一つ丁寧に個別的な損害というのをしつか

り聞き取つて、その中で判断しながら、実際に損害を与えた部分については賠償をしていくということ、これが第一義的なことであります。我々もそのようにしっかりと指導をしていきたいと思います。その上で、そこでもなかなか満足のいくものが得られないということで、その後の段階としてADRで紛争解決センターというのが開かれております。そこで仲介をしていくというようなプロセスもあります。それを一つ一つ丁寧に迅速にやっていくということで対処していくといふことを思つております。

○森まさこ君 もう全く誠意のない答弁でがっかりしました。

いんですか。全て値切っているじゃないですか。毎週毎週住民説明会に出て、私も今週末も行きますけれども、全部値切っているじゃないですか。本当に私はがっかりしました。このために賠償審査会があつて、きちつとそこで枠組みつくていかなないと、企業行動としては減額していくのはもうう

本当に目に見えているんですよ、国が守ってあげなければいけないと。被害者の方が何でこんなに苦労して説明会に出かけていて値切られて、そしてまたそれでは不満なら紛争審査会に出かけていて、それでも駄目だったら弁護士さんに弁護士費用を払って頼まなきやいけないんですか。おかしい、本当におかしいんですけども。

こういうときのために我々がつくりた基金といふのがあるんです。通称仮払い基金法、これ私、原案を書いたのが四月です。そして、この参議院では反対されましたけれども、民主党さんに、衆議院に行つてやつと七月に成立をして施行されております。これにお金を入れてくれ、そうしたら福島県に基金が入つて、そしてこういう自生避難の足りない方にも東電の賠償が遅い、狭い、漏れがある部分にきちっときめ細かい配慮ができるということです。そこでやつてきましたけれども、この法案のう

審査にずっと出ておられた平野大臣からは、何回国会で答弁してもそれをやるという答弁がいただけない。その後に、担当が枝野大臣に変わりました。そういうことで枝野大臣に言つても、福島県から話がない、そんなことをおっしゃつておられたましたが、先日ようやく福島県知事が来て、紙書いて、福島県に、この法律に基金を入れてくださいというのを持つてきました。

枝野大臣、どうですか、いつ、幾ら入れていただけるんですか。

う仕組みでございます。今、福島県と、具体的にどういった御要望でどういった内容の基金をつくれられる御要望なのかということについて、今実務的な詰めをしております。そこで、具体的な御相談をおこなうべきで必要があれば対応するということをございますので、今の段階で時期を明示することではできませんが、今、現に実務的には県と御相談をしているのは間違いないありません。

いということを申し上げておきます。
お配りした資料を御覧ください。

小さな赤ちゃんが寝ているところの放射線量は
○・二六マイクロシーベルトです。お母さんが写真を撮る
供に申し訳なく泣きながら撮った写真だそうです。
私、この家に行つてまいりましたが、この家の
中で最も放射線が低い場所が○・二六なん
です。○・二六ということは、文科省のこの低減率

考慮をしても年間一ミリシーベルト超えるんであります。これが家中で最も低い場所、台所の中です。そこに寝ているんです、一日中。子供部屋は、上にあるような、もう本当に一マイクロシーベルトという非常に高い放射線量があります。これは福島市の渡利地区又はその近くの大波地区などではもっと高いところもあるんです。次の資料を御覧ください。

この家の子供が付けているガラスバッジの値が資料三でござります。何と九月の一ヶ月だけでも

○六ミリシーベルトですよ。十月と合わせたら、たつた二ヶ月で一ミリシーベルトを超えてるんです。平時の基準は年間一ミリシーベルトですから、これで不安になるなどと言う方がおなじいんですよ。だから自主避難をしているんじゃないですか。

しかし、先ほどのように、金額も足りない、二月までの金額で、一月からはどうなるか分からぬない。除染もいつ始まるかも分かりません。近くの大波地区でも、実際にやつた放射線の塗染、塗染をやつても二割しか下がらない、雨が

降つたらまた戻つちゃったという話もあります。そして、大波地区も先月末で二十戸足らずしか進んでおりません。ここから今度、渡利の何千戸、いうのが終わるのはいつですか。終わるまでの間にはですよ、この地域の方々、毎週毎週末は会津津川、いろんなところに自主避難して、そして旅館に泊まってお金掛けているんです。その費用も出ますが、けれども。私は、政府の施策として、子供のいる家庭は、除染が終わるまで一時的に避難させるということがあつていいと思います。

この地域の住民の方から政府に陳情書を出されていました。すぐ近くの土湯温泉に行つて泊ませていただければ、コミュニティーも壊れちゃうよ、お父さんたちもそこから仕事に通えるんぢやない。

から要望書が来ているのではないかという御指摘をされ、と思うんですが、住民説明会などで住民の皆さんの意見交換で御要望は承っておりますが、要望書という形では受け取っていないと聞いておりま

で一ヶ月に一ミリシーベルトを超えているということは、普通に考えれば年間で十二を超えるような話の値になつてゐるわけでありまして、これままで外の、建物の外の放射線量を測つて、それで一年間でどれぐらいになりそうかということでやつてきてゐるわけであります。が、こうした実際に、バッジ等で実際にお子さんが受けていたる放射線量がこうやつて見えていたりのことの中では、こうしたことも参考にしながら避難等のことについて考えなければいけないと思つております。これについては、引き取らせていただいて、検討させていただきます。

土湯温泉に一時的に避難させないか。要望はいた
だいていますが、これこれこういう理由でできま
せん。何と言つたか、御存じですか。

○國務大臣(枝野幸男君) 聞いておりませんの
で、御指摘いただければと思います。

○森まさこ君 全くとんちんかんな理由なんで
す。民間住宅の借り上げができるので、すればい
いじやないかと、それから 今回の賠償指針で金
額が出来るようになつたから、それを使えばいいん
じやないかと、この二点を言つたんです。

ひどい話です。借り上げ住宅、もう双葉郡の人
たちが来ていっぱいじやないですか。アパート、

○國務大臣（枝野幸男君） 今 の 発 言 が 事 実 と す れ
ば、そ れ は も や 東 京 に い る と か 福 島 に い る と か と
い う 問 題 で は な く て、十 分 に 法 の 趣 旨 や 今 の 実 態
と い う こ と を 踏 まえ な い 発 言 だ と い う ふ う に 思
い ま す の で、嚴 し く 省 内、指 導 い た し ま す。
○國務大臣（平野達男君） 今、枝野大臣からもお
答 え が あ り ま し た け れ ど も、ま ず 現 場 を し つ か り
と ら え る と い う こ と が 復 興 庁 の や つ ぱ り 職 員 の 大
き な 仕 事 だ と 思 い ま す。で、そ の 場 所 を 本 庁 か 地
元 か、様 々 な 意 見 が ご ざ い ま す け れ ど も、私 自 身
は、様 々 な 調 整 が 必 要 だ と い う 意 味 で は 東 京 が い
い の で は な い か と い う ふ う に 考 え て お り ま す。

それで、僅か一月ぐらいではありますけれども、今年度内に動く、仕事が動いていくということになりますから、この認識で間違いないかどうかということをまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(平野達男君) 今国会で復興庁法案、衆議院においても、また参議院でも今議論しているところであります。様々な御提案もいただきました。この法案が成立しましたら、できるだけ早くとにかく発足させたいというふうに思つております。私は三月十一日が一つのまず大きな節目になるんじやないかという認識を持つております

その上で、結局は、自主避難・避難指示区域以外の皆さんのお避難について、先ほどのお話をとおどり、紛争審査会での指針は最低限の共通の網羅的な話でございまして、具体的にお子さんがいらっしゃって、そのお子さんのために速くに逃げていらっしゃるとか、週末動いていらっしゃるとかという実費については、これは当然東京電力が賠償するべきである、ということ

どこ借りるんですか、どこか綿量の低いところにアパートがあるんですか。私は、土湯温泉のところがちょうど低くて近いから、そこに行つたらどうかと言つたんですよ。それを政府の施策でやつてくださいと言つたら、借り上げ住宅行つてください。それから、賠償指針でお金が出るからつて、これ、いつ払われるんですか。東電は、まだ

しかし、委員の趣旨は 現地をよく見ると、現地を踏まえた上で対応しろという趣旨だと思います。その趣旨は重く受け止めなければならぬと いうふうに考えております。

○森まさこ君 申し訳ないんですけど、東京にいたって調整できませんよ。給食の四十ペケル、あれ何ですか。あれだけ、文科省と厚労省の間

けれども、いずれ、できるだけ一日も早くこの復興序を発足させたいというふうにも思つております。

一方で、実際の仕事は、もう復興本部でやらなければならぬことはたくさんありますて、それも同時並行的に進めているということであります。

ます。 東京電力が実際の賠償が大変遅いということは御指摘のとおりでございまして、今日、明日にも、更に体制を強化して迅速に対応できるようにといふことについても、エネルギー庁長官の方から今具体的に指示、対応をさせています。
とにかく、できるだけ具体的に早急に東京電力から、そつしたやむなくお子さんの安全、安心のために避難をされている皆さんの特に実費等について賠償がなされるよう、更に強く促してまいります。

またこれ準備が時間掛かると言つてゐるしか
も、これは十二月までに彼らが出費したもののが補
填なんですよ。四十万では全く足りないですから
ね。毎週毎週、会津とか栃木とかいろんなところ
に行つてゐるんですよ。それから、ずっと親子で
二つに分かれて、二つかまどで生活している方も
いらっしゃる。そして、一月からの賠償金額は出
るか出ないかも分らないんです。

枝野大臣の部下が、原子力支援チームですか、
の方がそういうことを私のところに言つて、昨日
の時点で言つていて。つまり、東京にいて机の上

そうじゃなくて、被災地をしっかりと見ていただきたいということを申し上げまして、時間になりましたので、質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○高階恵美子君 発足時の人員配置とか組織体制の整備、それから各々の役割とか所掌事務分担の明確化、そういうものを動かしていくための経費が生じてまいります、一月分とはいえ。その手当ができるのかどうか。それから、四月以降の本格稼働に向けた組織体制、人員確保、配置、それから次年度特別会計等の予算要求、あるいは自治体からの特区申請の審査・受理、それから資金配分、こういった実務の大まかなスケジュール感、フローについて現在準備が進んでいるものと思いますが、少しだけ情報提供をお願い

○森まさこ君 每回この委員会で積極的な答弁をいただいても、実現しないので本当にむなしい気持ちになるんですが。

枝野大臣、枝野大臣の部下の方が昨日私のところに質問レク取りに来まして、一時的な避難、この渡利地区の要望にこたえない理由を言つたんですよ。もう大変なびっくりした、実務を知らない答弁をしたんです。御存じですか、何と官僚が。何で渡利地区の人を、子供たちのいる地点を

で鉛筆で書いているだけでは現場が分からないと
いうことなんですね。
ここからが、私、この復興庁法案で一番言いたい
質問ですけれども、復興庁の本部は被災地に置
くべきですよ。東京なんかに置いては今のこの状
態が全く変わらない。もつと悪くなるだけです。
福島県をもつと苦しめて、県民をずっと待たせる
だけです。復興庁の本部は被災地に置くべきで
す。どうお考えですか。

す。修正協議に御尽力くださいました先生方にま
ずは感謝を申し上げたいと思います。

それで、さきの衆議院での審議の中で、総理
が、今国会で法案成立の上は、三月十一日より前
に発足できるよう準備しますと高らかに宣言をな
さいました。曆で確認いたしますと、この日、來
年の三月十一日は日曜日です。それで、総理は遅
くともその前の金曜日、九日までに復興庁を動か
すんだと、発足するんだけど、こういう含意を持つ

○國務大臣(平野達男君) 復興庁設置に必要な予算につきましては、内閣官房に計上されている復興対策本部の経費や内閣府に計上されている復興交付金等の予算を、予算総則十二条の規定により復興庁に移し替えることでこれ対応が可能でござります。その方向で対応したいというふうに思つております。

一方で、特別会計、どのように組み立てるか。

こういったことについては今財務省等とも銳意検討中でございます。特別会計については制度設計をして、二十四年度予算、少なくとも二十四年度予算にはその枠組みで編成することになるというふうに思っております。

○高階恵美子君 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

十年間の計画といつても、もう既に一年が経過した後でこの事業が動き出すということになりますもので、法案が通つてから詳細を詰めるということでは、さつきの総理の決意も発言も信憑性を失つてくるのかなというふうに思われますので、担当大臣からも是非ブツシユをしていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

それから、修正協議の過程で、実質的な復興推進機能が持たされていない形骸官庁としての位置付けだった当初の提出法案から随分肉付けがされたというか、魂が込められた、そういう修正が加えられた思いがしているんですけども、実は梅雨どきぐらいから、地元はもう元に戻つたでしょうか、あるいは当初の危機意識も薄れて何か遠くのことに感じるようになつちゃいましたよといつたような言葉を掛けられることが出てきましたて、非常にむなし気持ちに陥ることがしばしばありました。現地ではそのころ、いよいよ蒸し暑さが増してきて、そしてみんな扇風機も掛けないで節電に努めて、首にタオルを巻いて水筒を下げて、全身あせもだらけで一生懸命暮らしていたんですね。その段階で心が離れていつてしまつて、そういう状況をお聞きするのは非常に私もつらかったんです。

人災ともやゆされるほどに、効果的な復興支援策が推進されない、この現実を見てまいりますと、その要因というのはひとえに実践力とか現実感の乏しさに由来しているのではないかなと、そういう気がいたします。地域内に入り込んで、そしてそこで暮らしを営むための何が失われて何を補つていかねばならないのか、こういったことを共に考えて、悩んで、方向性を吟味する機動力が

必要だと思うんです。

それを進めていくときの国、県や自治体、それから地域住民、県外の方々の国民参加、あるいは企業、団体の取組、こういったようなことを地元の方々と協議をし情報収集する。それと大所高所からの分析や判断を加えていく、そして一日も早くふるさとを取り戻していくための方策を打つ、その大きな流れをつくっていく仕組みがどうして必要だと思います。

修正協議に当たられた谷先生には是非お伺いしたいなと思うんですけども、自治体が主体的に取りまとめていく復興計画の提出を待つことだけではなくて、国としても十年間をしっかりと見越した形で、いつごろまでにどういう部分について何を進めていくのか、こういったような国家的なアクションプランというのが必要ではないかと思います。

災害復興のアイデアも生かす必要があるんじやないかなというふうに思います。何かこの点に関してはなくて、国としても十年間をしっかりと見越した形で、いつごろまでにどういう部分について何を進めしていくのか、こういったような国家的なアクションプランというのが必要ではないかと思います。

○衆議院議員(谷公一君) 高階委員にお答えいたしました。

復興を進めるに当たって、目標を明確にして、そして工程表を作つて住民なり国民に明らかにするということは大変大切なことだと思っております。

政府においては、七月二十九日に東日本大震災からの復興の基本方針というのを定め、そして復興施策に関する国の事業計画及び工程表を八月二十六日に作り、十一月二十九日に見直したと承知しておりますが、恐らく私も全て見たことはありません。余りにも膨大です。余りにも抽象的であります。例えば復興住宅、仮設住宅はほぼ終りました。じゃ、住まいの復興、復興住宅はいつ建つんですか、いつごろまでに何戸建てるんですか、それは今工程表でも明らかにされておりません。

言われるようにはっきりした明確な目標、時期、そういうものを、地元の自治体はもちろんですけれども、國の方ももう少ししっかりと骨太

のリーダーシップを持つたアクションプランと申しますか、工程表といいますか、そういうものが

個人としては必要だと思いますし、是非そのことを政府に強く期待をしたいと思います。

○高階恵美子君 ありがとうございます。

平野大臣は、この点、どんな感想をお持ちで

しょうか。

○國務大臣(平野達男君) 今、谷法案修正者から、提出者から御指摘がございましたように、例えは海岸とか港湾とか漁港とか、あるいは学校施設とか、こういった施設、ハードについてはかなり私どもなりにしっかりと工程表は示したつもりでございます。

しかし、復興の鍵となる、例えは新しい復興住宅をどこに造るかということについては残念ながらまだ工程表を示すことができませんでした。この部分につまましては、今被災地域が、被災者の様な対話を通じて今計画を作るべく鋭意取り組んでいるところであります。私どもとしても、この取組、しっかりと引き続き支援してまいりまして、できるだけ早い段階で地域の住宅の再建計画ということもしっかりと示すようにしたいといふふうに思つております。

○高階恵美子君 そうですね、おっしゃるとおりだと思います。やっぱり生活再建をしていくためには、住まいが確定されて、そこで職を得ていい、収入の道を得ていくということも大事です。ふうに思つております。

○高階恵美子君 そうですね、おっしゃるとおりだと思います。やつぱり生活再建をしていくためには、住まいが確定されて、そこで職を得ていい、収入の道を得ていくということも大事です。

こういった点について是非検討願いたいと思うんですね。けれども、いかがでしようか。

○國務大臣(平野達男君) これから復興局を置く被災三県以外の支援をどうするか、それから支所の体制をどうするか、支所をどこに置くか、これは地域の実情等、それから意向等を再度くみ上げてきちつと制度設計をしたいというふうに思つております。

その場合に特に、今委員から御指摘がございましたけれども、非常に三陸の地域というのは地形のポジションになった、あるいはそれに近い形になるんだろうと、そういうふうに理解します。そうしますと、復興推進会議は國務大臣が当たられますが、トップは総理ですから、組織構成を少し考えてみると、復興庁の官房機能というの

は内閣官房の近くに部署を設置すればいいんではないかと思います。復興庁本体は、岩手、宮城、福島のうちいづれかに置くことが望ましいのでは

ないかと思いますし、また復興局は、復興庁による各省庁間の総合調整に基づいて事務権限を分掌して各省庁の出先機関の統制も行う、こういう位

置付けですから、重みのある局長をそれぞれのところに配置をする、しかも常時常勤でお仕事をしていただく体制を確保願いたいと思います。さらに、全ての被災県の県庁内に、あるいははさわしあい場所に、当該自治体の復興に関する事務を取り扱う支所、あるいはそのチームを配置していただきたいと、こういうふうに思います。

しばしば、全体の会議をどこで持つののか、それから細かな調整が必要なので東京という話が出てまいりますけれども、必ずしも会議、一堂に会すことだけが効率的とは言えないことも多いのです。たとえば岩手の被災地の場合には、三陸リアス式海岸のところですから、非常に地形が入り組んでいて交通の便が不便、こういったところのリアルタイムな情報を取ろうとしまして、できるだけ早い段階で地域の住宅の再建計画といふこともしっかりと示すようにしたいといふふうに思つております。

まさに、できるだけ早い段階で地域の住宅の再建計画といふこともしっかりと示すようにしたいといふふうに思つております。

○高階恵美子君 そうですね、おっしゃるとおりだと思います。やつぱり生活再建をしていくためには、住まいが確定されて、そこで職を得ていい、収入の道を得ていくということも大事です。

こういった点について是非検討願いたいと思うんですね。けれども、いかがでしようか。

○國務大臣(平野達男君) これから復興局を置く被災三県以外の支援をどうするか、それから支所の体制をどうするか、支所をどこに置くか、これは地域の実情等、それから意向等を再度くみ上げてきちつと制度設計をしたいというふうに思つております。

その場合に特に、今委員から御指摘がございましたけれども、非常に三陸の地域というのは地形のポジションになった、あるいはそれに近い形になるんだろうと、そういうふうに理解します。そうしますと、復興推進会議は國務大臣が当たられますが、トップは総理ですから、組織構成を

少し考えてみると、復興庁の官房機能というの

隔地とのいろんな様々の会議をやるために、例えばテレビ電話を活用したそういった会議等々の御提案もいただきました。そういったことも含めてちょっと検討をしていきたいというふうに思います。

○高階恵美子君 それから、復興推進委員会についてなんですか? でも、知事以外の委員のうち少なくとも四名を常勤の委員として本庁と各三局に配置していただくことが有効ではないかというふうに考えます。その下に実動チームを編成して、復興計画を効果的に推進するための技術的助言とか支援を行う機能とか、あるいは計画の進捗管理機能、計画の実施方法とか、予算が妥当かどうかといったような検証作業を行う機能、こういうものを持たせるようにして、実際に動くチームをそれらのところに配置すること。

それから、地域内に目を通していきますと、自治体ごとあるいは地区町内会ごとにニーズ把握や

計画推進のための小さなグループ、これが設置さ

れるような仕組みを御検討いただければと思うん

ですけれども、これ、私は地域保健とか公衆衛生の方を専門にしておりまして、かつてはハ

工、蚊対策で日本脳炎を撲滅したという歴史が日本にはありますし、地域の中の母子保健推進員さんとか生活改良普及員さんとか、こういった、今この時代にこのみのく再生のために必要な人員を配置する仕組みというのも工夫したらどうかと

いう思いからなんですね。専門家を手厚く配置しますと、いわゆる専門家の活用ですとかボスドク活用ですか? 特別必要な専門分野に精通する方を外部から呼び込んでくるような、そういう工夫が必要だと思うんです。

これは、各自治体内で完結してくださいといつても、なかなか配置や確保、それから身分保障、

こういったものが難しいと思うので、期限が限られた中であっても、是非、広域的に国が率先してこういったところを支援することをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(平野達男君) まず、支所等の職員につきましては、専門性を有する職員等と併せて、地域の実情を知る地元の職員もできるだけこれは採用しなければならないというふうに考えています。あわせて、復興推進委員会というのがございまして、ここで全体的なこれから復興に向けての様々な御提言をいただくということを今考えております。

それで、この復興推進委員会ですが、様々な分野、様々な観点からの議論が必要だというふうに思つております。これから、今委員からも御指摘も踏まえまして、どういう専門家が必要かと

いうことについても考えながら、この委員会の制度設計もやってまいりたいというふうに考えてお

ります。

○高階恵美子君 ただいま大臣からの御答弁の中で、必要になりそうな専門家の専門性について言及がありましたけれども、例えば谷修正提案者にお伺いしたいんですけど、神戸の、阪神・淡路の復興のときと今回のように広大な地域にわたる場合のところの復興では必要となるプロ

の範囲が、バックグラウンドが多少違うんじゃない

かというふうに思いますが、こういったところを加える必要があるんじゃないかといったような何かお気付きになつていらっしゃる点とかござりますでしようか。この際、お伺いできればと

厚生労働大臣、今別の委員会にお出かけになつておられますけれども、可能であれば政府参考人の方からでもよろしいんですが、次期医療計画を

飛び越える形で被災地の医療従事者の確保、あるいはこういうヒューマンケアの担い手たちへの支

援策というのを講じてほしいというふうに思つ

りますが、専門家を手厚く配置しますと、いわゆる専門家の活用ですとかボスドク活用ですか? 特別必要な専門分野に精通する方を外部から呼び込んでくるような、そういう工夫が必要だと思うんです。

これは、各自治体内で完結してくださいといつても、なかなか配置や確保、それから身分保障、

城、岩手、それぞれどちらかというと中小の自治

体が多かった。加えて、原発の被害、そういうものがござります。ですから、時間的な問題もございませんし、そういうエリア、そういうことをござえた対応というのは的確にやらないと大変大きな過ちを起こすと思つております。

例えば、震災の初期の段階でガソリンが足りませんでした、燃料が。これは十六年前の神戸の経験をしている人には思い付かないものであります。あわせて、復興推進委員会というのがございまして、ここで全体的なこれから復興に向けての様々な御提言をいただくということを今考えております。

それで、この復興推進委員会ですが、様々な分野、様々な観点からの議論が必要だというふうに思つております。これから、今委員からも御指

摘要も踏まえまして、どういう専門家が必要かと

いうことについても考えながら、この委員会の制度設計もやってまいりたいというふうに考えてお

ります。

○高階恵美子君 大きな震災は非常に悲しいことがあります。被災地からの人口流出のことをしばしば言われます。特に、医療提供を行つている現場からは、専門職がない、募集を掛けてもゼロだと、

こういうことが言われます。

そこで、私がいろいろ医療の現場の方々の声をお聞きする中で日々訴えられることがあるんですね。被災地からの人口流出のことをしばしば言

われます。特に、医療提供を行つている現場から

わざわざ、専門職がない、募集を掛けてもゼロだと、

こういうことが言われます。

厚生労働大臣、今別の委員会にお出かけになつておられますけれども、可能であれば政府参考人の方からでもよろしいんですが、次期医療計画を飛び越える形で被災地の医療従事者の確保、あるいはこういうヒューマンケアの担い手たちへの支

援策というのを講じてほしいというふうに思つ

りますが、専門家を手厚く配置しますと、いわゆる専門家の活用ですとかボスドク活用ですか? 特別必要な専門分野に精通する方を外部から呼び込んでくるような、そういう工夫が必要だと思うんです。

これは、各自治体内で完結してくださいといつても、なかなか配置や確保、それから身分保障、

城、岩手、それぞれどちらかというと中小の自治

御指摘がございましたように、被災後の地域のものもございます。ですから、時間的な問題もございませんし、そういう意味では、医療計画若しくは県独自の計画といふことでございますけれども、これは復興庁で各地域のニーズというものを十分受け止めていただきたいとおもふことを一体となつて御議論をいたくことが重視でございます。その上で、私どももそのお声をよくお聞きをして、そして地域の医療提供体制、医療従事者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○高階恵美子君 ありがとうございます。本日は質問の機会をいたしまして、大変ありがとうございました。公明党の石川博博でございます。本日は質問の機会をいたしまして、差し迫つてまいりました。今国会も最終盤に差し迫つてまいりました。今国会も最終盤に差し迫つてまいりました。今度の最後まで分からぬといふ混乱が続いた中、この終盤を迎えているわけでございます。

思いますし、英知を結集して支援策を進めいく必要があると思います。

そこで、私がいろいろ医療の現場の方々の声をお聞きする中で日々訴えられることがあるんですね。被災地からの人口流出のことをしばしば言われます。特に、医療提供を行つている現場からわざわざ、専門職がない、募集を掛けてもゼロだと、こういうことが言われます。

厚生労働大臣、今別の委員会にお出かけになつておられますけれども、可能であれば政府参考人の方からでもよろしいんですが、次期医療計画を飛び越える形で被災地の医療従事者の確保、あるいはこういうヒューマンケアの担い手たちへの支

援策というのを講じてほしいというふうに思つ

りますが、専門家を手厚く配置しますと、いわゆる専門家の活用ですとかボスドク活用ですか? 特別必要な専門分野に精通する方を外部から呼び込んでくるような、そういう工夫が必要だと思うんです。

これは、各自治体内で完結してくださいといつても、なかなか配置や確保、それから身分保障、

城、岩手、それぞれどちらかというと中小の自治

れたというふうに私は評価をしておりまし、また衆議院におきましても、修正協議に当たられた先生方、本当に現地の声を受けて、非常に力強い実施権限も含めたこの復興庁の設置法案になつたものと高く評価をしているところでござりますが、しかし残念なのは、この復興庁の法案の提出時期が大変に遅れたなということを感じております。

続き銳意準備を進めてまいりたいというふうに思つております。

（国務大臣）（千里通風便）まずとろいん組織わらへ
制にすれば復旧復興が迅速にかつ効率的に進められ
れるか、私どもも私らなりに検討を重ねてきました
ところであります。

のためと私は詰詰しておけますし、さういふ間に付金については、その主な事業が五省四十事業と、各省の持つてゐる事業を進めていく、これを推し進めていくという、これもやはり総合調整機能の枠を超えないのではないかというふうに思うんです。

我々はやより、これをもつて復興市が実施する

置すべしという基本方針を決めた復興基本法が成立したのが六月二十四日ということを考えますと、そこから二か月もたってから復興庁を設置する準備室が立ち上がった。これが結局今の復興庁の設置法案の提出の遅れにつながったのではないのかというふうに考えておりますが、この点、平野大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣 平野達男君 復興本部が行つたことでござりますけれども、まず、復興基本法成立後一ヶ月で復興の基本方針を策定いたしました。そして、この復興基本方針に基づきまして、復興特区、復興交付金の仕組みについての検討を急ぎまして、併せて復興庁の設置法案についても直ちに検討に着手をしております。その上で、復興庁の設置について法改正、予算案、人事案等の準備を

それから、今回の復興庁の設置法案、内閣から提出された法案に対しても衆議院における修正協議の中で最大の議論になりましたのが、所掌事務が、元々この復興基本法に掲げられていました実施事務を十分に入れていないとという点でございました。復

しかし、やっぱり更に、今回、国会の審議を経まして、更に復興庁については権限を与えるべきだということでございまして、各府省の復興事業に係る予算を一括して要求するとともに各府省に予算配分し執行させるなど、新たな強力な権限を担うことになるというような法案が、修正案が併せて今この委員会で議論をしていただいているところでございます。

さらに、復興特区制度につきましては、これは制度が、立て付け上様々な計画が盛られていたり、法律上若干複雑な面もあつたりするという面も御指摘もいただいております。こういった観点から、被災自治体等に分かりやすく説明する、それから計画の策定の支援をする、こういったことについての復興庁の役割も大きなものがあるといふうに私は認識をしております。

興基本法の第二十四条三の一に明確に復興に関する

いかという指摘いつも受けられて、その答弁に

る事務を実施するというふうに書かれているにもかかわらず、今回の復興庁設置法案にはそこをはじめとした形で明確に明記をされていなかつた、十分に反映していなかつた。これは国会に対する、ある意味、行政府の挑戦というふうに取られかねないと思ひます。立法府に対する各

おつしやるのか この復興交付金事業そして復興特区の事業を復興庁の権限として実施事務として入れてあるんだということを御説明なさるんですが、やはりそれは議論のすり替えだと私は思います。

各市町村から出てきた様々な、各省の持つている基準あるいは規制というものを外していくといふもので、ある意味各省との調整義務を超えないもの（二二二番は別議）になりますが、どうぞ、夏虫を

のだと私は詰詰しておけますし、さうい 徒興文
付金については、その主な事業が五省四十事業

と、各省の持つてゐる事業を進めていく、これを推し進めていくという、これもやはり総合調整機能の枠を超えないんではないかというふうに思う

ります。

事務を持つてゐるんだといつてもそれは納得がい

きませんし、詭弁だとわれてもしようかないと
思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（平野達男君）－いろんな見方があるかと思ひますけれども、例えば復興交付金制度につ

きましては、これは確かに二階建てになつていま
ニ、一階部分の、二階部分の、二つの事実

して、一階部分については各省の持つてある事業を束ねたものであります。ただし、この束ねた事

度
業をどのように使うかということについては自治体が判断をいたします。その自治体を判断するに

当たつて様々なアドバイスをするとか調整を行う

とか、これは復興庁の大きな仕事になつてくると
いうふうに思つています。

さらに、復興特区制度につきましては、これは制度が、立て付け上様々な計画が盛られていた

り、法律上若干複雑な面もあつたりするという面の御指摘つゝござつてござります。こういつて観点

限も御指摘もいたたいております。こゝへて大観点から、被災自治体等に分かりやすく説明する、そ

れから計画の策定の支援をする、こういったことについての復興庁の役割も大きなものがあるとい

うふうに私は認識をしております。
○石川博崇君 いつも感じますけれども、やはり

九

方から、復興庁をどこに置くかは別にして、現場の思いを踏まえて、現場の状況をきちんと復興庁が把握をして、肌身に感じて頑張るんだという決意の御表明がございましたが、今後、こうした修正が入ったことによつて、国会へのそうした現場の状況も踏まえた御報告もいただけるものというふうに思つております。

また、私ども国議員も、今後も被災地へ被災地へといふ思いで現場に入り、そして現場のお声を伺いながら復興の状況、しっかりとチェックをさせていただき、そして進めるべきところは進め、また遅れているところは更に遅れないようにな、今後、緊張感を持つて行政府と立法府、協力をしながら復興は全全力で進めていくという関係を進めてまいりたいと思います。

この修正について復興大臣、もし何か御感想があればお願ひいたします。

○石川博崇君 ありがとうございます。

時間も少なくなつてしまひましたので、次の課題に移させていただきたいと思います。

週末、宮城県の東松島市の我が党の同僚の地方議員、市議から電話が入りました。私は宮城県の東松島市と隣の石巻市そして女川町を我が党内で担当させていただいておりまして、現場に何度か行かせていただいております。そこで、その東松島市の市議おつしやるに、現地のある農家の方が所有していらっしゃる農地が津波をかぶつて、ヘドロをかぶつて、そしていつ一体復旧されることになるのか全く見通しが付かない、果たして自分はこの地に残つて営農を再開できるんでしようかといふ、本当に途方に暮れた、悲しみに似た訴えがあつたそつとござります。一体どうなつていゐるんですかという市議からのお問合せでございました。

今、農水省では今後の農地の復旧復興に向か

マスター・プラン等を策定されているというふうに伺つておりますが、簡単に今の状況、今後の取組について御説明いただければと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) 石川先生からは、現地に足を運んでいただきまして、直接農家の人たちのお話を聞いていただきましてありがとうございます。

農林水産省といたしまして今、取組について申させていただきますと、この津波による被災農地のうち、ヘドロ除去を含む災害復旧が必要な農地面積は三万一千四百八十九ヘクタールと、こういうことでございます。これを何とか、おおむねでござりますけれども、三年以内に復旧をしたいと、こういうふうな取組をいたしまして、農業・農村の復興マスター・プラン、工程表も出させていただきました。

基本的に考えいたしましては、今後、県なりあるいは市町村ともよく打合せをいたしまして、除塩とこのヘドロ除去というふうなものを一体的に取り組んでまいりたいと、そういうふうなことで、特に技術的なことにつきましては積極的に農林水産省が相談に乗りながら、今後のこの三年以内にという、おおむねこの目標に向かって進んでいきたいと思っております。

○石川博崇君 農水省におかれでは、三年以内に、この津波をかぶつた農地、ヘドロをどれぐらいかぶつたかによつても随分違うと思ひます、あるいは用水路も含めて破壊されたのかどうかに

しなければいけないのかどうかも分からぬ、どうなつていくのかも分からぬ。だから、今マスター・プランを作られているかも知れませんけど、それが現実なんだというふうに思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) その後、JAや関連機関を通じての説明会なども今後やつていただけるんだというふうには思いますが、是非こうした本当に途方に暮れている、津波をかぶつて、特にヘドロを多くかぶつてしまつた、東松島も本当にヘドロが多くかつた、もう津波も真っ黒の津波が押し寄せてきたと現地の方はいつもおっしゃいます。こうした大量にヘドロをかぶつたところというのは、油分も含んでおりますので、雨水を掛けても塩分というものは除かれません。土に水がたまるだけでヘドロを浸透することがないという状況にござりますので、是非そうした農家の方々お一人お一人に丁寧な説明に心掛けていただきたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(鹿野道彦君) 今先生からの御指摘の点は、農家の人たちの生の声としてしっかりと受け止めさせていただきたいと思います。

これまで、報告会等々、市町村とも連携を取つてマスター・プランにつきましての考え方につきましてやつてまいりましたが、さらにこれからも、具体的な形で進める上におきまして、地元の方々によくお分かりいただけるようあらゆる努力をしてまいりたい。改めて私自身、出先機関に對しましても指示を出し、またさらに入を派遣する等々、今後、県なりあるいは市町村と連携を取りながら具体的な施策が実現できるようにしてまいりたいと思っております。

○石川博崇君 ありがとうございます。

大臣も是非どんどん現場にもつと行つていただき、直接御説明するような機会も持つていただきたいと、思つております。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○小熊慎司君 みんなの党の小熊慎司です。復興庁の設置法案に對しまして質問させていただきます。

【委員長退席、理事岡崎トミ子君着席】

我が党は、これは衆議院の方では反対という立場でありました。復興そのもの、復興庁そのものに対しても、どうこうするということではなくて、やはり、今もう九ヵ月になろうとしているところで進んでいないところも多々あつて、また、進んでいたとしても、この被災者、被災地の思いに十分には残念ながらこたえられていないという厳しい現状もあるわけであります。

この復興庁はワンストップであるというふうになつてゐるわけですが、我が党の見解としては、これまでも質疑の中でもありましたが、これやはり、修正案においてもかなり努力の跡は見られるわけでありますけれども、事業の実施権限といつたところがどこにあるのかということが一つのポイントとなるわけでありますし、まだ明確にはなつていませんけど、復興庁がどこにあるのかということ也非常に大事な点であります。

その中で、まず初めに、復興庁が置かれる職の設置、我々は、その次官級ポストは、これ焼け太りになるということでその点も反対なんでありますけれども、こうした復興庁の職を置く場合に、行政改革を推進する観点でこれは配置をしていかなければいけないというふうに考えますが、所見をお伺いいたします。

○國務大臣(平野達男君) 復興庁の設置に当たりましては、小熊委員御指摘のように、行政改革の観点、特に肥大化それから焼け太り、こういったことがないように十分留意して全体の組織を構築するということは大事なことだと思います。しかし、同時に、これから五年間で十兆以上の事業費、これを被災自治体に使つていただきながら復興を進めなくちゃならない。大変な事業量でござります。

今、私どもとすれば、その改革のという観点も大事でありますけれども、どうやつたら効率的そ

して効果的、迅速にその復旧復興を進めるか、そのためには必要な体制はどうあるか、まことに優先させるということも大事ではないかと、いうふうに思つております。

○小熊慎司君 今大臣の言われたとおり、まさに量ではなくて質の問題が一番大事なところあります。そういう意味で、復興庁に関して、これはしっかりととした質を高めるという意味においては、我々もその量の問題を云々するつもりはありません。

そこで、そういう観点からいえば、この復興庁に関しては、民間の人材や各市町村や県、様々な、とにかく国民を挙げて、また世界の英知を集めて復興していくという意味では、人材のその運用に関しては、省庁ということ、国家公務員といふことに限らず、これは有機的に人材登用していくなければならないというふうに思つておりますが、そうした観点に関しての所見をお伺いいたします。

○国務大臣(平野達男君) まず、人材は本当に重要な要素だというふうに思つております。その人材を確保するに当たっては、どうしても各省からの出向者が中心になるというふうに思つておりますけれども、その場合に、専門知識と併せて熱意というのが一番大事だと思っております。特に、支所に派遣される支所というか出先に派遣される職員というのは、ひょっとしたら初めての、何というふうに思つておられます。三陸なんかで暮らすというのには、東京の生活に比べれば結構厳しい状況になると思います。それでも仕事をやるという、そういう職員をまず派遣しなくちゃならない。

それから、あわせて、やっぱり民間や自治体からの方々、こういったこともできるだけこれは確保したいと、いうふうに思つております。

○小熊慎司君 いい答弁なんですねけれども、ただ、ちょっと気になるのは、官僚というのには公僕、役人というのは公僕ですから、全ての職員が

これ熱意持つてなきゃいけなくて、でも確かに熱意持つていらない職員もいますよ、残念ながら、はつきり言えば、全ての官僚が日の丸官僚でなければならぬのにそうでないというところが問題で、我が党も脱官僚と、こう言つていましたけれども、まあそれは全ての官僚を否定するわけではありません。でも、やはり熱意のない職員もいるといふのも事実であつて、これまでの質疑の中でも、いわゆる私も発議者になりましたけれども、仮払い基金法案のその後の経過の情報交換会を各省と発議者とで一ヶ月以上前にやつたんですが、現地の調査をする上で、電話をしたけどその観光協会に人がいなかつたまま実態がつかめていますせんとか、あと、例えば観光業の小売業、福島県内どうなつていてるか調べましたと。ところが、飯坂温泉と土湯温泉、ここは単体の小売業というのはありませんから、実態が明確に把握できませんでしたけどもなんてはつきり言つんすけれども、これ福島県全県見れば小売業なんていっぱいありますし、何を言いたいかといえ、結局、ちゃんと本当にどうしようか、実態を把握しようとなれば、そのぐらいのことやりましたとか言つていられないんですよね。まして、これ、復興庁の場所の問題もありますけれども、これ、東京でやつていてるからそんなことになるんですよ。

電話一本で済ますと、ちょっと福島に行つて、時間がないからといってある程度さらつとやって、調べてきましたなんて、実態把握してきましたなんていうのを簡単に言つちやうんですね。

前によつと福島県知事とお話しする機会があるたんだけれども、私もそこは共感した部分があつたんですね。実際になつてみて動いてみたら変わるものもあるかもしれませんけれども、やっぱり大事なのはそこの本当のワンストップである事業の実施権限のところだというふうに思つています。

我々もそれが復興庁にちやんとなつてない、そういう職員をまず派遣しなくちゃならない。だから、あわせて、やっぱり民間や自治体からの方々、こういったこともできるだけこれは確保したいと、いうふうに思つております。

○小熊慎司君 いい答弁なんですねけれども、ただ、ちょっと気になるのは、官僚というのには公僕、役人というのは公僕ですから、全ての職員が

してくると自分自身がこう何か変わってしまう。それは大臣も同じ東北として、まあななか地元には行けないんでしょうけれども、あと現地に入られたりしてまたこの東京に来る際に、余りにもそのギャップで、その心理的な変化つてあるといふうに思います。私も地元、行き来している中で、福島県内にいるときの自分のこの精神的な部分、気分的な部分とこっちに上京してきている部分とではやはりその心理的な変化というのをやつぱりあります。

それは意外と大事なことで、やはり被災者に寄り添うというのであれば、仕事をしていくという意味では、もしワンストップでやつていくといふ意味では、やっぱりこのワンストップの場所の問題では、やっぱりこのワンストップの場所の問題もあると思いますし、今はどここの基金法案の部分での調査の仕方を見ても、やっぱりこれは熱が入らない、熱がある人間でも東京にいたんでは熱が入らないというふうに思つています。

そういう観点から、このワンストップ、ワンストップについても、結局市町村の方々、また

県の方々、陳情に来られています、大臣のところも多いと思いますけれども、復興庁がもし東京にあつたらどうですかと言つたら、結局復興局にまづ行つて、復興庁にも行つて、事業の実施権限のある各省庁にもお願いに行きますと、こう言つてゐるんですね。実際になつてみて動いてみたら変わるものもあるかもしれませんけれども、やっぱり大事なのはそこの本当のワンストップである事業の実施権限のところだというふうに思つています。

あとは復興局なり復興庁が、ああっかり仕事をしているなというような姿勢を見せねば、地元から反対に転じたわけありますけれども、やっぱり大事なのはそこの本当のワンストップである事業の実施権限のところだというふうに思つてあります。

○国務大臣(平野達男君) 現地の状況をしつかり見て、自分自身も、福島にいれば、もうこれはすこい状況の中で仕事をされていますから、緊張感ある中なんですかね、やっぱり新幹線で上京してもこれは大事なことは、いずれのどんな仕事をおこなうに思つてあります。

○国務大臣(平野達男君) やります。

○小熊慎司君　大臣もいろいろ現場に行つておられる、また、この原発事故とか大震災だけではなくてもう水害の現場にも行つておられて、私の地元の奥会津にも早い段階で入つていただいて、その後私 差し替えで災害対策特別委員会でも行つて、各省府の方々とも行つたんですけども、やっぱりその現場を見るということは非常に大事で、やはり大局觀を持つて対処することもありながら、やっぱり現場の目、ですから鳥瞰、虫瞰、鳥の目、虫の目で当たらなければならぬといふうに思っています。

しかし、その災害対策特別委員会のとき行つたとき、現地で地元の町長さん、副町長さんの説明を聞いていたるときに、何人かの職員がポケットに手を突っ込んで聞いていたり、そういう態度が一人二人じやなかつたんですよ。私ちよつと注意させていただきましたけれども、年下ながら。そういうところつて信じられないんですね。官僚としてどうかとかじやなくて、もう人間としてどうかと思いましたよ。全然、こんな小学校の学級会みたいな話、この大事な質疑でするつもりはないんですけど、結局その程度かと思いました。

〔理事岡崎トミ子君退席、委員長着席〕
さらには、そのとき、只見町に行つて各被災地の町長さんたちとの意見交換の際も、これ大臣もお伝えして何回かあれしていますけれども、そこは雪が降る、また人手も足りない中で、三年間の激甚災害のところでも延長せざるを得ない、これに対してもどう支援をしてくれるんだという趣旨を只見町長がしたときに、役所側の答弁は、町村の、自治体の取組の中で自主的に伸ばした芽は伸ばしていくよなんて答弁するんですね。一日も早く復旧したいのに、そういう趣旨で言つているのに、その独自性を發揮して伸ばしたいのは、自由にどうぞみたいなとんちんかんな答えをしていて、只見の町長は怒つていましだけれども、私もそのときは、ふだんはやじは言わないんですけど、そこはさすがに何言つてあるんだと脇からうけ合いましたが、そんな感覚なんですよ。

一事が万事で、まあ一生懸命やっている職員もいますけれども、もうそんな状況の中でワンストップでやつっていく、被災者に寄り添うといつても、到底、今までの対応の中でも、到底私はちょっとできそうもないなどいうふうに思っています。

そういう意味では、これはもうこの法案が成立した上では最善の努力をしていただかなければなりませんけれども、先ほど言つたマインド的な、精神的な問題ですね。これはやっぱりそこに、現場に行つたからいいんではなくて、やっぱり住んでみないと駄目ですよ。これは、そこに住んでいふのと、一日行つた、二日行つた、出張で行つたというのは全然違います。これは大臣も東北に住んでおられるから分かると思いますよ。

これは、そういう意味では場所の問題つて意外

でくれるんじないかというふうに思います。たゞ、なみに、今復興本部にいる職員は、まあ全員、全員といふにいきませんけれども、皆さん一生涯懸命やつてゐるということだけは申し上げさせていただきたいと思います。

それから、場所の問題、再三御指摘がございましたけれども、私は、支所、復興局、この職員がとにかく被災自治体の立場に立つということで、鉛筆を意、まず日常歩いていただきでもらつて声をくみ上げるということについて、このことは徹底させたいというふうに思います。その上で、それを踏まえた上で復興庁が仕事をするということでありまして、その中での連携をしっかりとやることで地域と支所、復興局、復興庁、一体となつた形での取組を是非実現させたいというふうに思つていていま

○小熊慎司君 この点についても法案提出者が努力はされていましたけれども、ワシントン法に切り替えるべきだという懸念についてちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○衆議院議員(谷公一君) お答えいたします。

修正案についての一定の評価をいただいたこと

に感謝を申し上げます。

完全ではないのではないか、やはり各省に執行が残るではないか、おっしゃるとおりです。しかし現実に、復興庁が政府の提案がああいう時期だつた、そしてもう来年の三月には一年を迎える、そういう時期的なものも考えて、そして現実的に復興庁がどういう権限を持つてば通常の省府以上の強い力で持つことができるかということを考えた結果が現在の修正案でございます。仮に、執行機関まで復興庁ということになれば、私個人としては、あと数か月の遅れでは済まない。

また、事務的な分掌だけではなくて、本当にそれでしつかりした体制がつくり得るか。それぞれの各省は長い歴史と、またそれぞれの各省で採用されている職員でございますので、そういうふたとも併せ考え、ベストではないかも分かりませけれども、しかし被災地の方々に相当満足してい

ただける修正内容ではないかと我々は考へてゐる
三二、六二、一三。

ところであります。

（小倉恒吉著「アーチ・ド・ローラン」より）
最善の努力をされたと、その件に関しては否定するものではありません。今まさにスピードを上げてやっていかなければなりません。ただ、

やつぱり、この法案が成立したとしても、今後、ベストを目指して、改めることはばかるなかれ、まさにこの復興に向けてやりながら、最終的にはやっぱり権限、財源をどおんと復興庁に与えて、しつかりももうそこでやり切るということも今後努力をしていく必要があると思います。その点についてでは、我が党もこれは一致協力してやっていきたいと思いますので、ベストを目指してまさにやりながら変えていこうということも是非お願ひをしたいというふうに思つております。

そういう意味で、実際は関係省庁の調整があるのであれば、復興庁が現地で復興局が東京にあって調整していくべきだということを併せて指摘を

おせでいたたぎます

最後に 復興庁法案などはちよつと離れますか
今、現地においては瓦れきの処理が大変困っています。福島県内だけではなくて東日本全体です。広域的な処理の段階で、やはりこの放射性物質における国民的理解がないところで広い処理ができないというところにあります。そうした点についての今後の対応をお伺いいたします。

○大臣政務官(高山智司君) 今、小熊議員から御指摘いただきましたこの瓦れきの広域処理ですけれども、今、非常に困難になつております。

環境省では、八月に広域処理に関するガイドラインを取りまとめました。関係都道府県にはこれをお通知させていただき、この中では、仮置場にお

ける災害廃棄物の放射線濃度の測定の方法や、また県外に搬出する際の空間線量の測定の在り方をお示しをしております。また十月、十一月にも必要な改定を行い、再利用における安全性の考え方や新たなデータを追加するなど、広域処理に当たつて安全性の確認方法についてお示ししている

ところです。

これらの内容を踏まえる形で東京都による広域処理が始まっています。十一月には岩手県宮古市の災害廃棄物の処理が開始されました。また昨日、十二月七日には、宮城県の女川町から災害廃棄物の試験のための運搬が始まったとされています。

実際、広域処理の対象となる災害廃棄物は、放射能不検出のもの若しくは放射能濃度が低く受入側で安全に処理できるものに限っています

が、やはり依然として放射能による汚染に対する心配の声も当然ございます。また、こういう風評被害を生じさせることのないように、受入れ側の自治体や住民に限らず広く国民の皆さんに理解を広げていく必要があるというふうに考えておりま

す。

○山下芳生君 大事な御認識だと思います。

JR東日本の清野智社長も、四月の五日ですか

ら、まだ一ヶ月たたない間に記者会見をされまし

て、津波で大きな被害を受けた路線について責任

を持って復旧させると明言をされました。当時

は、被災地からはこのまま廃線になるのではとい

う心配の声が出ておりましたので、これは、大変

きっぱりと明言されたことは歓迎されたわけで

す。

JR東日本によりますと、津波を受けたのは七

月線ですね。被害は少なくとも千七百か所に上

り、二十三の駅が流失し、線路が約六十キロにわ

たって流されるなどしました。清野社長も、今大

臣がおっしゃったとおり、町が津波の来ないとこ

ろに移るという話もある、そうなると、元の場所

に鉄道を復旧しても需要に合わないので、県や町

と相談したい、検討したいとおっしゃっていました

。この姿勢がやはり鉄道事業者にとつても非常に

大事だと思います。

○國務大臣(前田武志君) お答えいたします。

今般の東日本大震災により東北地方を中心とし

て大きな被害が生じ、特にJR東日本の六路線については、鉄道のみならず周辺の町も大きく被災をしている状況でございます。このため、鉄道の復旧に当たっては、列車の運行の安全確保と利用者の利便に配慮しつつ、町づくりと一体となつた復旧計画を策定する必要があると考えております。

特に、JR東日本の場合には、原則的には自己の実力で、自己負担でという原則があるわけです

けれども、実際には町づくりの中心に鉄道があり、また駅があるわけですから、その新しい町づくりの中核の施設として一体としてやっていく。

したがって、関係、JRも含めて、自治体も国も一緒になつて協議会というのを持つております

が、そういうところで町づくり計画を作り、そ

う中で一番いい形を見出していきたいと、こう思つております。

○山下芳生君 大事な御認識だと思います。

JR東日本の清野智社長も、四月の五日ですか

ら、まだ一ヶ月たたない間に記者会見をされまし

て、津波で大きな被害を受けた路線について責任

を持って復旧させると明言をされました。当時

は、被災地からはこのまま廃線になるのではとい

う心配の声が出ておりましたので、これは、大変

きっぱりと明言されたことは歓迎されたわけで

す。

JR東日本によりますと、津波を受けたのは七

月線ですね。被害は少なくとも千七百か所に上

り、二十三の駅が流失し、線路が約六十キロにわ

たって流されるなどしました。清野社長も、今大

臣がおっしゃったとおり、町が津波の来ないとこ

ろに移るという話もある、そうなると、元の場所

に鉄道を復旧しても需要に合わないので、県や町

と相談したい、検討したいとおっしゃっていました

。この姿勢がやはり鉄道事業者にとつても非常に

大事だと思います。

○國務大臣(前田武志君) お答えいたしました。

今般の東日本大震災により東北地方を中心とし

て大きな被害が生じ、特にJR東日本の六路線については、鉄道のみならず周辺の町も大きく被災

をしている状況でございます。このため、鉄道の

復旧に当たっては、列車の運行の安全確保と利用

者の利便に配慮しつつ、町づくりと一体となつた復旧計画を策定する必要があると考えております。

特に、JR東日本の場合には、原則的には自己の実力で、自己負担でという原則があるわけです

。特に、JR東日本の場合は、原則的には自己の

実力で、自己負担でという原則があるわけです

。特に、JR東日本の場合は、原則的には自己の

実力で、

興調整会議というのがあります、これは線区ごとにあります。しかしやつぱり安全優先で東北地方運輸局が加わっております。

そこで、委員の言われたこの大船渡、私も何度か上空から見たりあるは現場を歩いたりして多少は現場を承知をしておるわけなんですが、元々水産加工場だとかあるいは工場もあるわけですから、その業務系のところは、特に工場なんというものは移すというのはなかなか大変なことで、多少浸水区域であつたとしても、防波堤は造るわけですから残るんだろうと思うんですね。住居系といふのは集団移転等で高台に上がるかも分かりません。

そういうところで、JRをどういうラインにするかということを今この復興調整会議等に諮つて議論をしているところだと思って、まだ余り先を結論を先取りするようなことはちょっと言えないわけですけれども、必ずいい解決策を見出してくれるものと思いますし、それから委員が御指摘のように、もつと国交省、指導力を発揮せいで、専門家もそういうところに派遣をして、相談に乗れるようにもいたします。

結果としては、元々あった工場であつたり、たしか太平洋セメントだったかな、何かの工場があつたと思うんですね、そういう工場だと水産加工場だとかいうのがやつぱりそこに立地をしていて、地域のこれから持続可能な発展につながるわけですから、そういうことにも重点に置きながら、鉄道というのが……。

○山下芳生君 JRの姿勢。

○國務大臣(前田武志君) JR 자체が、いわゆる二線堤といいますか防護的な機能を發揮するようになりますか公的的な関与というのもあり得るわけですから、その辺はしっかりと調整させていきます。

○山下芳生君 しっかりと調整していくということです、これ調整となりますと、JRにちやんと協力姿勢を求めるなければ調整になりませんの

で、そのところポイントではないかなと、(発言する者あり)おっしゃるとおりとおっしゃいましてので、よろしくお願ひしたいと思います。

復興担当大臣に、平野大臣伺いますけれども、JRは今黒字、東日本は黒字企業ですので、国の現在の鉄道復旧補助事業ではこれは支援対象になりません。自力で復旧するというのが原則になつております。しかし、これ復興計画と一体的な鉄道復旧をさせる場合、原状復旧ではない場合も出てくると思いますので、やはり大きな事業費になるかもしれません。

復興庁がこれはできますと、復興庁の権限で企画立案、予算確保ができるようになりますので、仮にJR東日本の体力を超えるような復興計画になつて、そういう線路の復旧、駅舎の移転などが必要になつた場合、支援制度、新たな制度の検討が必要になると思いますが、こういうことも検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(平野達男君) JR線の復旧に当たりまして、委員御指摘のよう、現地では高台移転等々の計画がありまして、それと併せて駅舎の移転等々もやつぱり考えなくちゃならないということとで、鉄道と地域の復旧計画を一体として今計画が進められている地域があります。

その中で、JRとすれば、本来であれば、JRの役割とすれば、まず原状復旧が基本だというのがJRの主張だというふうに思います。例えば、その上で二線堤の役割を負わすということになりますと、その間で例えれば掛かり増し経費というのは当然出てきまして、これがJRさんに負担していただけるかどうかということがまず問題になつてくるんだろうというふうに思います。

その問題については、その二線堤がそもそも本当にすることになれば、そこに国といいますか公共的な関与というのもあり得るわけですから、その辺はしっかりと調整させていきます。

○山下芳生君 しっかりと調整していくということではありませんが、前に申し上げましたけれども、JRではやつぱりコスト等々の問題も無視するわ

けにはいかないと、しかしありがたいと思います。

その結果として、負担を負わすことができるかできないか。できないとすれば、これは国と自治体、自治体といつても、これは自治体も負担もなかなか難しいと思いますけれども、国が負担するという仕組みあるいは必要になつくるかもしれない。それはそういう中で、その状況に応じながら復興庁が関係省庁と連携取りながら検討してまいります。

○山下芳生君 検討するということでした。

最後に、修正案提案者の方に、もう時間ありますんで、もう一問だけにしたいと思いますが。

今度、大臣と副大臣二名を増員させることになるわけですが、何のために増員するのかという目的と、それから、法案では新設となる復興大臣が必ずしも専任とするこれを求めておりません。このことによって復興対策とは直接関係のない任務を担当する大臣を増やしたりすることも可能かと思われますが、どのようにお考えか。お願いします。

○衆議院議員(谷公一君) お答えいたします。

大臣の増員の件でございますが、様々な意見があつたことは事実であります。しかし、復興庁の実施する事務が当初より増えたということはある今は全力で復旧復興に当たつていただき、そういう体制をしっかりと、少なくとも十年間はつくらなければ、そういう思いで大臣の増員ということを合意したところでございます。

復興大臣の任命というのは総理の専決事項でござりますので、法律上、御指摘のとおり復興大臣を専任の大臣としなければならない旨規定しているわけはありません。しかし、なぜ大臣を増員したのか、そういうことを考えるならば、修正案提案者といたしましては復興大臣を専任の大臣とすることを強く求めたいと思いますし、それ以外の選択は許されない、そういうふうに提案者としては思つております。

○山下芳生君 終わります。

○藤井孝男君 限られた時間でありますけれども、平野担当大臣にお伺いをさせていただきたいと思います。

今度の復興庁設置法案ですね、今、谷修正提案もいらつしやいますけれども、我が党たちあがれ日本も共いたしまして提出をされて、本院に送られてきたわけであります。それを含めて質問をさせていただきたいと思います。

もう既にほかの委員の方からも質問がありました。いろいろな質問がありましたが、まず、復興庁には大変大きな権限が与えられましたね、これ。そして、その中でまた、復興事業については地方公共団体からの要望をワンストップで対応するというのが修正案の中に盛り込まれて、これから成立をし、来年春の設置に向けていろいろ活動していくわけですが、しかし、これまで日本も共いたしまして提出をされて、本院に送られてきたわけであります。それを含めて質問をさせていただきたいと思います。

そこで、これから成立をし、来年春の設置に向けて、組織をつくつても魂が入らなければ、そしてまた、結局それが、前のほかの委員の方の質問にもありましたけれども、いかに効率的な、機能的に、また効果的にこれを実施していくかということになるわけであります。そして、そのためには、やつぱり復興庁というのは大変大きな権限を持ちますけれども、チエックというものをしっかりと、チエック機関、機能というものです。

というのは、自治体、先ほど大臣から何度も寄り添う、地元の声を反映させる、そして、それをどううまく効率的、効果的に実施していくと。そして、現場を見なさいと、自分も行くけれども、そういう指示を与えていた。これは、当然それはもう大事なことなんですか、それとも、やつぱりそういう中で総合的に判断するときにチエックというのは、そうしたことが結局は業務を円滑に進めるということに大変大事なポイントになるんだろうと思うんです。

そこで、また改めて、この担当大臣として復興庁の権限を効率的に發揮するためには、いかなる、先ほど答弁もありましたけれども、もう一度

その基本的な姿勢についてお伺いをいたしたいと思
います。

○国務大臣(平野達男君) 復興庁の、それは復興
局、支所も含めてでありますけれども、まず一番
大事な役割というのは自治体の立場に立つ、それ
から被災地の地域の立場に立つて様々な仕事を進
めていくことが基本だというふうに思いま
す。

その上で、今回、設置法案につきましては、自民党、公明党、民主党の三党におきまして精力的にこの修正に向けて協議がなされてまいりました。その結果として、復興庁の実施事務の大幅な強化、大臣等政務三役の増員数の見直し等の内容が盛り込まれるとともに、被災自治体からの要望にワントップで対応する点が明確化され、党派を超えて復興を推進するための組織づくりに取り組んでいただいたとということでございまして、このことについては改めて感謝を申し上げたいと、申し上げなければならないというふうに思っています。

この修正協議の結果を受けまして、この法案が成立したならば、復興庁の設置を一日も急ぎたいと思っておりますし、その復興庁の設置をした上で、先ほど申し上げましたように、被災自治体の立場に立った復旧復興を進めると、その先頭に立つていくのが復興庁であるというふうに認識をしております。

○藤井孝男君 認識としてはよく分かりました。

そこで、これもほかの委員からも質問があつたわけなんですが、例えば、地元にどこにこの復興庁を設置するか、支所と支局とそして本庁とということになるわけですから、そうしたときには、これまでもう既に地方整備局、農政局含めて、この三月十一日の発災以来大変な努力をされて、ノウハウを駆使して、大臣も副大臣当時から非常にいろいろな意味で現地を視察され、出先機関ともいろいろな接觸、それから被災者の皆さん方とも接触をされているわけです。

しかし、一方、政府としては、アクション・プ

ランというのを見ますと、こうした地方整備局や農政局を原則廃止するというふうにうたつてゐるんですね。しかし、私もいろんな大会、また地方の町村長、首長さんとお話しすると、出先機関はほぼ一〇〇%廃止しないでくれという意見が圧倒的に多いというか、一〇〇%、特に被災を受けたこの東北三県中心にそういう意見が非常に強い。しかし、これは被災を受けなかつた全国の市町村でも、この今ある出先機関というのが必要であると。

これはなぜかといいますと、これ政府のアクション・プランでは、こういう無駄だとか縦割りの行政をやめるとか、二重行政だとか地方自立だとかいろいろうたつていますけれども、平時でいくと非常にこれ無駄なように見えちゃうときがあるんですよ。効率的でないとかしつかりしろとか、もっと現場を見るとか、だからこれはもう統合しろとか廃止しろとかということになるんですよ。今度の災害が起きたら、やはりまず、長期的な復旧復興も大事だけれども、先ほども質問にありましたように、まず住宅を、住むところをまずどうしてくれるんだと。そして仮設住宅、そしてまた更に一步進んだ住居というものの、こういうものがなければ先の復旧復興もプランが立たないではないかということが出てきているわけです。

ということはどういうことかといいますと、こは議論の分かれるところなんですが、一方では民間の活力だとあるいは地元の被災地の意見をよく聞けとか、寄り添うと、これ非常に大事なことなんです。ところが、大災害になりますと、もう一つ大事なことは、逆に規制をする、そして国、あるいはそうした今度復興庁というのが大きな権限を持つ、そういうところがある面ではこれは中心的ななつて指導していくべきやいけない、このリーダーシップというのを問われている。このバランスが非常に難しいんですよ。

ですから、前に私大臣にも質問しましたように、リーダーシップと同時にバランス感覚を持ったなきやいけませんよというのを、単に地元に耳を

傾ける、これも地元目線、そういうよく我々政治家で使うんですよ、市民目線とか。それ確かにそのとおりなんだけれども、一方では、政治として、特にいわゆる政権を持つていてる政党として、そしてその一番の復興担当大臣、防災担当大臣としてのそういうものはどうやって守つていくかと、そういう角度からも御意見を伺えればと思つて、います。

ですから、そういう意味では、これからの一 方では縦割り行政とか二重行政と言われながらも、そういう中で担当大臣としてどう取り組んでいくのか、どういうことを目指していくのか、またそういう角度からも御意見を伺えればと思つて、います。

○國務大臣 平野達男君) 藤井議員御指摘のように、政府は出先機関改革のアクション・プランにおいて国の出先機関の原則廃止をうたつております。しかし、その一方で、東日本大震災、台風十一号あるいは新潟・福島豪雨もそうでございましたけれども、発災直後いち早く現場に駆け付け付けることができてその対応ができたのは、やっぱり整備局、農政局、これがあつたおかげだということは、これは事実だと思います。

そしてまた、これから東日本大震災の被災地域、ほかの台風被害の被災地域もそうなんでありますけれども、復旧復興を進めていくに当たつて、これは非常に大きな大量の、かなりの仕事が出てまいります。そして、中には高度な専門技術、それから経験が必要なものもございまして、被災自治体だけでは対応できないものも出てまいりまして、これはやっぱり特に東日本大震災については、支所、復興局、それから出先の機関、それから復興庁、そして霞が関にある各省庁、そして県、これがやっぱり一体になって取り組む必要があるなどというふうに思っています。

その一方で、じや、国の出先機関の原則廃止とどうやつて両立させるのか。これは、私は今、これに対してもうこうこううだという、大変申し訳ありませんが、答えは今用意できておりません。実は、副大臣のときはこの出先機関の廃止とい

うことを進める立場にもありました。ただ、現段階においては、今の体制をとにかくどうやって有効にフル活用させていくかということが今頭にいっぱいです。なぜなら、答弁をちょっと回避するわけではございませんけれども、それ以上の答弁はちょっと勘弁をさせていただきたいと思います。

○藤井孝男君 大変正直な答弁で結構だと思いました。
す。というのは、やっぱり平時のときと災害起きたときと。そうすると、平時のときは無駄な、縦割り行政だとか、こういうのはもつと効率、効果的にするには一つに統合しろとか、そういうのがよく優先されるんだけれども、こういう非常時になつてまいりますと、やっぱり国の権限、そして担当官庁というものが、今度は復興庁というのが設置される、そのリーダーシップ、それによつて被災地の人たちも非常に期待しているわけなんですね。

もちろん、もうこれは膨大な事業ですし、そしてもうあらゆる、河川から港から鉄道から道路がなるわけですから、そういう意味においては非常に、何度も申し上げて、大臣もいつも決意を述べていただきますけれども、いよいよこれは設置されるわけです。先般も復興特区法案も成立いたしましたよね。こうしたことと併せて、それとまた、今申し上げた地方の整備局、そういうふたまた自治体の皆さん方の経験、伝統文化、ノウハウというものを含めてやっぱりこれに当たつてもらいたいなど。

そういう意味で、修正提案した議員の皆さん方に敬意を表しますけれども、そういった中でお互いが両々相まって、私は、この復興事業、そして復興庁が機能的、効果的に運営できる、また実行できるよう心から期待をいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

その上で、六月二十四日に復興基本法が施行されました。

約二か月後の八月二十五日に復興庁の設置を検討する復興庁設置準備室が設置をされ

て、そして、そのまた約二か月後の十一月一日にようやく復興庁設置法案が提出されました。実

に遅いと言わざるを得ません。もう先ほども議論

がございました、もうあえて答弁は求めませんけ

れども、是非、政府そして与党には猛省を求めた

いと思いますし、その上で何点か質問させていた

だきます。

もう質問も一番最後になりますと重複する課題

もありますが、確認の意味もありますし、また角

度を変えまして質問をさせていただきたいと思

います。

まず一点目が復興庁の任務についてでございま

す。

設置法の第三条で、復興庁は東京電力福島第一

原子力発電所の事故による灾害からの復興も任務

とされているわけであります。現状では、原子力

災害対策本部、原子力被災者生活支援チーム、環

境省が福島の復興にかかわって活動しております。

国機関が一元化されておらず、問合せや要

望のたまは日常茶飯事で、被災地にも混乱

をもたらしている、そのように言われております。

そこで、既存の原子力災害対策本部、原子力被

災者生活支援チーム、環境省などとの役割分担は

どのようになるのでしょうか。復興庁とそれぞれの

府省との連携は具体的にどのように実現するの

か、お伺いをいたします。

○國務大臣(平野達男君) 復興庁設置法案第三条第一項においては、復興庁は原子力災害からの復興に関する事務を幅広く担う旨、これが明記されています。今のところ、今、一方で原子力対策特別措置法というのがございまして、原子力災害対策本部が置かれている間は、同法の趣旨に基づいておりまして、原子力災害対応について専門性が求められる事務については、同本部が一体的に担うことが効率的、効果的であるというふうに思つてお

ります。

現在、原子力災害対策本部は、避難区域の見直し、除染、放射性廃棄物の処理など直接被災に関

する事項を担当し、環境省もその一環として除染

を中心に事務を担当しております。

復興対策本部は、避難者、自治体の支援、これ

は総務省さんとも連携を取りながらやつておるわ

けであります。さらに、各省との連携の下での

インフラの充実、それから整備、さらには、原子力

災害からの復興や福島の復興の基本的な方針の企

画、推進などを担当しております。復興庁は復

興対策本部の機能を引き継ぐことになるというふ

うに思います。

特に、これから、そんなに遠くない将来、これ

は早くやらなくちゃなりませんけれども、警戒区

域の見直し、あるいは避難準備区域、計画的避難

区域の見直し等々をやらなくちゃなりませんし、

今その準備を進めております。結果として、それ

に付随するものとして、いつ帰れるか、そしてそ

のためにはどういうことが必要か、こういった仕

事、大変大きな仕事があります。こういったこと

も、私は復興庁が中心的な役割を担うというふう

に考えております。

○吉田忠智君 まだ収束が見通せない原発事故

の影響により、福島県の復興は多くの困難に直面

をしております。

避難区域などは詳細な調査が行えないといふこ

とで、インフラの被害なども明らかになつてお

ません。被災三原の中でも特に福島に対してはよ

り一層きめ細かい支援が必要であることは言うま

でもないわけですが、現在、政府において

福島復興特別措置法の検討がなされていると報じ

られておりますが、検討状況や法案の内容はどの

ようなものになるのでしょうか、また、所管は復

せん。上水道をどうするのか、下水道をどうするのか。特に上水に関しては、非常に放射線の高い地域を水源としているところもあるというふうに聞いています。これは農業用水についてもそうです。そういうことの実態をきちんと調べて、復興のこれに対する対応も必要でございます。こういったことについては、先ほど申し上げましたように、復興庁が中心になって各省と連携取りなが

らやつていただきたいというふうに思つています。

お尋ねの福島再生特別法でござりますけれども、これにつきましては、成立させていただきま

した復興特区法、これを基本にしまして、さらに福島の特殊性に鑑みた。例えば税制の問題あるいは規制の緩和の問題等々を今幅広く議論している

ところでございまして、県とも、原子力災害から

福島再生協議会等と、この協議の場も活用しな

がら議論を進めさせていただきまして、次の通常

国会に復興庁の法案として出したいというふうに思つております。

○吉田忠智君 通常国会に提出をされるというこ

とを明言をいただきました。是非しっかりともの

を出していただき、福島の皆さんには是非安心

感を与えていただきたい、そのように思います。

次に、先ほども議論が何人の方から行われま

したが、復興庁の組織についてでございます。

第十二条に関連をして、復興庁の本庁をどこに

置くか、いまだ結論が出ていないようであります

が、どのような点に配慮して設置場所を決定をす

るのか、現状、どのような方向性で検討されてお

られるのか、お伺いします。

○國務大臣(平野達男君) 復興庁の本庁という御

質問だと思います。

本庁につきましては、各府省に対する総合調整

や立法府への対応、衆議院における修正で盛り込

まれた復興事業に係る予算の一括要求など、その

果たすべき任務にふさわしい立地であることが必

要であるというふうに考えていまして、私として

は東京に置くのが一番効率的ではないかといふふ

うに考えております。

復興庁として、被災自治体の特区関連の計画策

これまで被災地の意見につきましては、復興

設置法の国会提出前に説明を行なう中で伺つてまいりました。一方で、国会等の場において復興

の本庁を被災地に設置すべきという御意見も、今日もたくさんいたしております。今後、政府

部内において検討を進めまして、復興庁の設置まで最終的な判断をしたいというふうに考えてお

ります。

○吉田忠智君 私も、先ほど御意見ありました

が、やつぱり政の姿勢を示すためにも、そしてまた縦割りの弊害を排するためにも私は現地に置くべきだ、そのように思います。どこの県に置くかというのもなかなか難しい調整もあろうかと思

いますけれども、そういうことも検討の中に入つていいなかつたのかどうかを含めて再度お伺いした

いとと思います。

○國務大臣(平野達男君) 場所の設置については

政府内でも様々な意見がございます。そういう中で、私なりに、あるいは復興本部なりで判断したのが、まず復興庁はやつぱり東京が望ましいのか

などというのが今のところのスタンスであります

が、先ほど申し上げましたように、復興庁設置の

時期までは時間がござりますので、そのときまでに結論を出したいというふうに思います。

○吉田忠智君 今日の委員会でそういう強い意見

があつたということは是非受け止めていただきた

いとと思います。

次に、復興特区と復興庁の関係について質問し

ます。

昨日、復興特区が成立をいたしました。被災

自治体により使い勝手の良い制度がようやく少しつつ整ってきたわけありますけれども、被災地

からは、特区の立ち上げに間に合わないのなら何

のための復興特区かとの強い批判もあったところでござります。特区申請に伴う復興推進計画や復興

交付金の事業計画などの計画策定は、ただでさえ

膨大な業務を抱える被災地には大きな負担となる

わけあります。

復興庁として、被災自治体の特区関連の計画策

これまで被災地の意見につきましては、復興

設置法の国会提出前に説明を行なう中で伺つてまいりました。一方で、国会等の場において復興の本庁を被災地に設置すべきという御意見も、今日もたくさんいたしております。今後、政府部内において検討を進めまして、復興庁の設置まで最終的な判断をしたいというふうに考えてお

ります。

○吉田忠智君 私も、先ほど御意見ありました

が、やつぱり政の姿勢を示すためにも、そしてまた縦割りの弊害を排するためにも私は現地に置くべきだ、そのように思います。どこの県に置くかというのもなかなか難しい調整もあろうかと思

いますけれども、そういうことも検討の中に入つていいなかつたのかどうかを含めて再度お伺いした

いとと思います。

○國務大臣(平野達男君) 場所の設置については

政府内でも様々な意見がございます。そういう中で、私なりに、あるいは復興本部なりで判断したのが、まず復興庁はやつぱり東京が望ましいのか

などというのが今のところのスタンスであります

が、先ほど申し上げましたように、復興庁設置の

時期までは時間がござりますので、そのときまでに結論を出したいというふうに思います。

○吉田忠智君 今日の委員会でそういう強い意見

があつたということは是非受け止めていただきた

いとと思います。

次に、復興特区と復興庁の関係について質問し

ます。

昨日、復興特区が成立をいたしました。被災

自治体により使い勝手の良い制度がようやく少しつつ整ってきたわけありますけれども、被災地

からは、特区の立ち上げに間に合わないのなら何

のための復興特区かとの強い批判もあったところでござります。特区申請に伴う復興推進計画や復興

交付金の事業計画などの計画策定は、ただでさえ

膨大な業務を抱える被災地には大きな負担となる

わけあります。

復興庁として、被災自治体の特区関連の計画策

これまで被災地の意見につきましては、復興

定などをどのように支援していかれるのでしょうか。具体的にどういった支援をするのか、また政府の御決意も含めお聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(平野達男君) まず、制度をしつかり説明するという観点から、これはできるだけきめ細かく説明会等々の開催はしなければならないと思っています。その上で、実際に様々な計画を策定する上では、被災自治体今も大変な仕事をやつておりますので、その煩雑さを防ぐためにできだけ簡略をすると同時に、いろんなアドバイスをして、でき得れば、各自治体回りながらその策定自体を支援するようなこともやらなければならぬというふうに考えております。

○吉田忠智君 自治体を所管する今日は川端大臣もお見えでございますが、大臣の立場で、そういう自治体にどういう形で支援ができるのか、お答えいただきたいと思います。

○國務大臣(川端達夫君) 派遣先において費用が発生する分を八割、現在特別交付税で見させていただけ、一回目は処置したんですが、この委員会でもいろいろと御意見もございます。平野大臣からもしつかり検討するようにという御指示もいたしております。現在、今のところは八割を見ると、ということになつていますが、現在、最終的に十二月分の特別交付税の詰めの段階をしておりますので、そういう御議論や復興大臣からの御要請も含めて、最終的に最後の今調整段階に入っております。

○吉田忠智君 被災自治体はもう大変厳しい財政事情の中にあるわけでありまして、是非ここは私は十割を見るべきだと、そのように思いますが、その点について、総務大臣、いかがでしようか。

○國務大臣(川端達夫君) そういう御要望も強くいただいている、復興大臣からも前向きに検討してほしいということも含めて今最終詰めの段階でありますので、そういう重い御意見があることは承つておきたいというふうに思っています。

○吉田忠智君 どうもありがとうございました。
○委員長(増子輝彦君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十四分休憩

午後一時開会

○委員長(増子輝彦君) ただいまから東日本大震災復興特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、岩城光英君、山下芳生君及び渡辺孝男君が委員を辞任され、その補欠として宮沢洋一君、紙智子さん及び竹谷とし子さんが選任されました。

○委員長(増子輝彦君) 休憩前に引き続き、復興

府設置法案を議題とし、午後は復興体制等について質疑を行います。

○行田邦子君 民主党の行田邦子です。よろしく

お願いいたします。

○行田邦子君 昨日、復興特区法が成立いたしました。そして、今日こうして復興府設置法案の審議を行つております。私自身は埼玉県選出の議員でございます。けれども、生まれは岩手県で、被災地に多くの親戚、知人が今でも住んでおります。今回の復興

府の設置が、こうした被災されている皆さん、そ

してまた日々復興のために御尽力をされている皆様にとって希望が持てるものとなるよう、この

ような思いで質問をさせていただきます。

まず初めに、民主党の法案提出者に対して質問

いたします。

今回の復興府設置法案は、政府から提出された

閣法を国会において、衆議院において修正をされ

ました。与党の立場でどのように修正に臨んだの

か、そしてまた今回の修正でどこが改善されたの

か、お聞かせいただけますでしょうか。

○衆議院議員(近藤洋介君) 行田議員にお答えをいたします。

○衆議院議員(近藤洋介君) 行田議員にお答えをいたしました。

民主党はかねてから、震災が起きてから、我々は復興ビジョンチーム、直嶋正行座長の下につくつてまいりました。そして、その後は櫻井議員の下でプロジェクトチームをつくつてこの復興政策に当たつてきたわけでございます。行田委員におかれても、復興ビジョンチームの役員として、特に復興特区法について様々な提言、そしてアイデアを出していただきたいと思います。

また、我々は増子委員長を始め多くの被災地議員を擁しているわけでありますと、そういう中でこの閣法を受け止めたわけであります。もちろん政府・与党一体でありますから閣法が百点だという気持ちで臨みました。しかしながら現場ではまだまだ足りないところがあるという意見もあつたのも事実でございます。そうした中で野党の皆さんから提案があり、すばらしい提案が幾つかございました。政府の立場からはなかなか受け止められないというものも当初ありましたけれども、やはりより良いものをつくりたいという意思で、野党の先生方と真摯に向き合つたわけであります。

最も大事にしたのはスピード感であります。やはり復旧復興が遅れているという指摘がございました。スピード感を重視した組織をつくるなければいけないということで臨んだわけでございます。その結果、大きな点で二つの改善点があつたかと思います。

一つは、復興にかかる予算について、復興庁が地元の自治体の要望の窓口になり、財務省に対して要求をする、そして、予算のいわゆる箇所付けということも行う権限を復興庁に持つてもらうようにいたしました。これにより、いわゆるばら感のあった仕事が統一感を持つた仕事ができるようになりましたと、このように思います。

また、あわせて、復興事業全体を総括して監理するという規定を置きました。これにより、復興庁が他の省庁よりも一段高い立場からの指揮監督が行われるようになつたかと思います。

こうした内容について、政府側も平野復興担当

大臣を中心にしてかり受け止めていただき、そしてこの修正協議が相調つたと、このように思いますが、より良いものが議会において修正されたいことは、議会としては正しいことだと思いますし、今後も政府を我々としては後押しをしていくべきことだと思っています。

○行田邦子君 ありがとうございます。

閣法が提出されて、それをより良いものへと変えていくために立法府において与党と野党で協議をして修正がなされたということです。今回の修正協議をされた与党の議員だけではなく、野党の議員の皆さんにも敬意を表したいと思います。

それでは、液状化対策について伺います。

○行田邦子君 私の埼玉県でも、久喜市や加須市で液状化が発生しました。久喜市においては家屋の被害による罹災証明が五百五十六件、そのうち液状化によるものが百七十件というふうになつております。それゆえ、今回の復興特区でも久喜市は対象になつています。そしてまた、今回の復興特区の中では、交付金事業の中に液状化対策推進事業を設けてくださいました。

大変有り難いことなんですが、一方、液状化が起きている、被災している自治体においては、液状化の対策について十分な情報がなかつたり、また知識や経験が不足していると。それゆえに、どのような技術また工法が有効なのか、そしてどのぐらいの費用が掛かるのか、特に宅地部分、個人の負担がどのくらい掛かるのかといったことの計画が立てられないという声をよく聞きます。また、例えば個人で、一戸単独で薬液注入といった対処をするすると、一戸当たり一千数百万も掛かってしまうというようなことも聞かれています。個人の負担が多いために住民の同意も得られないのではないか、それゆえ、せっかく特区で用意してくださった液状化対策推進事業も使えないのではないか、こうした声も聞かれています。

前田大臣に伺います。この液状化対策推進事業について御説明いただけますでしょうか。

○國務大臣(前田武志君) 行田委員にお答えいた

します。

行田委員は今、久喜市等、埼玉県の例を申されました。有名なのは、千葉県の浦安なんかもそうです。それから、茨城県もまさしく潮来を始め、霞ヶ浦沿川ですね。これは要するに、関東平野の利根川、荒川、鬼怒川等が乱流していた、その跡地みたいなところが大体砂層でありますから液状化するんですね。久喜市なんともいうのも、恐らく元の利根川なんかが乱流していたところだと思いります。したがって、東日本震災、東北ではないんです。関東において、実は人口が随分多いそういう住宅地において液状化ということで、今回の新しい対策事業ということになつたわけでござります。

そこで、まだ具体的なこの制度をどういうふうに使つていつたらいいかということが地元の自治体等において、それはもうもちろん初めての経験でありますし、届いておりません。したがつて、ここは、制度設計とともに、実は自治体のやる公共事業にこの制度を適用するわけなんです

が、その公共事業というのは何かといいますと、これは多分、住宅地の場合には、周りを市道であつたり県道であつたり、そういう道路で囲まれ

ていると思いますね。そこに下水道であつたり上水道であつたり入っているわけなんですが、その道路自体も陥没したりしている。そこを強化しようと、先ほど言われた、薬液注入と言われま

したが、多分これはセメントミルクのようなものを注入するんだろうと思うんですね。これで地盤を強固にするわけです。

そうすると、一つの街区の周りに大体道路が巡つておりますから、ここにセメントを注入していきますと、その自治体において多少多めに、個人の住宅の方にも砂層でありますからどんどんそのミルクが入っていくということで、このプロック全体をある意味升でがつちり固むような、ちょっとこれは専門家に聞いた話でございますが、具体的に言うとそんなイメージで強固にしていきます。

個人の方々は、もちろんこれ、傾いたりとい

うなものもそのときに直していくにやいけませ

ん。もちろん、ある一定の規模以上の被害の場合には市のお金も出るでしょうし、保険を掛けてい

るところもあるでしょう。しかし、この公共事業で発注するときに、そういう事業も一体に出すと

いうコーディネートもやることになつております。

そういうことをうまく使っていきますと、個

人の負担というのは極力低減できます。そして、

余り動いてないようなことで、あえて個人的に

そんな地盤までやる必要のないぐらいのところも

あり得ると思いますので、その場合には余り負担

がなしということになるかと思います。

その辺はきめ細かく、自治体が進めるに当たつて、自治体においても専門的な知識がそれほどあ

るわけじゃありませんから、そこに専門家もちゃんと入つての委員会といいますか、そいつたも

のをつくらせるように指導をしておりますから、

そういう意味では、発注のコーディネーションも

含めまして、個人の負担がなるべく掛からないよ

うな、そういう支援をしてまいりたい、このよう

に思う次第です。

○行田邦子君 具体的な御説明ありがとうございます。

ました。液状化の被害はそれぞれの地域ごとに異

なると思いますので、それぞれの地域に対しても

充実を図るために取組を進めてまいりたいと考え

ておりますので、今回発生した液状化に対する対

応と、今後のことも考えて全国的に液状化対策の観

点も含めて防災基本計画を見直しすることとし

に思つております。

○行田邦子君 復興道路である三陸沿岸道路の建設が進んでいるといつたことが目に見えるというのには、これは被災地の皆さんにとっても希望が持つことだと思います。そしてまた、こうした幹線道路ができることによつて、その幹線道路を軸に様々な町づくりや復興事業の計画が立てられるといった効果もあるかと思います。

平野大臣に伺いたいんですが、この三陸沿岸道路は国直轄の事業として行つています。この事業を主体的に行つているのが東北地方整備局、出先機関です。このほかにも、東北には農政局とか経済産業局とか様々な出先機関が今現在も実務を行つています。

一方、今回復興庁が設置されると、東北三県には復興局が置かれて、そしてこの復興局が被災地のワンストップの窓口になるということになつておりますが、この復興局と、それから既にある出先機関との役割分担をどのように考えておられますか。

○國務大臣(平野達男君) 例えば東北整備局、先ほどの三陸沿岸道路などの施工を担つております。あるいは東北農政局、これから代行制度としての圃場整備等々の復興も担つてしまります。こういった実施官庁としての各局、それからあと各自治体からの様々な要望を受けながら、その要望を各局に伝える、あるいは本庁に伝える、あるいは自ら決断しながら自分で決断するものは決断して自治体にそれを伝える、そういう役割を復興局が担つていくということになると思います。

いずれ自治体からは様々な要望が出てまいりますので、復興局はすき間ができるないように、そして各局は自らの仕事を主体的にやつしていくように、そういった環境づくりをするのが復興局の役割だというふうに感じております。

○行田邦子君 三陸沿岸道路のような複数県にわたる広域的な事業については、やはりこれは国直轄で行なうことが事業を速やかに行なうベストな方策だと思っております。しかしながら、このような

幹線道路を軸とした地域地域の様々な事業が行われることになると思いますけれども、そうしたところには、復興庁がそのすき間を埋めていく、うまく調整をして連携を図つていくといった役割を果たしていただきことを期待いたします。

それでは、お手元の資料を御覧いただきたいと存ります。

地元の要望を受けてから箇所付け、予算の配分が行われるまでのプロセスについて示されております。これまでには、それぞれの各省で地元の要望を受けて、企画立案をして、予算要求をして、予算の計上をして、そして執行していくといったプロセスになっておりますけれども、今回復興庁ができると、地元の要望を受けてから予算の配分まで、これをもう復興庁が全部やるというふうに理解をしております。

ここで復興庁が行なう実務の確認をさせていただきたいと思いますが、まず、この図に示されている予算要求と予算計上の間に、ここには書いてありますけれども、ここに財務省の査定というものがあるわけです。通常の予算においても、差戻しがあつたり様々な修正があつて何度もやり取りをするといった作業が発生します。地元の要望を受けてから予算の配分までのこのプロセスをいかに円滑にするかというの、予算の要求をする手前企画立案でいかに精度の高いものをつくつていくのかということ、そして、いかに厳しい財務省の査定に堪え得るものをつけているのかといつたことが重要なかと思いますけれども、この企画立案については、これも復興庁が行なう

もの、例えば今回の三次補正では一・九兆円の復興交付金が付けられました。これの箇所付け、予算の配分というのは莫大な作業になるかと思います。この予算配分についても復興庁が行なうでございます。

そのときに、例えば復興交付金につきましては、あらかじめ配分基準を決めて配分をするということではなくて、基本的には、被災自治体が今復興計画を作っています、そういった復興計画に沿つた形で、できるだけその進度を早めでもらうようなことを進めながら予算を付けるという形になります。

ほかの災害復旧事業等々についても、あるいは

三陸沿岸道路につきましても、今回、衆議院の修正でもつて一括して復興庁で予算を計上して要求するという形になつておりますので、これについても現地の状況を見ながら箇所付けの予算を決めしていくという形、流れになるというふうに思つて

います。

○行田邦子君 予算の配分のその配分基準についても、公平性の高いものにしていただきたいと思います。

それにしても大変な実務が発生すると思います。野田総理に伺いたいと思います。復興庁は、復興の司令塔として一段高いところで強力な権限も持つというだけではなくて、今答弁にもありますように、様々な担当なボリュームの実務も担うことになると思います。総理が描いている復興庁という組織のあるべき姿、ありようについてお話をいただけますでしょうか。

○行田邦子君 復興庁の長は内閣総理大臣でございます。その内閣総理大臣の委任を受けた復興大臣がこの企画立案を行うことになると

特に、これ、各府省の制度や復興策に詳しくあります。具体的には、各府省からの出向者とともに自治体や民間など幅広く人材を確保して、その体制を固めていきたいと考えております。

○行田邦子君 総理が長となる復興庁ですので、しっかりと人材もそろえていただきたいと思います。

また、組織の大幅拡充ということになるかと思

いますけれども、郡政務官に伺います。現在の復

興対策本部は全体で、本部と現地対策本部合わせて二百人という陣容でそれども、これが相当程度増えまして、組織も強化されることになります。

○行田邦子君 総理が長となる復興庁で

も、例えは今回の三次補正では一・九兆円の復興交付金が付けられました。これの箇所付け、予算の配分については莫大な作業になるかと思います。この予算配分についても復興庁が行なうでございます。

そのときに、例えば復興交付金につきましては、あらかじめ配分基準を決めて配分をするといふことはなくて、基本的には、被災自治体が今復興計画を作っています、そういった復興計画に沿つた形で、できるだけその進度を早めでもらうようなことを進めながら予算を付けるという形になります。

ほかの災害復旧事業等々についても、あるいは

三陸沿岸道路につきましても、今回、衆議院の修正でもつて一括して復興庁で予算を計上して要求するという形になつておりますので、これについても現地の状況を見ながら箇所付けの予算を決めしていくという形、流れになるというふうに思つて

います。

○行田邦子君 予算の配分のその配分基準についても、公平性の高いものにしていただきたいと思

います。

それにしても大変な実務が発生すると思います。

野田総理に伺いたいと思います。復興庁は、

復興の司令塔として一段高いところで強力な権限

も持つというだけではなくて、今答弁にもありますように、様々な担当なボリュームの実務も担う

ことになると思います。総理が描いている復興庁

という組織のあるべき姿、ありようについてお話を

いただけますでしょうか。

○行田邦子君 復興庁の長は内閣総理大臣でござります。その内閣総理大臣の委任を受

けた復興大臣がこの企画立案を行うことになると

思つてございます。

○行田邦子君 復興庁の長の内閣総理大臣が行なう

ことについて、確認でございます。

予算の配分につ

いて、箇所付けという言い方もされますけれど

もう一点、確認でございます。

予算の配分につ

いて、箇所付けという言い方がございますが、その

ふうに思つております。

○行田邦子君 ありがとうございます。

もう一点、予算について伺いたいと思います。

今回の第三次補正予算で、東日本大震災の復興に関する費用については、これは復興庁が担うものだけではなく、直接に持つ予算だけではなく、約九兆円という金額になつております。これ、年度内に使い切れないという可能性があると思いますけれども、年度またぎをするのでしようか、その場合にどのような会計処理をするのでしょうか、副大臣に伺います。

○副大臣(藤田幸久君) お答えをいたします。

厳しい査定を担当しております副大臣の藤田で

ございますが、その予算計上に当たりましては、

地元の御意向をしつかり受けた予算編成にしてお

りますが、その予算を編成した後で、いろんな天

候の変化があつたり、それから地元の用地が取得

できないというようなことで人材とか資材が調達

できませんが、その

ふうに思つております。

○行田邦子君 三陸沿岸道路のよう

な複数県にわ

たる広域的な事業については、やはりこれは国直

轄で行なうことが事業を速やかに行なうベストな方策

だと思っております。しかしながら、このような

ときには縁越明許費という扱いがございまして、

これは予算を計上した段階で既に認定を、国会で議決を得ておりますので、それから十分次年度に繰り越して使つていただくというふうに万全の体制を取つております。

○行田邦子君 厳しい査定だけではなく、その付けられた予算がしっかりと執行されているかどうかといったことも、やはりこれだけの金額ですのとで、財務省の方でチェックをしていただきたいと思います。

国として予算が付けられました。そして、規制緩和の特例や税制の特例といったことが復興特区で行われます。そして、復興庁も設置されます。それでもなお、まだやはり被災した自治体、市町村においてはやることが山ほどあります。たくさんやらなければいけない業務があります。

今現在も全国各地からの、自治体からの被災自治体への人的支援というものを行つているかと思ひますけれども、この人的支援に係る費用なんですが、これが八割は特別交付税措置されていますけれども、残る二割というのは被災自治体が負担をしています。私はこれはおかしいんではないかというふうに思います。

今回被災した自治体というのは大変財政基盤が脆弱で、それゆえ国がしっかりと財政支援もしなければ復興が進まないということで、今回、政府はあえて様々な復興事業については基本的には全て被災の自治体が負担をしない、ゼロ負担と、国が全部見るといった措置をとりました。にもかかわらず、こうした人的支援については二割の費用負担が残つてしまつて。これは急に変わるべきだと思いますけれども。そしてまた、昨日、私たち民主党の方から緊急提言としてこのような内容の提言をさせていただいております。川端大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(川端達夫君) 現行の仕組みでは、受け入れ自治体の判断で規模、期間含めてやらるということの性格上、現在、一回目手当てをしたのでは、八割を特別交付税で手当てするということで

やらせていただきました。

午前中の御議論でもありました。そして、いろんな各方面からもいろんな御意見をいただいておりますし、党からも御指摘のように強い要望をいたしました。現在、十二月に手当てる特別交

付税のやり方について鋭意検討しているところでありますけれども、これまで八割を処置していただきました。派遣職員の受入れ経費につきましては、そういう背景も踏まえまして、御要望も踏まえて、被災団体に実質的に負担が生じないよう全額処置を行つて最終の調整を行つてあるところでございます。

○行田邦子君 全額処置ということで、速やかに対応していただきたいと思います。前向きな御答弁をありがとうございます。

被災している市町村においては、例えばこれまで全く行つたことがないような事業、土地区画整理事業など、全く行つたことがないような事業も大量にこれから発生します。ですから、これから更に、むしろこれから中長期的な人的支援といつたものが必要になつてくると思いますので、是非対応をお願いします。

そして、この人的支援なんですけれども、全国各地の市町村からの支援だけではなくて、国の職員の支援ということも私は必要だと思っておりまます。外から助言をしたり、あるいは出張ベースで定期的に訪ねていって様子を見る、手伝うということだけではなくて、国の職員が被災した自治体に、その中に入り込んでいくて、市町村の職員と一緒に汗をかいて地域の復興を果たしていくべき、このような体制を整うべきだと思いますけれども、それは復興局が設置されます。けれども、例えば私の埼玉県でもやはり被災をしている地域もありますけれども、東北三県以外には復興局が設置されません。こうした埼玉も含めた千葉やあるいは茨城、栃木といった地域についてはどこが窓口になるのでしょうか。

○國務大臣(平野達男君) 基本的には復興計画の策定に向けては、国交省の職員を中心とした合同チームを各自治体に派遣しまして様々な支援を行つてしまいました。また、現地対策本部、それから復興本部も現地回りまして、様々な意見を伺うと同時に、様々なアドバイスもさせていただきました。

今後、この復興庁ができましたら、復興局、

場合によってはその出先の支局も含めて、大幅なやつぱり拡充を図る必要があると考えています。

そして、この職員が當時自治体を回ると同時に、派遣職員の受入れ経費につきましては、そういう背景も踏まえまして、御要望も踏まえて、被災団体においては絶対的にマンパワーが不足しています。そういうふうに思っています。

あわせて、例えばURさんの活用、それから鉄道機関の活用、それからOBさんの活用等々についても鋭意検討を進めておるところでございます。

○行田邦子君 ありがとうございます。

是非、全国各地の自治体からの派遣だけではなくて、国の職員の派遣といつたことも前向きに検討していただきたいというふうに思つております。

ここでちょっと一点、確認をさせていただきたいんですけども、今回、復興局が東北三県に設置されることになります。岩手、宮城、福島にはそれぞれ復興局が設置されます。けれども、例えば私の埼玉県でもやはり被災をしている地域もありますけれども、東北三県以外には復興局が設置されません。こうした埼玉も含めた千葉やあるいは茨城、栃木といった地域についてはどこが窓口になりますのでしょうか。

○國務大臣(平野達男君) 基本的には復興計画の策定に向けては、国交省の職員を中心とした合同チームを各自治体に派遣しまして様々な支援を行つてしましました。また、現地対策本部、それから復興本部も現地回りまして、様々な意見を伺うと同時に、様々なアドバイスもさせていただきました。

うですけれども、やはり現地においてしっかりと対応していただける、そのような体制を整えていただきたいというふうに思います。

お手元の資料に戻つていただきたいんですけれども、この手元の資料の左側に地元の要望というふうに書いてあります。地元の要望を受けて、そして予算を要求して計上して予算配分をするといふ。この一番最初の地元の要望というところなんですが、この地元というのはどこを指すのか、誰を指すのか。それは被災している自治体であることは、これはもう明らかです。

それでは地元の民間企業の要望については誰が窓口になるのか、この点について伺いたいんですけれども、現状は、水産加工業者であれば水産庁、そしてまた、それ以外の中小企業であれば中小企業庁が実質窓口を担つてています。そしてまた、二重ローンの問題については金融庁そして中小企業庁が担当しています。また、様々な補助金といつたものがありますけれども、厚生労働省や農水省、また国交省といったそれの省庁が担当しています。また、税については財務省です。このような体制に今なつていますけれども、それが復興庁が設置されるなどのように変わるのでしようか。

○國務大臣(平野達男君)

基本的には、もう復旧復興の主体は被災市町村、そして地元であると。そして、それを各省が自分たちの持つてている施策で主導的に支援をするというのが基本だと思います。

その上で、しかしどうしても今回の災害の復旧復興を進めるに当たつて既存の制度の中では対応できない、あるいは縦割り行政どうしても出てきますからそのスキ間に陥りやすいと、そういうものが出てまいりますので、そういったことについては復興庁がきちんとチェックしながら、自治体の要望も見ながらさつき間ができないようにしっかり対応していくといふことが一つと。

それから、先ほど申し上げましたけれども、今回、衆議院の修正で、各省の復旧復興に係る予

算については一括してまず復興庁で要求して、箇所付け等々についても復興庁が行うという権限が付与されるという法案で今御審議をいただいている。この予算の一括計上ということが、権限が出てきますと、全体の予算のスケジュール管理、それから復旧復興のスケジュール管理も、今までは復興局、スケジュールは作っていましたけれども実施は各省にお願いしますよという形になつておりましたけれども、それをセットで見れるようになります。

そういう意味で、迅速なそして効率的な復旧復興ができるのではないかというふうに考えておられます。

○行田邦子君 とかく行政が考える地元、地域といふと自治体というふうになりがちなんですけれども、民間、地元の民間の要望についてもしっかりと復興庁で対応していただきたいと思っています。その点いかがでしょうか。

○国務大臣(平野達男君) 失礼しました、民間についての答弁が落ちてしましました。

復旧復興における、民間から今様々なアイデアをいただいています。また、実際に地域の中では民間主体で様々な復旧復興への取組がされています。こういった方々の要望それからアイデア、これは基本的には被災自治体をというふうには思つておりますけれども、復興庁にあるいは復興局にダイレクトに来るものについても私どもは窓口を設けて聞いておりますし、これからもできるだけ聞いていきたいというふうに思つております。

○行田邦子君 民間の要望を受ける窓口、体制をどうするのかというのは、私はこれは大変重要な大切な問題だというふうに思つております。

先ほども道路の話がありましたが、この復興作業について、事業について、国の直轄事業というのは、これもいろんな御意見がありますけれども、これは進んでいます、進んでいると私は思つております。そして、市町村が担う様々な事業について、これも被災地の被災状況によつてまちまちではありますけれども、いろんな、国とし

ても支援をして、また復興特区をつくつたり、そしてこの復興庁をつくつたりという支援をして、また人的支援をして、それでようやく復興の状況、姿というものが見えつつあるというふうに思つております。けれども、残念ながら一番復興の姿が見えていない、遅れているのが民間の部分だというふうに私は思つております。民間企業の再建といったことをしっかりと取り組んでいくことによって、そして民間の企業が再建することによって初めて本当の意味の復興がなされるというふうに思つております。なぜならば、民間企業が再建することによって雇用が、長期的な雇用が生まれてくるからなんですね。

今回の三次補正で予算が付きました。そして、これからさらには行政が主体となる公共事業、様々なもののがなされるかと思います。そのことによって、短期的な、また一時的な仕事は確かにこれは発生すると思います。でも、それだけでは駄目なんだと思います。地域に根を張った民間企業の再建がなされ、そしてそこで産業が再生されることは、ふうに思つております。

ここで総理に伺いたいんですけれども、民間企業をしっかりと再建をさせる、そして産業の再生を果たす、また雇用を創出していく、これはなかなか、復興の主体は地域だ、地方自治体だといつても地域だけではやはりやり切れない部分があると思います。ここは国がしっかりと一步も二歩も三歩も前に出て、政策を打ち出して、そして後押しをする体制を整えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 行田委員の御指摘のとおり、被災地における産業の再生と安定して働ける雇用の場を確保するという意味においては、中小企業も含めて民間部門の復旧復興を加速させるという観点はとても大事だというふうに思っています。そういう観点に立つて、そのリード役となり得るような中小企業等グループの施設設備

の復旧整備に対する総額千五百億円規模の支援や千七百億円からなる福島向け企業立地補助、また新規立地企業を五年間無税とするなどの多様な復興特区税制や事業資金の融資に対する利子補給などの支援策を総合的に講じていきたいと考えております。

また、今後、「日本はひとつ」しごとプロジェクト、フェーズ3に基づいて、こうした企業立地補助などの産業政策と一体となった雇用面での支援や、若者、女性、高齢者、障害を持ついらっしゃる方々の雇用機会の創出にも取り組んでまいりたいと考えております。

○行田邦子君 もう既に様々な民間企業の再建といったことで支援のメニューを整えていただいているというふうに今御答弁いただきましたけれども、これからさらに民間企業の再建のためには様々な状況が発生し、また問題も発生していくかと思います。そうした実際の地元の民間企業の声をこれから復興庁がしっかりと吸い上げていただきたいというふうに思います。

私の親戚の大槌に住んでいた親戚は四人とも流されてしまいました。家だけでなく命も流されてしまいました。商売を営んでいたんですけども、これはもう恐らく再建は無理だと思います。それでも、これはもう恐らく再建は無理だと思います。

というのは、もう家族全員流されてしましましたから。けれども、一方で金石に住んでいた遠縁の親戚なんですけれども、家ごと全部流されましたけれども、でも命は助かりました。生きています。そして、安定的な仕事を得たいというふうに言つております。

千年に一度とも言われるこの大震災が発生してもなおまだ命をつないでいる方々がしっかりとその地域で根差して、また生計を立てて、また仕事をして、そして生活をしていけるような、そのような姿がはつきりと見えてくることこそ復興だと思つておりますので、そういう意味で復興庁の果たす役割というのは大変大きいと思いますの

行つていくということかと思いますけれども、地域の復興というのは確かにそうです。けれども、やはり雇用の再生、産業の再生、それからエネルギー戦略の見直し、再生可能エネルギーの件、様々な、国がやはり主体となつて政策を打ち出します。そして、最後に福島について伺います。今回、復興特区制度が施行されることになります。それでまだ、福島には特別の対応が必要だと私は思つております。

原発災害については原子力対策本部が担つてますけれども、この復興庁と原子力災害対策本部の役割分担というのは、今後どうなるのでしょうか。そこで、最後に福島について伺います。復興特区制度が施行されることになります。それでまだ、復興庁ができることがあります。それで行つていかなければいけない復興政策事業といふのは様々なものたくさんあるかと思いますので、これから国においてもしっかりと方針を打ち出していっていただきたいと思います。

○國務大臣(平野達男君) 復興庁法案では、原子力災害からの復旧復興支援、これについても役割を担うということになつております。

現在は、除染、避難区域の見直し、放射性廃棄物の処理などの直接被害に關する事項は、これは原子力災害対策本部が担当しております。復興のための避難者、自治体の支援、インフラの充実、産業振興などは復興対策本部が担当しております。復興庁はこの復興対策本部の役割を引き継ぐこととしておりまして、復興庁はこの役割を現地で行うことになるというふうに思つております。

特に、これから、午前中の議論でも申し上げましたけれども、できるだけ早い段階で警戒区域、それから計画的避難区域の見直しを行わなければならぬというふうに考えております。その結果としてどういうことが起こつくるかといいますと、できるだけ早く帰還できるような環境づくり、これは除染が基本でございますけれども、除染だけではなくて上水道の整備、下水道の整備、こういったことも必要になつてまいります。こういった支援につきましては、復興庁が中心的役割

を果たすことになるというふうに考えておりま
す。

○行田邦子君 福島の地元、現地でたまに聞くこととして、原子力対策本部があつて、そしてまた復興対策本部があつて、この二つの組織があるんだけれども、どうもその間で抜け落ちてしまう業務がある。どつちも対応してくれないこともあらるというような意見も聞かれます。是非今回、復興対策本部から復興庁になるわけですので、こうした抜け落ちる仕事がないように、そのすき間を埋めるようなことも是非復興庁としてはやっていただきたいと思います。

○国務大臣(平野達男君) 大事なことを申し上げませんでした。そいつたすき間が出ないようにするというのも現地復興局、そして復興庁の大切な仕事であります。

○行田邦子君 ありがとうございます。

総理に質問させていただきます。

復興事業を行う、それから町づくりを行う、生活の場そして仕事の場を取り戻すといつても、やはり福島においてはいつ除染が終わるのか、そしてまた放射性廃棄物がいつ除去されるのか、また、いつ戻れるのかということが分からぬ限りは、やはり復興の計画というのは立てられないわけであります。

そこで総理に伺いたいんですが、今回復興庁が設置されることによつて、福島の復興のために復興庁がどういう役割を果たすんでしょうか。何が変わるものでしょか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) まず、御指摘のとおり、何といつても事故の収束が大前提だと思ってますので、冷温停止状態に向けて年内にそれが実現できるよう頑張りたいと思いますし、先ほど平野大臣がおっしゃったとおり、除染を含めて、ふるさとに早く帰れるような環境整備に努めています。それで、復興庁ができることによって福島の復興にどういう見通しが出てくるかというお尋ね

一項におきまして、復興庁は原子力災害からの復興に関する事務を幅広く担当する旨、明記をしてござります。復興庁では、出先機関である復興局が市町村からの要望を一括して受け付け、決してたらしくにせず、自ら各省の出先機関等に対し総合調査を行い、可能な限り現地でワンストップでの

対応を行うということとしており、福島においてもこうした復興庁、復興局の機能が發揮されて、被災自治体の復興事業が円滑かつ迅速に進んでいくものと考えております。

さらに、福島再生のための特別法の制定について、現在、原子力災害からの福島復興再生協議会において福島県と協議を行い、検討を行つてゐるところでございまして、同法は復興庁が所管する方針で検討させていただいています。復興庁と関係省庁とが一体となつた取組によつて福島の復興再生を力強く進めてまいりたいと考えております。

○行田邦子君 ありがとうございます。

やはり福島には特別な対応が必要だと思います

ので、今特別法の検討ということでも御答弁いただきましたけれども、私ども民主党からもそうした要望を出させていただいておりますので、是非これが前向きに、そしてできるだけ早く実現していただきたいと思います。

今回、与野党の協議によりまして修正されましてこの復興庁設置法案でございますが、これを速

やかに成立をさせて、そして復興庁が十二分にその役割を果たすことによって、被災地の復興、そしてそれが日本の再生につながることを期待を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○宮沢洋一君 自民党の宮沢洋一でございます。本日は、復興庁の設置法案、私は発災直後から

ものの審議もございました。正直言つて、この復興基本法、また今回の復興庁設置法、ともかく政府・与党の対応が遅い、そして中身がない、このもう二点に尽くるわけであります。

復興基本法につきましてもいろいろございまして、後でも述べます。また、復興庁設置法につきましても、正直言つて、復興基本法に法律違反ではないかと思われるようなものが四ヶ月もたつて出てくる。正直言いまして、民主党政権の実力の限界はこの程度ということとなればしかよがないわけですから、本当に被災地の方にとつても残念だと、かわいそだなどという思いばかりでございます。

まず総理に伺いますけれども、今回、先ほど民主党の提案者、閣法一〇〇%のもの、しかし今回で随分改善されたと、こういう御答弁を聞いておられましたけれども、修正案が百点としたときにございました。

元々の閣法は何点ぐらいだったと思われます。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 復興基本法に私はもは基づいて、復興庁については、例えば復興交付金、復興特区等々を実質的にやつていくことと、総合調整権限も含めてしっかりと復興のために資する組織として御提案をしたつもりでございましたけれども、宮沢委員も中心となつていたので今回修正をまとめていただきましたが、そのことによつて実施権限においても総合調整権限においてもバージョンアップをすることができたというふうに思つていまして、ちょっとと点数で評価するのは難しいんですけど、少なくともバージョンアップしていただいたことに心から感謝申し上げたいというふうに思います。

（略）

大したことないだろうから自民党でしっかりしたものを作ろうということで、もうそれから四、五年後には骨格をまとめて、政調会長に御相談します。阪神・淡路大震災のときの基本法の焼き直しそのもの。しかも、阪神・淡路のときは発災後一ヶ月ちょっとで成立しているわけです。それが二ヶ月たつて出てきたものは、恐らく気の利いた内閣官房の役人であれば発災後一週間で恐ら

く用意していましたよ。あの程度。それが、党内議論もされたんだと思いますけれども、二ヶ月たつて出てきたというのには正直言つてびっくりいたしました。

当然のことながら、阪神・淡路も大きな震災ではありましたけれども、今回とはいろんな意味で、その規模、また大きさ、また原子力災害等々といった意味で違います。違うからこそ、我々は十年間という时限、もう時間を区切つて強力な役所をつくる、スーパーエージェンシーをつくつて、そこでもう一手に引き受けて全てを片付ける、短期間に片付けるというような復興庁をつくるとか、また復興債を発行する等々、財源もこれまた、特区というものを必要だということで、特区も当然書き込んでいただいた。

そういう案を用意していたわけですから、五月の初めに政府案が出てきて、一ヶ月ちょっと修正協議をいたしました。その修正協議、藤村官房長官が当時与党の筆頭理事ということで参加をされ、余り具体的な中身のところは御指摘でなかつたけれども、恐らく全部フォローをされていました。その結果、復興庁をつくるということになつた。

復興庁は、当初の復興本部が持つていた企画立

案とか、また総合調整という事務だけではなくて、二つ目の大きな柱として施策の実施というものを入れた、強力なまさに復興庁ができることになった。それに参加を藤村長官はされていて、一方で今回復興庁設置法をまとめるときには官房長官という役割で閣議に参加されているわけですけれども、私は藤村長官の責任、この十点しかない法案が出てきた責任は大変大きいと思うんです。ちょうど、まさに復興基本法の修正に参加をされ、平野大臣がまとめられた今回の設置法を見たとき相当地つくりされたと思われたんですが、どうですか。

○国務大臣(藤村修君) 宮沢委員、今御案内いたしましたとおり、復興基本法の審議におきましては、私は衆議院の側の復興特の筆頭理事ということで、自民党筆頭理事は額賀先生でございました。そして、その修正を行うということで、参議院からは宮沢委員にも御参加をいただいて非常に熱心に議論をいただいたことにまた改めて感謝を申し上げたいと存じます。

そして、その基本法のところで、今回復興庁法案の今審議ですが、復興庁といふものについても様々議論をされておりまして、その後の復興特、衆議院の中でもスーパー官庁という言い方もよくこの委員会でもされておりました。私も、そういう意識というのは強く持っていたところでございました。出てきたものがとおっしゃつたんでちょっと申し上げますと、スーパー官庁をつくるというのでは、口では易しいんですがやつぱりなかなかこれは、大変なことだなどいう一つの思いと、それから何よりやつぱり、先ほども出てくるのが遅いとお叱りを受けましたが、これやつぱり相当急いでやらなければいけない。議論の中では年内に本当に復興庁をつくるぐらの勢いの議論でございましたんで、その両者をかみ合わせて、やれるところを一生懸命役所にはしりをたたいてやっていたときながら、その間にもいわゆる特区法とか、これ復興特区法案を先に国会に出すなどもございましたん

で、それら両方をてんびんに掛けながら出てきたのが、今十点とおつしやつたんで、私はまあ今回修正をいただくということで、それを百点とした

ら、総理はもうバージョンアップという言い方をしておりましたが、少なくとも私の気持ちとしては本当によくここまで百点に仕上げていただいたは本当によくここまで百点に仕上げていただいたという気持ちがいっぱいございますが、そういうちょっと複雑な気持ちの中での政府の原案といいますか、は出させていただいたということは是非御理解を願いたいと存じます。

○宮沢洋一君 修正協議というのも、正直言いまして、我々野党の修正協議者が民主党の方と交渉するというよりは、嫌がる役所のしりをたたいて実はまとめたものが今回の修正案なわけですけれども、平野大臣、元々の政府案、基本法にある施策の実施と言えるものは何が入っていなんですか。

○国務大臣(平野達男君) この復興庁の組織を考えるに当たって、実施権限をどこまで持つてくるかということについては私なりにもいろいろ考えました。

その中で、前の委員会の御答弁でも申し上げましたけれども、各事業を所管をするということは、これは所管できたら権限の一元化になります。

からいといふ面がある一方で、二重行政になってしまうという可能性があるということ。それから二つ目は、発注権限まで、例えば直轄なんかではありません。これが、やはり二十億幾ら積んでありますけれども、交付金も実は各県に戻して使うような話ですから、実際に復興庁のものと言えるかどうかというのは怪しいところがあります。しかも、これ、例えば来年年度、二十四年度交付金つて要求されていますか。

○国務大臣(平野達男君) 今のところ事項要求となりますが、そのための部局をまた新たにつくるということになりましたし、今、霞が関全体も様々な仕事を取り組んでいる中で、その人割りをつけてそこに部局をつくるということは、私は行政コストの面からいってもかなり割高なものになつてしまふんではないかという、そういう感じを持っておりますし、今でも持っております。むしろ、各省の様々持っている力、能力、要するにスタッフ、これを使いながら事業実施を進めていくとい

うことの方が効率的ではないかという前提で今回の復興庁の法案を出させていただきました。

ただ、実施の面につきましては、最終的には復興特区とそれから復興交付金制度については復興庁が中心となります。ほかの例えれば災害復旧事業それから直轄事業につきましては予算一括計上という、これはちょっと私も想像していなかつた新しい案を出されまして、私も正直言つてこれはびっくりしました。こういうやり方あるのかなとういうことで。

こういう権限をやついただきましたので、全体会のコードィネートはしますが、実施そのものについてはやっぱり各省の今、力を借りると。各省の自主的な取組を借りながら取組を後押しするという形になつておりますし、その部分は当初の考え方どおりになつているという面もあるということをちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

○宮沢洋一君 政府の当初案では、よく読むと、まさに復興庁が持つてある権限、実施権限といふのは実は五十億しかないんですよ、本当は。まさに平野大臣のポケットマネーみたいなものでなければ、調整費という何でも使えるお金五十億、これだけです。

交付金、おっしゃつた特区に関係して一兆五千億幾ら積んでありますけれども、交付金も実は各県に戻して使うような話ですから、実際に復興庁のものと言えるかどうかというのは怪しいところがあるわけです。しかも、これ、例えば来年年度、二十四年度交付金つて要求されていますか。

○国務大臣(平野達男君) 今のところ事項要求という形になつております。今回はかなりの額、一兆五千億というかなりの額を計上しておりますから、まずはこれを今年から来年にかけて、来年にかけてと、そのための部局をつくらなければなりません。それから、補助金を支出するということになりますと、そのための部局をまた新たにつく

来年度はない、ゼロに近いような額だろうと私も想像しています。

ともかく、この政府案というのは、いみじくも大臣もおっしゃいましたけれども、つかつかさと、いうか各省に仕事してもらうというふうになつてます。逆に言えば、これ役所が、ともかく役所間の調整を最も少なくする、波風を立てない、そしで作り上げるところいう復興庁になるという案だと私はもう思つております。

今、こういうアイデアがあつたとは思ひなかつた。もう私どもは最初から予算というの一番大事な権限で、これはしつかり握らなきやいけない、しかも予算が素通りしちゃいけないと。配分しなきやいけない。ここはしつかり復興庁が持つてなきやいけない。

一方で、契約をするとか発注するとか、トンカチで造る、これはほかの今ある例えれば整備局を使えばいいんであって、その使い方はいろいろあるかも知れないけれども、使えばいいんである。予算はしつかりと、こういうことを実は最初から申し上げてきてるんですけど、この復興庁設置法案を作ると、大臣、それなりに指示はされたんですか、下に。役所に言われるがままだつたんじゃないんですか。

○国務大臣(平野達男君) 私も農水省で二十四年間仕事をさせていただきまして、専門が土地改良でありました。ですから、どういう形で災害復旧するのか、復興するのか、組織でやればいいかにあります。

そのときにやつぱり思つたのは、総合調整機能が大事だということあります。阪神・淡路の例がさつき出されましたけれども、例えば阪神・淡路の港、港湾の整備は、当初三年を、亀井国民新党代表常々おっしゃいますけれども、私の一言で二年にしたんだということは頭に入つております。

ですから、当初、私、復興支援本部に入つたときも、まずは大事なことは道路の復旧、それから

港湾、特に港湾の場合はもう物流の拠点でありますから、これが大事だということで、この計画の策定を急いだらどうでしようかということで、大畠大臣に申し上げましたよ。大畠大臣もその一部を除いて二年間で大体機能を復旧させると、やっぽり生かすと、いうことも大事であります。それをやつちやうと縦割り行政が出てしまふんじやないかという懸念も出でますが、確かに自分のところだけ見て、どうしてもすき間ができます。だから、このすき間は復興庁、復興本部がきちんとふさぐということで、今でも復興本部の大きな仕事は、このすき間をどうやって埋めかということになつて、いるふうになりますが。

○宮沢洋一君 私は復興庁設置法作るに当たつて

どういう政治主導、指示をされたかという質問を

も引き続きしつかり取り組んでいきたいといふ

うに思つています。

質問に対する答弁になつたか、ちょっとあれで

おきますけれども、このことは復興庁になつて

おりますけれども、まあそれは結構でございます。

元々の政府案ですと、まさに今も大臣おつ

しやつたんですけれども、例え復興のための道

路を造るというときに、復興庁にも少し顔を出す

かもしないけれども、国交省の道路局に各市町

村さん、自治体の長は陳情に行かなきゃいけな

い。まさに二重行政そのものであります。先ほ

どすき間を埋めるとおっしゃつたけれども、要す

るにすき間をつくらないようにするためにはどう

するかというのが復興庁の設置の意義そのもので

あります。本当に何とか修正が合意できて良

かつたなと思つています。

民主党の議員の方と個人的にいろいろ話をすると、基本法についても、今回の設置法についても

我々の考へ方に近い、自分もそう思つてゐるんだ

いう計画になつて、今その方向で進んでいます。そういうことについては各省がもう主体的に主体的にやつてきて、港湾については、仙台港の一部を除いて二年間で大体機能を復旧させると、やっぽり生かすと、いうことも大事であります。それをやつちやうと縦割り行政が出てしまふんじやないかという懸念も出でますが、確かに自分のところだけ見て、どうしてもすき間ができます。だから、このすき間は復興庁、復興本部がきちんとふさぐということで、今でも復興本部の大きな仕事は、このすき間をどうやって埋めかということになつて、いるふうになりますが。

○衆議院議員(谷公一君) 法律に詳しい宮沢委員

が中心になつて作られた修正案でございますの

で。

この趣旨でござりますけれども、統括し監理す

るということの意味合いは、復興庁が各府省より

一段高い立場から復興に関する事務を総合的に締

めくくり、これを指導、統制すると、そういうこ

とでござりますので、言わば復興の全プロセスを

総合監理する、そういうことを意味するものと受

け止めております。

○宮沢洋一君 それでは、同じ四条第二項の三号

に關して質問いたしますが、イのところに、まず

復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要

な予算を一括して要求し、確保することと、こう

書かれているわけであります。中身は実は政令

に委任されておりますが、復興に関する予算はほ

ぼ全て政令で書き込むと、こういうことでよろし

いわけですか。

○衆議院議員(加藤勝信君) 宮沢委員にお答えい

たします。

今るの御議論があつたように、そもそも復興基

本法では総合調整とそして実施権限と、ところが

設置法案には出てこなかつたということで、いろ

いろ調整した結果、予算の部分については復興

の範囲を申し上げましたけれども、この政令で定める範囲というのは、被災地

に關する全ての公共事業、また施設費といつたも

のが被災地に関しては全て入つてくるというふう

に解釈してよろしいのかどうか。

○衆議院議員(加藤勝信君) 先ほど復興庁の所掌

も、その範囲の中で、いわゆる財政法上、支出負

担行為の計画を作らなきやいけない、これがここ

という方がたくさんいらっしゃるんです。ですか
ら恐らくそういう議論をされていましたが、かかわ
らず、政府・与党でまとめて出てくると、本当に
の一部を除いて二年間で大体機能を復旧させると
いう計画になつて、今その方向で進んでいます。
そういったことについては各省がもう主体的に
主体的にやつてきて、港湾については、仙台港
やっぽり生かすと、いうことも大事であります。
これをやつちやうと縦割り行政が出てしまふん
じやないかという懸念も出でますが、確かに自
分のところだけ見て、どうしてもすき間
ができます。だから、このすき間は復興庁、復興
本部がきちんとふさぐということで、今でも復興
本部の大きな仕事は、このすき間をどうやって埋
めかということになつて、いるふうになつて
ておりますけれども、このことは復興庁になつて
います。

○衆議院議員(谷公一君)

が中心になつて作られた修正案でございますの

で。

この趣旨でござりますけれども、統括し監理す

るということの意味合いは、復興庁が各府省より

一段高い立場から復興に関する事務を総合的に締

めくくり、これを指導、統制すると、そういうこ

とでござりますので、言わば復興の全プロセスを

総合監理する、そういうことを意味するものと受

け止めております。

○宮沢洋一君 それでは、同じ四条第二項の三号

に關して質問いたしますが、イのところに、まず

復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要

な予算を一括して要求し、確保することと、こう

書かれているわけであります。中身は実は政令

に委任されておりますが、復興に関する予算はほ

ぼ全て政令で書き込むと、こういうことでよろし

いわけですか。

○衆議院議員(加藤勝信君)

宮沢委員にお答えい

たします。

今るの御議論があつたように、そもそも復興基

本法では総合調整とそして実施権限と、ところが

設置法案には出てこなかつたということで、いろ

いろ調整した結果、予算の部分については復興

の範囲を申し上げましたけれども、この政令で定める範囲というのは、被災地

に關する全ての公共事業、また施設費といつたも

のが被災地に関しては全て入つてくるというふう

に解釈してよろしいのかどうか。

○衆議院議員(加藤勝信君)

先ほど復興庁の所掌

も、その範囲の中で、いわゆる財政法上、支出負

担行為の計画を作らなきやいけない、これがここ

で政令で定めることに、こういうふうになるとい

うふうに思つております。

更に申し上げますと、実施計画を作らない予算

になつておりますが、それを前例に言いま

すと、例えば松島基地で壊れてしまつたF2戦闘

機、これの修理費などはこれはなかなか復興庁の

事務になじまないとあります。それから被災地以

外で展開される防災事業、こういったもの

も除外されるのではないかと思います。

○衆議院議員(谷公一君)

が確認をさせていただきたいと思っております。

四条の第二項、第一項ですか、行政各部の事業

を統括し及び監理することと、復興庁に大変強い

権限を任せたはずでございますけれども、そういう

ことでよろしいのか、答弁いただきたいと思いま

す。

○衆議院議員(谷公一君)

案者、自民党的提案者の方に少し修正案の中身だ

に残念で仕方ありません。

先ほど申し上げたように遅い、中身がない、本当に

ちょっと時間も限られているものですから、提

案者、自民党的提案者の方に少し修正案の中身だ

に残念で仕方ありません。

とを目的とすると書かせていただいております。また、その第二条の基本理念のところにも、復興

「二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿をを目指して行われるべき」であること、復興の施策は二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。まさに東北の復興がなければ日本再生はない、日本の再生がなければ東北の復興はない、この復興を日本の再生につなげていくという意気込みがこの基本法に書かれているわけですから、今までの仕事ぶりを見ていて、復旧ということはそれなりに着実にやられているわけですから、こういう夢を持ったビジョンといったものが正直言つて全く感じられないわけです。

今までのまさに基本方針、これは前の菅内閣でつくられたわけですが、総理は重要閣僚でいらして、三次補正是総理として出された。正直、今までの基本方針なりから日本の未来って見てえできますか、総理。どう思われていますか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君）　日本の未来、るべき姿もありますし、予想される姿もあると思うんです。予想される姿は、一つは、少子高齢化が進行して人口減少社会になつっていく中で、やっぱり高齢化を前提した一つのコミュニティをつくっていこうということを考え、被災地のいろんな復興計画もありますけれども、そういうものはこれから推進することができると思います。

それから、やっぱり、エネルギー事情がなんだ
ん嚴しくなっていくという中で、これは省エネと
そして持続可能な再生エネルギーに向けてのシフ
トをしていくということ、そういう取組も今回は
被災地でどんどん先進的に取り入れていただくな
等々は、私は今の法律の精神に基づいて、復興の
基本方針に基づいた動きとして注目をしていると
ころです。エコタウンの動き等々もござります。
あわせて、一つは、地域主権という言葉を使っ
た御党からよく怒られますけれども、地域主権確
立の議論を進めていかなければいけないと思います。

権、地域のことは地域で決めていくという中で、地域主権大綱というのを私ども持っている中で、地域主権、今回の復興交付金であるとか復興特区とか、先駆けとなる制度も大いに今回取り入れて復興のための道具立てになつてきているということは、これからこの国の姿、あるべき姿も踏まえた私は対応になつていると思つております。

○宮沢洋一君 少子高齢化の進展等々といつても、私は、二十一世紀半ばの日本のあるべき姿という、正直言つて夢を政権に語つていただきたかった。日本が三十年後、四十年後、どうやつて生きていくのか、こういうことなら生きていけるんだというものをやはり少し示していただきたい、それをやはり東北で実践してほしかつた。ただ、残念ながらそういうわけにいつていらないというのが正直な印象であります。

例えば東北一つ取っても、私には、あの基本方針を読んで、東北地方というのが全体としてこういう地域になるんだという姿が見えてこないんです。それぞれ被災地の市町村というのは千年、

二千年の歴史の中で出てきた集落から始まつていいわけですけれども、一方で、戦後、東北新幹線というのも走り、また東北自動車道というのもできたりということで、交通網だけ取つても非常にこの五十年で大きく変わつてきている。そういう

う中で、じゃ一番すばらしい交通ネットワークは
何なのかという発想が私はあって当然だと思って
いたんですけども、そういうものが実は全く見
えてこないというのが、発災後もう八か月、九か

月というときの今の状況だと思っています。今的基本方針、また三次補正を経て、例えば岩手県の未来、東北の未来が見えてきたと思われていますが、平野大臣。

能工ネルギー、あるいはエコタウン、こういった構想も大事だと思ふ。

後もう八か月たつのにということで大変残念に思つておりまして、そこはしつかりやつていただき

かをきやいげないことだと思っております。
そろそろ時間も終わりになつてまいりましたけれども、私は、平野大臣、大変すばらしいお人柄、いい人だと思ってるんです。また、実務家としての能力も大変私は評価をしています。ただ、正直に申し上げて、復旧には向いておられるんですよ、復旧には。しかし、復興ということになりますと、これ余りお人が良過ぎて、これは向いてないんぢやないのかと。

後藤新平という方が帝都復興院を開東大震災の後発案してということですけれども、まあ大風呂敷と言われたりしていますけれども、後藤新平さんという方は、ちょっといろいろ調べてみます

と、決していい人と言われるような方ではなかつたようでありまして、私は、本当にこれからのことを考えると、平野大臣の今までのやり方では私は復興はできないんじゃないかと思っているんです。

大臣はまさに平時の方です、大変な実務家です。しかし、今は非常事態であります。今までになかつたような復興を成し遂げていかなければならぬというときに、余りにも人が良過ぎるのではないのかなという実は心配をしております。

野田内閣にはいろいろな問題の閣僚がいらっしゃいました。お辞めになつた方もいれば、マルチと大変仲のいいと言われている大臣もいらっしゃるし、素人の防衛の大臣もいて、もうこういう方は

任の方は恐らくいらっしゃるんでしょう、やはり復興というものができる方。もつと言えば、平野大臣が被災地の御出身であるということが逆にある意味では制約になつてゐる部分が間違いなくあらんだろうと思います。細かいことが見え過ぎてしまふ。かなり大局的な判断を復興についてはしていかなければいけないはずでありまして、そういう意味で、平野大臣以外の復興大臣を任命する気はありませんか。

総理、財務大臣でいらっしゃいました。先ほどおっしゃった、地方に費用負担をさせようたつて無理なんです、地方の負担をゼロにしましよう、三月二十二日に申し上げました。なかなかかうまくいきませんでした。ずっと断られ続けましたが、今度の三次補正で、内容的には地方の負担はゼロにしようと。これ、実は七か月掛かっているんですね。遅過ぎる。遅過ぎる。もっと早くそそうということを明確にしておけば、地方の市町村長や知事がもつと早く動けるんですね。

いうことをそろえていかないかぬので、これだけはすぐにはというので大急ぎで野党が用意して、そして与党も最終的には乗つかつていただいてといふので、この十二本。要望しておきますが、このうちの一本、私学助成の災害復旧、私立のですね、ここだけ参議院通過したけどまだ通つていません。残りは全部通っています。

そこで、総理、やっぱりこういう制度、仕組み、法律を復旧復興に向けて変えていく、これが議員立法で、議員提案で随分進んだ結果として

これ、「前へ」という本、御覧になつたことはありますかね。副大臣は。平野大臣は。これ、自衛隊とか整備局、それから現場の、現地の建設会社などなどが、先ほど田中委員の、五日間ぐらいで全部道路を切り開いていった、自衛隊が大変苦労しながらいろいろ救出活動をやつてくれた、そういうことが書いてあります。後ほどお贈りしますが、キーワードは前へだと思うんですね、今は。

したがつて、これから必要な法律なんかも閣法

西漢書

させていただいたい暁、そして復興庁が本当に立ち上るときに正式に判断をしたいと思いますけれども、私は平野大臣の評価は、私は、眞面目であることにこしたことはないということと加えて、何よりも被災地の皆さんと、あるいは被災自治体の皆さんと本当に意見交換をたくさんやっています。そういう聞く耳を持ちながら対応しているという意味で、私は評価は高くしているということをございます。

○宮沢洋一君 総理に是非大局的な御判断をお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきま

私、ずっと週に一回ぐらいの割合で被災地に行かせていただいています。もう三十四を超えた。市町村長や知事と大体会って、いろんな相談をします。そこが言っていたんですね、税金が入りませんよと。地方税入るわけじゃないですよ、被災地は、三県特に。予算がありません、動きようがありません、それぞれの役所の、役場の財務から言われるんですね。動けないんです。そこで一つ遅れが出てきた、随分。七か月遅かったと、こういうふうに申し上げておきたいと思います。

は。全体の速度は物すごく遅いんですけど、こうしてた議員提案がベースになって進んだ。このことについての評価を、総理、一つ最初に伺います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 佐藤先生御指摘のとおり、例えば議員立法では、これは復興基本法、瓦れき処理法、二重ローン等々ございまして。それから、議員修正という形で復興財源確保法、復興特区法、そして今御審議いただいているこの復興庁の設置法案と、などなどですね。野党の皆様の御協力もいただいて復興のための道具立ての制度設計、大変すばらしいものを作つていただきたいことを感謝申し上げたいと思います。

でどんどん出してください、閣法で。このぐらい議員立法に頼った復旧復興というのは私は恐らく歴史に残ると思います。出てこないですから、内閣から。是非これから前へと、頼みます。

そこでなんですね、修正案の自民党の提出者に伺いたいんですけど、さつき申し上げましたけど、今回のこの復興庁の法案と、それからおととい成立した復興特区、これいざれも、これだけはやろうというんで復興再生基本法の中に野党提案で入っていったと、その内容を具体化しようとしたらこうなってきたと、大きくとらえればこういうことだと思いますが、いかがですか。

10. The following table summarizes the results of the study.

○委員長 増子輝彦君 藤信秋君。関連質疑を許します。佐藤信秋君、自由民主党の佐藤信秋でございます。宮沢洋一議員の関連で質問させていただくと、いう機会をいただいて、ありがとうございます。最初に、三月十一日に大震災が発生して、津波と原発事故、それ以来日本の国民の皆様もいろいろ危機管理とかいろんな面で意識がお変わりになつたというふうなこともあります。そうしたこと踏まえながら御質問させていただきたく思うんですが。

ど、野党が一生懸命汗かかせていただきながら、議員提案、たくさん出させていただきました。実は質問の順番、資料が四になつてあるんですけど、一番後ろ。資料四をちょっと御覧いただいた方がいいと思います。（資料提示）

これ、野党が主になつて、自民、公明、その他野党が主になつて議員立法を提案して、そして成立したもの、十一本挙げさせていただいています。今回のこの復興庁の法案ももちろんそうです。が、おととい成立した特区もそうです。再生基本法の中に野党提案で入れてあるんですね。そのは

し、加えて、予算も、一次、二次、これ復旧でし
た。そして、今般の三次、本格的な復興予算、こ
れらの中身についても様々な御提起をいただきま
した。それの実現をほどんどできているものもあ
ると思いますし、また次の予算に反映しなきや
けないものもありますが、たくさんの御提言をい
ただきました。それから、三月二十二日の御審議
の御紹介もございましたけれども、実質的に地方
の負担をゼロにする工夫もお知恵をお借りしなが
らやらさせていただきました。

○衆議院議員(谷公一君) 委員御指摘のとおり、元々、復興基本法案、政府の原案には復興特区もありませんでしたし、事業実施の権限を持った復興庁、そういう考え方もありますが、与野党協議を経て、それらを組み入れて委員長提案の議員立法として成立したのが東日本の震災復興基本法でありました。したがつて、その基本法を受けて特区法案そして今回の復興庁の修正法案、これができたものと考えているところであります。

基本法どおりの理念で出していただければ我々

自民党は発災後すぐに、今、宮沢議員が申し上げたように、復興基本法もう、再生基本法ですね、すぐ準備しました。そして、何よりも国が責任も費用も持つと、この姿勢でいきましょうということをさんざん呼びかけて、行動もしました。私自身も、三月の二十二日でしたか、当時、野田

か、見てください、原子力損害賠償仮払い、あるいは瓦れき処理、あるいは二重ローン救済法、全部野党が提案させていただいて、で、委員長提案としてまとめていただいた。

とも言うこの状況において、党派を超えてみんなが力を合わせていただいている。そのことには深く感謝を申し上げたいと思いますし、これからも御提起をいただければと思います。

○佐藤信秋君 ということで、これからもと。引き続きですね。

修正者もここまで苦労せずにまとめてスマートに法案が通ったのではないかと、そう思っているところです。

第二十四部 東日本大震災復興特別委員会会議録第十号

平成二十三年十二月八日

參議院

あとポイント、例えば一点、三点、是非簡潔にお願いします。

○衆議院議員(加藤勝信君) 佐藤委員にお答えいたします。大きく言うと三つあるんではないかと思います。

一へは、今これ講論がありましたように、復興廳に於ける予算について一元的に復興庁で監理をするということです。それからもう一点点は、復興庁がいわゆる統括、監理ということで、普通の関係省庁より一段高い立場から指導監督をし、復興事業全体に係るプロセスを監理をしていくこと。もう一つ挙げますと、復興庁の勧告について、関係行政機関の長がその尊重義務を付加するということです。総合調整機能を行う権限をより高めると、こういう形でまさに復興庁そのものが復興全般の中でも中心として対応できると。

それだけではなくて、更に言えば、復興局とか支所が設けられると思いますから、そういうた組織がそれぞれの被災地域においてその機能を十二分に發揮できるよう修正させていただいたと、こういうことでござります。

○佐藤信秋君　　ということで、是非、成立した曉話でどなたがおなりになられるか分かりませんが、有効にこれをしっかりと、この復興庁という組織、仕組みを使っていくというのが大事だと思いま

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 修正の中身は今加藤先生お話しのとおりだと思います。実施権限が相当強まったこと、総合調整権限も、今勧告権のお話がございましたけれども、これもより実効性が担保されたこと、それからもう一つは、やつぱり大臣、副大臣、副大臣は二人でありますけれども、行政改革の観点もあるでしようけれども、大幅な実務が増える分、そういう形の拡充もお許しいただいたことであります。

議録第十号 平成二十三年十二月八日 [参議院] を立ち上げて、本当に力強く復興ができるよう頑張っていただきたいというふうに思います。
○佐藤信秋君 そこでなんですね、今、体制、仕組みというか、誰がどういう、さつきの事業実施の話もありました、誰が事業を実施するか、仕事をやっていくか、予算配分していくか。これは復興庁で強力に調整していただけるということでお心じていますけれども、実はちょっと現地で困っているのが除染なんですね。困っていることたくさんありますよ、たくさんあります、が、除染の問題でいきますと、警戒区域それから計画的避難区域、これ、国が直轄でやることになつていてますね、国が除染を。これは、それこそまたこれも議員提案で放射性物質の汚染に対して特措法を作つて、そういうことにしましようと、こうやりましたが、復興庁と、ができたときですよ、環境省どつちが直轄の除染の主体になるんだろうな。一つ最初にこれをちよつと伺いたいんです。
○大臣政務官(高山智司君) 佐藤委員にお答えいたします。
除染については国の責任でもう全力で取り組んでいくというものであり、具体的には、関係省庁から人材面も含めて協力を得ながら、環境省が中心となつて必要な措置を講じていくということになつております。
○佐藤信秋君 環境省がしつかりやつていただけと。
そうすると、ちょっとワンストップのサービス図を。(資料提示)
これまだいろいろ議論あるとは思いますが、環境省が本当に地方の出先をしっかりと形成しながら直営でやつていくというか直轄でやつていく、それはそれで一つのやり方だらうとは思います。次に、それ以外の部分は、いや、これもたくさん問題あるんですよ、実際やつていいこうとする。ただ、それ以外の、既に、大急ぎで今やらなきやいけないと、こういう問題を市町村長や知事は抱えているんですね。ほかは、さつきの警戒区域と計画的避難区域以外は、まず市町村長さん

やつてくださいですね、今は。それで国が代行することもできるのはできる。ただ、何分大急ぎですから、今実際住んでるんですから。それから、警戒区域も避難区域も大急ぎで戻れるようにならないかね。今でもすぐ手を付けるべきではありますね。

問題は、これちょっと、せっかく總理に対する御質問なのでちょっと聞いておいていただきたいんですけど、どうやつたら市町村長は除染を、国もそうなんですかとも、本当は。除染をどんなやり方で、幾らぐらい費用を掛けたらどのくらい効果があつて、これがどうやつて判断できるか、今、市町村長がですよ、判断できるかどうか。ちょっと教えてください。

○大臣政務官(高山智司君) 佐藤議員にお答えいたします。

現在では、除染の方法でこれが一番いいというふうに確立されたものはまだ残念ながらございません。今、内閣府の予算ではございますけれども、モデル実証事業というのをやつております。その中で、どういう方法でやればどうやつて下がっていくのかという今モデル実証実験を、今まで非常に小さい範囲での除染でしたけれども、初めて広い大きな面的な範囲での除染を行うことになりました。また、今月中には環境省から除染のやり方のガイドラインにつきましても県やあるいは市町村に対しきちんとお示しをさせていただきたいと思っております。

○佐藤信秋君 セっかくお答えいただいたんですけど、多分ガイドラインも実際使えません、現地では。それは市町村長、実際やる立場になつている人の言うことをよく聞いてもらわないと。どのぐらい費用が掛かってどういう効果があつてとうある程度の目安、あるいは実証的、実験的にやるんだからどんどんやってくださいと、市町村長が、国も一緒にやりますと、先頭に立つて一緒になつてやりますと言つて、いろんなことをやつてみないと、これガイドライン作つたら終わるというものじやありません。何度も作つているんですか

ら、ガイドラインはね。それで、除染技術カタログというのもあるんですよ。どうやつたらいいと定性的なことが書いてあるだけですから、これ市町村長がやれるかといつたら、全部いや、これでやれといつたって無理だわなど、こういう話になっている。

だから、市町村はもちろんどんどんやってもらいう。國も一緒になつてどんどんやつて、いろんなデータベース蓄積していく、今はその時期だ。

九ヵ月もたつて、遅過ぎる。國が先頭になつて、みんなと一緒にになって、あなたたちはじやこういうことをやつてみてください、こういうことを我々はやりましょうと言つてどんどんと実証を重ねていかない、これ多分、このままだとあと半年たつたつてどうやつてやつたらいいか、出できません。結論、決意を。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) この委員会に入る前にちよつと委員長ともこの件については意見交換をしていました、除染の問題について。現地をよく御存じなので。

そこで、もう本格的にこれからやっぱり除染を国が前面に出てやつていかなければいけないんですけど、まだそのやり方、知見がまだ十分出てきていません。ということは、もっと実証をやらなければなりません。ということが一つある。これはもう委員の御指摘のとおりです。

それをやっぱりデータベース化して、今もやり方はホームページなんかで公表していますけれども、これは現地ですぐ判断何かができる状況では私もないと思いますので、御指摘のとおり、今回は三次補正でも実証分ちやんと入れていますが、もっと実証を増やすということ、データ化すること、あとはまだやっぱり人手不足の問題等もいろいろあるようですが、何としてもこれは除染を進めなければなりませんので、今御指摘のような課題克服に向けて努力をしていきたいと思います。

○佐藤信秋君 ということなんですよね。市町村長の立場でいきますと、みんなとしやべつていま

すけれども、あそこの校庭とあるいはこの農地と全部やろうと思つたらどうやつて誰に頼んだらいんだべと。それで、オーバースペックだとか言って、環境省が言つてゐるかどうかは別ですが、いやそこまでやることはないじやないのと言われたりする。

今はそうじやなくて、まずやってみると、データを重ねていくと。幾ら掛かるか分からない。それは幾ら掛かるか分かるわけないですよね、初めてやるんですから。そこをデータベース蓄積していく、そのための今時期だと。だから、百億だ二百億だというんじゃなくて、とにかくやってみようというんで責任持ってやってくださいと、国も責任持つて一緒にやるからというふうにやっていかないと無理です、これ。そこをお願い申し上げておきます。

そこで、先ほど来の出先機関なんかの議論がありましたが、平野大臣、今回は実施はそれぞれの事業実施官庁、さつき環境省にも伺いましたけど、やりながらすき間を復興庁がきちつと埋めていくと、こういうふうにした、調整した。これは大変、宮沢議員からも、元々このぐらいやつていつて当たり前じゃないかと、こういう議論ありましたけど、うまく使っていくということを是非しっかりとお約束はいただきたいと。

それからもう一つ、これに関連して、先ほど行田委員の話がありました。地方整備局や農政局、国の出先機関を今広域連合に移譲するとか、こういう議論があるんですかね、あるいは廃止するとか。これだけは総理に、これはいろいろ議論しても時間がもったいないですから、きつくなづくお願いしておきます。やつちやいけません、今。きつくなづくお願い申し上げておきます。

そこでなんですね、これ復興庁、済みません、行つたり来たりで。ワンストップで予算一括してやる。そうすると、その予算の配分というのは、先ほど来もありましたけど、実は最初に地方の要望あります、要望というよりは私は今は意欲だと思います、意欲、意欲と準備。そして、汗と労力か

きながらこういうことだけはやりたいと、こういふうふうにして、ああ、ここまで到達して、きたよと、その実施計画、例えば市町村でいえば、実施計画がこのぐらいまでやれるようになってきた。さつきの高台移転だつて簡単じやないですからね、物すごく難しいですよ。大汗かいています、みんな、市町村長は。それから、自治会の会長なんかとも一緒になって汗かいても、その話がすぐまとまる限りません。

そうだとすると、そういうものを踏まえながら

重点的にしつかりとした予算の配分、一括計上と
いうのをやつっていくと、こういうことが今回この
復興庁の大きな機能の一つだと思いますが、こ
の基本方針、配分の、予算配分ということを、是
非、市町村長さんや知事さん、どうなるんだべな
と思つていてますから教えてください。

○國務大臣(平野達男君) 復旧復興と通常の例え
は公共事業予算の違いは何かといいますと、必ず
しもこう言い切れるかどうかというのは若干意見
はあるかもと思いますが、復旧復興は限られた期
間の中にやらないちゃならないことが見えていま
す。見えていますから、復旧のスケジュールを立
てようと思つたらできるんです。ですから、今回
改定をしまして、災害復旧も含めて学校も含めて
できるだけ細かい工程表を作つてもらつて公表さ
せました。

そうしますと、あとこれから必要なことは、さ
らにこの工程表のさらに具体化です。そして、こ
のしりが決まりますと、これは今度はできるだけ
前倒しにするということで、それに必要な予算を
付けていくということが基本になります。ですか
ら、箇所付けというのは、何か権限行使すると
いうことではないと、うふうに私は思つていま
す。むしろその計画をしつかり作る、あとはその
計画に沿つた復旧復興をどうやって進めるかとい
うことだが、地域にとつても、また県にとつても、
国にとつても大事だというふうに思つています。
私、復興庁のこれから仕事をとるのは、まず
この復旧復興計画、災害復旧も含めて直轄、県で

やるもの、市町村も含めてやるもの、これを全部しつかり監理していきます。そして、できるだけ前倒しさせます。今回の工程表の作成でできなかかつたのは、実は高台移転でした。これはやつぱりまだまだ、まだ時間が掛ります。これはこういうふうに計画作れと言つてもなかなかできないものですから、ここは抜けていますが、しかしこの部分についても急がせて、そしてできるだけ早い段階で、この段階でここまで復興住宅で生きる、復旧住宅できるというような工程表も早い段階

階で示したいと思って います。その そ うい た 工 程 管理 を し な が ら 必 要 な 予 算 を 付 け て いく と い う の が 今 回 の 復 割 で は な い か と い う ふ う に 思 つ て い ま し た。と 同 時 に、そ の 過 程 の 中 で、繰 り 返 し に な る だ す け れど も、すき 間 が 出 て き ま す か ら、すき 間 が 出 な い よ う に す る と い う こ と も 復 席 序 の

○佐藤信秋君 今、高台移転の話が出来ました。随分柔軟な仕組みに、これはさんざん私たちもお願いして変えてきました。変えてきていただきましたですよね。

それで、国土交通大臣おられますから、それで先日、津波防災地域づくり法案というのも通していただきました。先ほど官沢議員の議論にもありましたけど、日本の再生、復興というのは、これまでは全国の復興をにらみながら東北からまずしっかりとやってもらう。しかし、一方で全国もというのやつで、今度、津波防災地域づくり法案というのを国土交通大臣に通していただきて、全国、実は俺のところへ来たらどうしようと、地震が、物すごく不安がっています。首都圏直下型地震ももちろんそうですが、三連動。

実は、日本海側も、秋田沖の津波であるとかですね、地震の、十勝もそうですよ、十勝じゃなくあれ、積丹もですね。それから、私、高校生のころに新潟地震で、私も津波で避難所生活を一月ほどしました。どこでも全国の復興のためにと、こういう論で行きますと、津波防災地域づくりを始めとして緊急の災害対策、防災対策というのが始まります。

実は山のようにならなきやいけないと、みんなそう思つてゐるんですね。

そこで、国土交通大臣にこの防災対策の緊急性について、せつかく津波の法案までお作りいただいた、この観点から決意のほどをひとつお願いを申し上げたいと思います。

○国務大臣(前田武志君) 昨日、津波防災地域づくり法案を通していただきました。その法案の御審議に随分と熱心に加わつていただいて、あそこで考えていろいろとおりでござひます。

委員御指摘のように、確かに三連動もあれば直下型もある、日本海側もある。昨日のたしか衆議院の災害対策特別委員会がどこかで火山学者のお話で、ああいうプレートが動いた非常に大きな地震の後には、これは多分、地球物理的な連動があるという趣旨でしょうか、火山爆発なんかも大いにこれから起ころり得る時代に、時期に入るだろうというようなことまで言われているんですね。

したがつて、とにかく、多重防災といいますか、災害には上限がない、そして命が第一とということで、外力というものについては確かに上限を考えるというようなことはなかなかできないだろうと思います。何が起ころるか分かりません。しかし、起つた災害をとにかく極限まで災害を小さくする減災といいますか、そういう意味で、多重防災的な考え方でしっかりと津波対策もやれば、あるいは実際に災害が起きたときの減災という意味ではこのミッシングリンクをつないでおくということが非常に重要であるということも今回経験をしたわけです。さらには、多重防衛といいう意味で、あの仙台東道路のような道路が、当初の機能には想定していなかつたような防災、津波を防ぐ、そういう機能も発揮したわけでありますから、とにかくミッシングリンクをつなぐということ。更に申せば、持続可能な地域づくり、国づくりをやっていく、そのモデルを東北につくるといふことで、よく言われるスマートシティーと先ほど議題になつておりましたが、こういったことも

も今出でてきているわけです。

私は、復興特区、復興庁、今後、この組織、また制度ですけれども、そういう被災者一人一人のこの声を、声なき声までも聞いていくという姿勢がなければ、この制度、また組織というのは現実から遊離してしまうんじやないかということを申し上げたいと思います。

まず、もう一つ総理に法案の中身に行く前に確認させていただきたいのは、国家公務員給与の削減についてでございます。

これは復興財源に充てるということで、約六千億円の財源を捻出する、できるわけでありますが、明日、会期末でございます。この給与削減法の成立を総理は諦めたのか、あるいはこの件について民主党の中にどのような指示を出されているのか、まずお聞かせいただければと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) この臨時国会で、これは復興の財源の一翼を担うものでありますけれども、臨時異例の措置として公務員の、国家公務員の給与をマイナス七・八%、減額する法案を提出をさせていただいております。それについては、昨日、御党と自民党から人勧を実施した上で給与削減をするという内容の法案が提出をされたと承知をしてています。

政黨間のぎりぎりの今協議をしていただいているところですが、是非これ、合意形成をして前へ進めていきたいという思いを強く持っています。事長レベルの会談もありますし、この扱いが大きな柱になると思います。合意形成ができるとを強く期待をしながら今審議に出ているという状況でございます。

○谷合正明君 総理には、強く期待するという言葉じゃなくて、党内をどうまとめるのかというそのリーダーシップの姿を見せていただきたい。私は、総理がこの国家公務員給与削減について、いろいろなところの答弁で、基本的に法案の成立に万全を期したいとか、当面は全力を尽くしたいと、様々出るんですけれども、本当にその汗を流

している姿というのを見せていただきたい、そのことを申し上げたいと思います。

それでは、復興庁の設置法案について、中身について質問をいたします。

この復興庁ですが、政府原案の復興庁におきましては、復興対策本部と大きな相違がございましては、復興を強力に推進することのできる組織となつた

と私は考えておりますが、まずこの点、総理の認識を伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今回の修正を経て実施権限が大変大幅に拡充をされました。ワシントップで被災者の、被災地の要望を受け止めて、予算の一括計上それから配分に至るまでという、そういう意味での実施権限が大変強まったこと

と、総合調整権限についても、元々勧告権入れておりましたけれども、その実効性を担保するというそういう措置も入れていただいたこと、それから、これ大変実務が増えますけれども、そのための大臣と副大臣の増員を認めていただいたこと、大変復興に向けて力強い組織になつていただけると思

いますので、この修正を適切に踏まえて、一日も早く復興庁の立ち上げを実現をしていきたいと考えております。

○谷合正明君 修正案提出者に伺いますが、この法案の第四条第二項第三号に、復興庁が予算を一括して要求し、確保し、関係行政機関に配分する事務が追加されました。これによりまして、公共事業の箇所付けから事業の実施内容まで実質的に

復興庁が決めることができるようになりました。しかし一方で、第二項の第三号イには「政令で定める事業に必要な予算」とありますと、実際にはどのような予算を一括要求できるのかが明確となつております。

政令で定める事業とは何を想定しているのか、また、財務省の予算査定機能との屋上屋を重ねる、そのような懸念はないのか。まず、修正案提

出者に伺いたいと思います。

○衆議院議員(石田祝穂君) お答えいたします。

本法案の修正協議につきまして、私ども野党は、これは復興基本法の元々の考え方、いわゆる企画立案、総合調整そして実施の事務、こういうものに沿つて復興庁はつくられるべきであると、このように思つております。その政令の中身についておりましたので、今回のような修正にしたわけ

でございます。

それで、委員今お尋ねの、じゃ具体的にどういうことができるのかと、これも修正の協議の過程も教えてほしいということでしたので少々申し上げたいと思いますが、じゃこの復興に対しても、私たち、ある意味ではネガティブリスト、これは駄目だよというものが以外は全部やれるようにならうかと、こういう議論もいたしましたが、全体の範囲がこれは分かりにくく、分からぬ中でネガティブリストは作りようがないということ

で、それだったらもう極力この復興事業としてやれるようリストアップしてもらおうと、こういうことになりました。そして、さらに現時点で考えられるこの中身、政令ですね、しかし、現実に復興が進んでまいりますと、作業が進んでまいりますと、実は政令にはないけれどもこういう事業もこれは是非やりたいと、そういうものについて是非これは政府で迅速に地域の要望を受け止めただいて政令を是非作つてもらいたいと、このように思つております。

それで、財務省との査定の問題でありますけれども、財務省は基本的には査定をして切つていくと、こういうものが、まあ本能というんでしようか、そういうものがあると思いますけれども、復興に関しては、逆に必要なものはしっかりと付けていくと、ある意味でいえば、減額ではなくて増額するぐらいの気持ちでこれは私はやつてもらいたい、このように思つております。

また、被災地と密着する復興局などでは、国家公務員だけではなくて、御指摘がありましたがども、地元の実情に詳しい民間や自治体などからも幅広く人材を確保したいと考えております。そうした人材の見やノウハウも活用しながら、被災地の復興を支えてまいりたいというふうに思ひます。

また、今回は、衆議院における修正では、行政改革などの観点から政務三役の数の縮減が行われたところでございますので、この観点からすると、復興庁の他の職員の数についても、このよう考へ方を踏まえて行政組織の肥大化を招かない

が求められておりますけれども、この点について見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(平野達男君) 今回の法案修正では、復興庁に復旧復興に必要な予算、一括計上するということになつております。その政令の中身につきましては、今、石田修正案提出者の考え方等々も含めまして、これからしっかりと制度設計をやつていきたいというふうに思います。

○谷合正明君 次に、復興庁の組織、人員について伺います。

復興庁に強力な権限を持たせたとしても、組織の在り方によってうまく機能できるかどうかが変わつてまいります。

まず、復興庁の人材についてでありますと、復興庁には官、民、そして国、地方を問わず人材を集めると聞いております。民間や、またNPO、地方自治体出身の職員、こうした方々は復興庁においてどのような場で活躍することが想定されているのか。そして、復興庁のこの人員に関してですが、総定員法、定員合理化計画との整合性は取られていませんか。総理に伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) まず、復興庁の職員でありますけれども、被災自治体を支援するため、各府省の制度やあるいは復興施策に詳しく、何よりもこれらの事務を推進するに当たつて熱意のある人材を確保するということが肝要だと思います。

また、被災地と密着する復興局などでは、国家公務員だけではなくて、御指摘がありましたけれども、地元の実情に詳しい民間や自治体などからも幅広く人材を確保したいと考えております。そうした人材の見やノウハウも活用しながら、被災地の復興を支えてまいりたいというふうに思ひます。

ということを留意しながらも、一方で、復興庁の業務が適切に遂行できるような体制を整備をしてまいりたいというふうに考えております。

○谷合正明君 復興庁におきましては、各省から熱意のある人材を結集していくわけであります。が、その人材が実際どれだけ現場に入り込んで、その中に入り込んでいるのかと、というのが重要な点と思つております。

例えば、短期間ですぐに異動してしまうようでは、これはやつぱり地元との信頼関係という意味では、これ大きく損なうわけでございます。そういった意味では、私自身は、こうした期間の問題とかいうことを含めて、しっかりと現場に根差す、そういう人員の配置の在り方が、人材の活用の仕方が非常に重要ではないかと思いますが、こうした点を配慮する必要性について総理の見解を伺いたいと思います。

○内閣総理大臣 野田佳彦君) 今の御指摘、大事な観点だと思います。復興庁における職員の人事、広い意味での人事に当たりましては、任命権者として、職員の意向や被災自治体との信頼関係にも配慮しながら、しかも各職員が高いモチベーションや熱意を持ってその能力を適切に發揮することができるよう意を用いてまいりたいと考えております。

○谷合正明君 その組織、人員につきましては以上でございますが、特に、私自身もNPOの出身の人間であります。が、現地に行つたNPOだけじゃなくして、地元で生まれたNPOも、現地組織も結構今たくさん誕生しております。そうした声も本当にしつかり拾い上げていただきたいといふことと、人材として活用していただきたいといふことを申し上げておきたいと思います。

次に、修正事項について再び修正案提出者に伺います。

衆議院の修正におきまして、附則第二条に本法律の施行の状況についての検討規定が設けられました。この三年の見直しということでありますけれども、この趣旨についてまず伺いたいと思います。

○衆議院議員(石田祝穂君) 谷合委員にお答えします。

今回、附則第二条で三年後の検討、見直しと、こうしたものを持ち込むことになりました。これは政府原案には全くなかつた規定でございまして、これは、なぜ三年かということもあるんです。

が、やはり復興集中期間、五年ということになつておりますので、やはり途中で、このままの進度でいいのか、進み具合でいいのかとかいろいろなことを私は検討すべきだと、その意味で検討して見直しをすべきではないかと、こういう規定を追加をいたしました。

この法律で復興庁が設置されまして、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図ると、こういう国の体制が整うことになりますけれども、復興には長い時間も要します。集中期間といつても五年間でありますから、やはりそこでいろいろな変化も出てくる。やはり、被災地の要望もいろいろとまた新たなものも出てくると思います。そういうものも含めまして、この復興庁設置法案が通つたから私たちの仕事が終わると、こうしたことではありませんので、やはり被災地に国会としても寄り添つていろいろと頑張つていくと、こういう姿勢を表したものであります。

以上です。

○谷合正明君 今お答えしていただいたところと関連するわけであります。が、国会への報告規定もこの度新設されました。復興庁の設置法案だけではなくて先般成立した復興特区の法律におきましても、これは政府任せにせず国会の関与を強めるということが、私は今回の二つの法案の修正の肝ではないかなと思っております。

そこで、国会はこの報告、いわゆる国会への報告規定、こういう新たな新設された規定があるんですが、この報告に対してどのような対応を取ることがイメージされているのか、修正案提出者に伺います。

衆議院の修正におきまして、附則第二条に本法律の施行の状況についての検討規定が設けられました。この三年の見直しということでありますけれども、この趣旨についてまず伺いたいと思います。

この附則第八条も政府原案には全くなかつた考え方でございまして、やはり私は、先ほど申し上げましたように、法律を作つて終わりと、こういうことではなくて、国権の最高機関として、唯一の立法機関としての国会の務めはこれは法律を作ると、こういうことになりますけれども、やはり作つた法律がどのように執行されていくのかと、こういう点も私たちはしっかりと、被災地が復興からしっかりと元の生活に戻れるその日までやはり寄り添つていくという考え方が大事だと思います。

その意味で、国会に報告をしていただいて、そして必要であれば新しい議員立法、また、政令等についても政府にしっかりと取組をいたゞく、こういうのを盛り込んだところでございます。

○谷合正明君 総理に伺います。

質問は、既に同じ趣旨の質問が出ている部分もあるんですが、復興庁のこの設置費用についてでございます。

これ、来年三月十一日までに復興庁を設置できるよう今準備を進めいくということで答弁されておりますけれども、二十三年度の予算に設置に係る費用というものは計上されおりません。

この法案成立後、設置に係る費用をどう措置するのか。速やかに復興庁の体制を整えるためにも十分な予算を充てていただくことによろしいんでしょうか。まず、総理の方にお伺いします。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 復興庁が設置された際には、現在内閣官房に計上している復興対策本部の経費や内閣府に計上している復興交付金等の予算を予算総則十二条の規定により復興庁に移し替えることで対応できると考えておりますし、なお予算の不足が見込まれる場合には適切に対処してまいりたいと思います。

○谷合正明君 時間になりましたので、私の方から最後に一言です。

私は、ある自治体の首長さんからこう言われました。復興庁というのは、役所の立場に立つのであります。

はなくて被災者の側に寄り添う、そういう新しい役所になつていただきたいというふうに言われました。私自身、公明党の議員として、これからも被災者の心に寄り添う、その活動をこれからもしっかりとさせていただくということを決意申上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長(増子輝彦君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、廣田一君及び池口修次君が委員を辞任され、その補欠として友近聰朗君及び大河原雅子さんが選任されました。

○桜内文城君 みんなの党の桜内文城です。本日は、原発事故の収束に関する質問を主にさせていただきます。

残念ながら、今日は細野大臣、原発事故の収束及び再発防止担当大臣が外国に出張されておりませぬので、主に総理にお尋ねいたします。

元々こんなことになるとも予想していなかつたわけですけれども、なぜ総理に質問しなくちやいなかいかというと、これは、今申しました細野担当大臣の所管の在り方というものが、いわゆる内閣法三条二項に基づく無任所大臣としての原発事故の収束をこれまで担当するという発令を総理がされております。しかし、残念ながら、無任所大臣といふものは基本的には予算というものが付かない立場の國務大臣ということになります。

しかし、こちら、(資料提示) フリップも用意しましたけれども、福島第一原発の敷地内、オンラインサイトの部分ですけれども、例えばここにありますような循環注水冷却のための装置の設置ですか、あるいは、今まで測量やボーリング調査が始まつたけれども、福島第一原発の敷地内、オンラインサイトの部分ですけれども、例えばここにありますような循環注水冷却のための装置の設置ですか、あるいは、今まで測量やボーリング調査が始まつたばかりと聞きますけれども、海洋への汚染拡大の防止対策としてこういった遮水壁というものを建設していかなくちゃいけないと。

ところが、私はこれまでも予算委員会なりこの

委員会でも何度もお尋ねしておりますけれども、残念ながら、今年の一次補正から三次補正に至るまで、こういった原発の敷地内、オンラインサイトのこういった公共工事的なものに対する予算措置が一円たりとも付いていない。この点は、前回の十一月七日のこの委員会でも枝野経産大臣にお尋ねいたしまして、実際、枝野大臣の御答弁としては、御指摘のとおり、オンラインサイトでの事故収束に向かた直接的な予算ということは出てきませんというふうにお認めになつております。

私、これやっぱりおかしいと思うんです。国家の総力を挙げてこの原発事故の収束に当たると口では言いながら、一円たりともこういった、急を要するこういった事業の予算が一円たりとも付いていない。何でだと。やはりこの原発事故の収束を担当する細野大臣が無任所大臣だからと。なぜならば、財政法二十三条、財務大臣長くされて、予算も何回も作られた總理ならお分かりだと思うんですねけれども付けられないんでですよ。予算が基本的に。財政法二十三条、お分かりですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) ちょっとと、今の一連の細野大臣の問題とそれからオンラインサイトの予算にかかるお話を、ちょっとまとめて御指摘ありましたのでお話しさせていただきたいと思いますけれども。

まず、原発事故の収束については、これ複数省庁にまたがりますので、取組に当たり、イニシアチブを發揮し、総合調整を行うための大臣が必要であります。このために細野大臣を原発事故収束及び再発防止担当に任命をして、関係大臣と緊密に連携しながら事故の収束を可能な限り早期にできるよう全力で取り組んでもらっています。原発事故収束のための各種事業の予算については、いわゆるロードマップ等に沿って所掌事務を直接担当している省庁が確保して適切に執行しています。また、原発事故の再発防止に向けては、内閣官房に原子力安全規制組織等改革準備室を置き、原子力安全規制に関する組織制度の見直しを進めているところでございます。

○国務大臣(枝野幸男君) 福島第一原発の事故の収束に向けてやらなければならないことについて

そこで、今、オンラインサイトの予算でありますけれども、これ基本的には、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水の循環装置や遮蔽壁の設置などオンラインサイトに係る費用については、発電所の設置者である東京電力が負担することが原則でございます。他方、政府としても、住民の一刻も早い帰還の実現に向けて、発電所の運営費を平成二十三年度第三次補正予算において計上するとともに、平成二十四年度予算においても必要な要求をしているところです。

○桜内文城君 東京電力がまず自分でやれといふ御答弁です。実際、前回のこの復興特段会議で枝野経産大臣も、現状までは東京電力が自らの責任、つまり自らのお金でその対応をしていくという言い方をされておりますが、これだけの国際的なレベルでいく、そういう姿勢が必要なんじゃないですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) ちょっとと、今一度、私は、やるべき仕事をやっていない、そういう内閣だと言わざるを得ないと考えております。

○桜内文城君 その前に、先ほど私、財政法二十三条についても触れました。財政法二十三条というのは、「歳入歳出予算は、その収入又は支出に關係のある部局等の組織の別に区分し」とあるわけですよ。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) そうじやないと予算が付けられないんです、今の財政法上は。もしこういった制度を前提とするな

がら、細野大臣の下に原発事故収束のための組織会見でメルトダウンについて尋ねられて、この冷却を継続できれば、そういうこと、メルトダウンのことですね、とはならないでいくだろうと受け止めているというふうにおっしゃいました。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) これ、フリップ、四枚目のフリップ出していただきます。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) こちらにあるとおり、この十一月三十日に東京

電力が解析結果を、推定結果を公表しております。一号機においては、燃料が全て下に落ちてい

るんです。圧力容器の中には一切ない。下の

図にみるとおり、燃料がコンクリートにめり込んでいます。もう僅か三十七センチで鋼板に

しっかりとやつていく、このことについては、今まで達する、そういう状況が明らかになつてゐるんですが、枝野大臣、以前このように、メルトダウンは起きていらないというふうに記者会見でおつしやつたこと、この訂正と謝罪を国民にするコミットした上でやらなければならぬことを誰が出すかという話で、基本的に発電所の設置者である東京電力が出すということ、国民の負担ではなくてまずは東京電力の責任でやるということは、私は基本だと思います。

もし、東京電力がお金がないせいで何かできな

いとか遅れているとかということがあれば、その

ことについては、機構法もできておりますから、

国として出資をしたり資金拠出をしたりをする

ことはあります。あれば、必ずしっかりと政府とし

て対応いたします。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) では、私は、従来から燃料の一部が損傷している

可能性があるというか高いというか、そういうこ

とは申し上げてきたところでございます

と述べた上で、今後、冷却を継続できれば再び

燃料が損傷していくことはないだろうということ

を申し上げました。そして、これは結果的に、そ

の当時、私どもが把握をできていた情報が十分な

ものでなく、その後全体として溶けていたとい

うことが分かりましたが、その都度その都度の時

点において把握をしている状況の中で、可能性に

ついても含めて御説明をしてまいりました。その

結果が、その後時間をかけて検証した結果と異

なつていていたということについては大変申し訳ない

とうふうに思つております。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 二枚目のフリップ出してもらえますか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) こちら、今現在の東京電力福島第一原子力発電所内の防波堤の写真です。二枚あります。これで本当に、再びあのような大きな地震、あのように大きな津波が来て耐えられるか本当に思つていいんですか。これ一円も政府はお金出していませんで

るんです。どういうことですか、総理。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) この防波堤、仮設防潮堤については、本年三月十一日の地震の際のブレートの動きを踏まえ、今後発生する可能性のある地震から想定される津波の高さを勘案して設置されたものでございます。想定される津波の高さに応じた高さで設置をされております。また、想定される波力、波の力に対しても耐えられる構造といたしております。

またさらに、念のため、万が一電源設備が浸水

した場合、つまり、今回の津波によつて生じたよ

うな事態が生じた場合であつても引き続き電源が

確保されるよう、非常用ディーゼル発電機や電源車などの非常用電源、非常用注水ポンプを高台に配備しているところでございます。

さらに、今後余震により想定される津波の高さや津波対策の妥当性に関しては、地震・津波に関する意見聴取会においてシミュレーション解析を用いて更なる検証も行つていく予定でございます。

○桜内文城君 日本が、これ戦前であれば一等国あるいは三等国という言い方をしていました。今であれば先進国、後進国、そういう言い方があると思うんですけど、九か月たつてこれですよ。國家の総力を挙げてと皆さんおっしゃいますけれども、本当にちゃんとやっているんですか。笑われますよ、これ。是非今日はこれ中継ですので全国の皆さんにこの状況を見ていただきたいんですけれども、これで本当にしっかりと事故の収束に努力していると、一円たりともサイト内に予算も付けています。

次の一、三つ目のパネル、お願いします。

これは現在の四号機の状況であります。見てのとおり傾いております。もう一度地震が来たら、四号機にある使用済燃料ブールが本当に壊れるんじゃないかな。大変な数の使用済燃料がこの中にあります。その対しても、補強工事のためのお金も一円たりとも政府は付けていない。一体何のために皆さんこうやって政権の座にあるんですか。

総理にお尋ねしますけれども、政権というのには、憲法上の文言の言い方をしますと、主権者たる国民から、その生命、自由、財産を預かり信託されているわけですよ。ですから、皆さんは政府として受託者責任、受託者としての責任を負つているわけですよ。ちゃんとこの責任を果たしていると本当にお思いですか。この写真見て、感想をお願いします。

○國務大臣(枝野幸男君) 繰り返し申し上げます

が、もちろん原子力政策を推進をしてきたという政府の責任ございますし、国民の生命、財産を守

るという責任ございます。

ですから、政府としてしっかりと、例えば先ほどのオンサイトにおける様々な対応であるとか、それからその建屋等が壊れないだろうか、余震によつてということについて、しっかりと確認をし確認するという責任はしっかりと負っているつもりでございますが、そのお金を誰が負担するのか

も残っております、資産超過の今状況であります。それからキャッシュフローも今のところあります。その状況のときに、まずはその発電所の設置者である東京電力が責任を持ってお金を出させるというのが、国民の皆さんとの税金をお預かりをしている政府の立場としては私は当然だと思いま

す。その結果として、東京電力が金を出さないで何かが遅れているということを具体的に御指摘いただければ、それについてはやらなければいけないと思つています。

それから、四号機の建屋については、もちろんこういう状況でありますので、余震等が起つた場合の危険についてはしっかりと評価を行い、また四号機の使用済燃料ブールの底の部分のところについては補強工事を行つております。具体的に

これでは足りないということを、科学的、具体的にこういうところが足りないんじゃないかといふ御指摘いただければ、それは真摯に受け止めてそういうことがないかどうかというチェックをいたしますが、見た目の問題じゃなくて……（発言する者あり）

○委員長(増子輝彦君) 御静粛にお願いします。

○國務大臣(枝野幸男君) しっかりと補強工事をして、補強工事をした上でなおかつその強度についてチェックを受けて、その上で大丈夫だというこの専門家の評価を受けているということを申し上げたいと思います。

○桜内文城君 全く政府としての責任を回避しようとする、東電に全ての責任を丸投げしようとするその姿勢は私は許し難いものだと思います。

もちろん東電に出させるのは当たり前です。し

かし、東電は、先ほど言いましたように、既に実質的には破綻している企業なんですよ。一兆円の支援要請、既にしているじゃないですか、政府に

対して。そのことを申し上げて、この質問を終わります。ありがとうございました。

○紙智子君 日本共産党的紙智子でございます。

福島で、安全宣言を出してから一ヶ月を経て暫定規制値を超える放射性セシウムに汚染された玄米が発見されたということで、現地は大変なショックを受けています。国と県の指示どおりにやつたのに涙が出ると、そして、最初から綿密な検査をしていればこのようなことにならなかつたんじやないかと肩を落としているわけです。福島

県米は安全ですということを強調して宣言を出した、その後でこういう事態になるということになつては、やはり本当に信頼を更に失わることになつてゐるわけです。

それで、一連のチェックが機能しなかつた理由について、福島県の担当課は、もっと検査をしようと機器が足りなかつたと、国が検査体制を整えてくれればよかったです。福島

県では足りないということを、科学的、具体的にこういうところが足りないんじゃないかといふ御指摘いただければ、それは真摯に受け止めてそ

ういうことがないかどうかというチェックをいたしましたが、見た目の問題じゃなくて……（発言する者あり）

○委員長(増子輝彦君) 御静粛にお願いします。

○國務大臣(枝野幸男君) まず、私から最初に申させていただきます。

○國務大臣(鹿野道彦君) まず、私から最初に申させていただきます。

基本的には、四十年のデータというふうなものも踏まえて作付け制限、そしてまた、基本的に収穫前あるいは収穫後、予備調査、本調査というふうな形で検査体制をやつてきたつもりでございますけれども、現実、今先生からお話しのとおりに、いわゆる暫定規制値を超えるお米が検出されたと

ならない。

そういう意味で、これから、今、福島県とも連携を取つて人を派遣してやつておりますけれども、土壤がどうなのか、あるいはまたその周囲の状況はどうなのか、そういうような等々を詳細に検査、調査をしながら、それを受けて、福島県ともしっかりと連携を取つて検査体制というふうなものをきちっとつくり上げていきたいと思っております。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今農水大臣の御説明のとおり、収穫前と後で検査をしてきたにもかかわらず一部地域において暫定規制値を上回るセシウムが出てきたということは、これはその事實を重く受け止めなければいけないというふうに考

えております。

現在、福島県は消費者の不安を払拭すべく緊急調査を実施をしているところでございますけれども、国としても、早期に検査結果が得られるよう積極的な協力をを行つて国民の皆様の安心につなげてまいりたいと思いますし、二十四年産米の作付の考え方や調査等の在り方についても関係府省に早急に検討させていきたいと考えております。

そこで、ホットスポットというのはまだらに存在しているといふことが分かつてゐるわけですがれども、国が指示した検査が粗かつたと、これはやっぱり国の不手際だと思つてゐるわけです。

こういう苦しみを再びまた与えているといふことに対して、総理はどのように責任を取るおつも

りでしようか。

○國務大臣(鹿野道彦君) まず、私から最初に申させていただきます。

○國務大臣(鹿野道彦君) 前あるいは収穫後、予備調査、本調査というふうな形で検査体制をやつてきたつもりでございますけれども、現実、今先生からお話しのとおりに、いわゆる暫定規制値を超えるお米が検出されたと

いうことをやつぱり真摯に受け止めていかなきや

確かに先生おっしゃる通りに、検査体制については限界があつたと、タールに一ヵ所というような粗い検査になつたんじやありませんか、農水大臣。

○國務大臣(鹿野道彦君) 確かに先生おっしゃる

見た場合に、やはりそういうふうな検査能力に限界があつたということは間違いございません。

そういう意味で、検査の機器の体制整備、そういうこと、それから、国としてもできるだけ御協力をさせていただくというふうな体制の下に今日取り組ませていただいているところでございます。

ますので、東京電力が早期に賠償すべきだと、こういう考え方であります。そのために私どもとしては賠償の早期実現を後押しをしてまいりたいと、こう考えておるところです。

○紙智子君 ちょっと、総理、総理もお願ひします。

強化というふうなものに対しても、私どもも補正予算あるいは当初予算におきましても対応させていただいているところでございます。

そして、基本的に今、米の問題につきましては、福島県としっかりと連携を取って、福島県とともに検査計画というふうなものに対して取組をさせていただいているわけでありまして、消費者

○藤井孝男君 そのとおりでございまして、これはクイズ形式というよりは認識の問題でありまして、まさか一川防衛大臣のようなよく分からぬ詳細が分からぬような答弁があるとは思つておりません。ですから、あえて失礼ながらどうぞ質問をさせていただいたところであります。

○紙智子君 今、限界があつたということをお詫びいたしましたけれども、この間、農水省として増やしてきたのはゲルマニウム半導体のこの検出器で、国内用で二十二台、輸出用で十九台です。

ん、時間ありませんので。
いや、総理、野田総理。

強化というふうなものに対しても、私どもも補正予算あるいは当初予算におきましても対応させていただいているところでございます。
そして、基本的に、今、米の問題につきましては、福島県としっかりと連携を取って、福島県とともに検査計画というふうなものに對して取組をさせていただいておるわけでありまして、消費者の方々にも安心していただきができるようこれからも万全の検査体制を確立をしていきたいと思つております。

○藤井孝男君 そのとおりでございまして、これはクイズ形式というよりは認識の問題でありまして、まさか一川防衛大臣のようなよく分からぬい、詳細が分からぬような答弁があるとは思つております。ですから、あえて失礼ながらとう質問をさせていただいたところであります。

そこで、復興特ですね、今日も特別委員会、今日は集中審議なんですが、私もう何度も復興大臣を中心質問をさせていただきました。しかし、もうずっと今まで、また、各党の今日の質問

よ。そしてそれも、国内の体制も不十分なのにもかかわらず輸出に重きを掛けて、それで国際部のこの部長通達では、輸出用の検出器を使って検査をするときに、国内のものについては、この輸出用を終わつた後、余裕があるときでなきや使つちゃいけないと、国内の方を少なくしなさいと、こんなことを指示するような通達まで出していて、これは本当におかしいと思うわけですよ。國內で国民の口に入る農産物が、これは検査して安全であることが証明されて、危険なものは一切流通していくませんと、こうなつてこそ信用問題としても外国に向けて出せるわけですから、まずここで力を入れるのが本当だというふうに思うんです。こしは實用的よ。

償するということでござりますので、その早期実現を全力を尽くして行うということであります。○紙智子君 私は、国がちゃんと買上げるべきだと思いますよ。そこをやっぱりやって、国が東京電力に出してもらうということをやるべきですよ。それと、生産者には何の責任もないんですから、これは絶対に負担させることはあつてはならないということを強く申し上げたいと思います。それからもう一つですけれども、今後長期にわたることも見通して、これ、検査体制についても確立しなければならないと思います。それで、米は主食ですから、これ、検査体制は万全でなければならないわけで、これまで十五ヶタールによくは結局、その中でホットスポットとなりますが、濃いところと薄いところと出てくるわけですよ。で、広いわけですよね。

たけれども、やるんですか。そのことについて、ちょっとと、最後は総理にちゃんと答えていただきたいと。
検査体制については、広くて擦り抜けたということがあるわけですから、これはちゃんと狭めてやることや、きちんとした万全の体制を取るということはされるんですか。農水大臣じやなくて、総理大臣。
○委員長(増子輝彦君) 最初に鹿野農水大臣、その後に野田総理に答えていただきます。
○紙智子君 いえいえ、最後、総理で結構です。
○国務大臣(鹿野道彦君) 各県、地域の方々とも連携を取りながら対処してまいりたいと思つております。
○内閣総理大臣(野田佳彦君) 担当大臣の御答弁以上のことはございませんが、検査体制の強化に努めていく方向でございます。

も、昨日も復興特開いたんですが、この対応の遅さといいますか、これがずっと今日まで続いているんですよ。

あえて振り返りますと、先ほど、今日は日米開戦、不幸にして開戦の日である。尊い人命が失われた、本当に我々は苦い国難を味わった。それからちょうど七十年目ですね。そして、七十年目の三月十一日、大震災が発災した。そして、かつては広島、長崎に原発が二発も投下された、大変な尊い犠牲が失われた。しかし、今度は原発事故という人災ともいいうべき災害が発生したわけですね、自然災害とともに。

ということは、戦後六十七年の年に当たりますけれども、私はまさに国難に今我々はぶつかっているんじゃないいかと思うんですよ。確かにいろんな問題ありますけれども、残念ながら対応が遅いというのは、前菅内閣のことをまた話して残念な

よ
これは質問しません 答えは要らないです
それで、もう一つ、結論。J.A.福島では、こ
れ、出荷できなかつた米をどうしたらしいのか、
来年米が作付けできるんだろうかと、こういう不
安が広がつてゐるわけです。それで、放射性セシ
ウムは半減期が三十年ですね。ですからこれ、二
十年、三十年というふうに掛かる。今年だけの話
じやないんですよ。そういう中で、当然国は、こ
れ、吉野ざらすのところは全量販、二千九、う

一ヵ所ということにならなくて大いにわけですが、これは結局、その中でホットスポットとなりますと、濃いところと薄いところと出てくるわけですよ。で、広いわけですよね。

ですから、こういう在り方も、もつと一戸一戸の農家で検査できるようになりますとか、もつと狹めしていくということでやるべきだというふうに思いましたし、それから、ほかの食品や学校給食の食材など、いろいろなところにあります。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 担当大臣の御答弁
以上のことはございませんが、検査体制の強化に
努めていく方向でございます。

○紙智子君 終わります。

○藤井孝男君 野田總理、大変失礼ながら、質問
通告をしておりませんけれども、あえてお聞きを
いたしたいと思います。

けれども、私はまさに国難に今我々はぶつかっているんじないかと思うんですよ。確かにいろんな問題ありますけれども、残念ながら対応が遅いというのは、前菅内閣のことをまた話して残念なんですけれども、話をしなきやならないのは、発生当時以降の菅前総理がやられたことというのは、本当にこれが震災に対し、あるいはこの大災害に対して、この非常事態という認識がないま

れ出荷できなかつた木は全量買ひ上げる。ある
いは今回のことによる損害賠償は東電にきちんと
賠償せざると、これは当然だと思ひますけれど
も、おやりになりますか。

なんかも含めてこれはきちとやっていくという
ことでは、各都道府県に放射線検査センターなん
かも設置して、機器もそろえて、ゲルマニウム半
導体ですか、そろえて、それでこれらの体制を
先を見通してやっていくべきだというふうに思
ますけれども、これ總理、最後にお願いします。
○國務大臣(鹿野道彦君) 基本的に、検査能力の

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 本日十二月八日は何の日か 御存じだと思いますが、あえて質問をさせていただきたいと思います。

まに今日に来てしまつた、私はそう言つても過言ではないと思ひますよ。

と申しますのは、その間にまたいろいろなことがありましたけれども、ようやく野田内閣になつて、第三次補正であるとかあるいはいろんな法律案が出てきた、このことは私認めます。しかし、これまでの、もう九か月になろうというこの間の

対応の遅さが、東北を中心とした被災地域の皆さん方にいかに期待を外させた民主党政権であるか、政府であるということを植え付けてしまったんですよ。これを復活する、また野田内閣支持率のことば言いませんけれども、これを復活させるのは大変なこれまた努力が必要であると思うんですね。

ですが、そういう中で、もう本当に口が開いてふさがらない事件も民主党内で起きましたよね。今や元総理ですけれども、鳩山元総理と前菅直人総理が、官邸ですか公邸ですか、二人で辞める辞めないといつて、翌日の衆議院の代議士会ですか、民主党さんの、辞める辞めないといつてどうなったんですか。前内閣とそのときの現内閣が辞めると言つた言わないと、こんな国内に、大震災の非常事態という事態に、このようないことで何か月も無駄な時間を費やしてしまつたんです。

こういう思いの中で野田政権が誕生したわけ

ありますから、こうした中で、今度の災害というのは、東北三県を中心とした大災害でありますけれども、これはオールジャパンという観点から私は見ていかない、復旧復興していかないと、結果的に被災を受けなかつた私の地元岐阜県でありますけれども、岐阜県に限らず、関西あるいは九州、四国も、日本全体としてのやつぱり復興復旧、それを復興基本法案にはそういうことをうたつているわけですね。そのことに対して、先ほど某党の委員から、ちつともそれ、復興大臣に対しても、そういう復興に対するビジョンが見えないと、民主党政権の。

そういう中での今度のこの災害に対する総理の基本的な、我が国のリーダーとしてのまず基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 藤井先生御指摘のとおり、まさにこの問題は国難とも言うべき状況だといふに思います。したがって、野田内閣の最大の使命は、この大震災からの復旧復興と、それから原発事故の一日も早い収束、これを最優

先の課題とさせていただいております。

これまでの取組についての厳しい評価はいたしました。私ども政府を挙げて、仮設住宅の建設とか被災者の生活支援等、一次、二次補正を通じて万全の復旧をやつてきたつもりでございます。が、残念ながら、先生からの厳しい御指摘も含めて、遅いであるとか、あるいはきつと支援が行き届いていないというお話をいただいていることは事実でございます。

今回、第三次補正という形で本格的な復興に向けた予算と財源をお認めいただきまし、今御審議をいただいている復興庁であるとか復興交付金、復興特区、まさに復興のための道具立てを与えましたけれども。

○藤井孝男君 昨日、総理、母校の早稲田で講演されたそうですね。何か、税制、年金、そういう問題といろんなことで講演されたと聞いています。TPPの問題とか様々な問題点について、これから、特に年金、社会保障と税の一休改革について多分言及されたと思つんすけれども、常におつしやつてますね、不退転の決意で臨むと。

年金問題は、昨日、何か私はニュースで見たんですけど、支える、それがいづれ一人が一人のお年寄りを支える、こういう分かりやすい表現でやつてみました。まさに人口構成ががらりと変わつてしまつた。日本の平均寿命が五十歳を超えたのは戦後ですからね。

それからもう一つは、この支える少子化と超高齢化のこのアンバランスが大問題だけれども、もう一つやつぱり、この二十年間の間でも、これは大変うれしいことなんですけれども、長寿社会に

なつたんですよ。多分五歳ぐらい平均寿命が伸びている。これが結局、年金の支給も社会保障も医療費も、結局ここが自然増、そこが大きな負担になつてます。ですから、この一体改革というの

は、私はある面では消費税というのを避けて通れない。これはむしろ、私も我が党も、真っ正面からこの消費税というものに対しても私は論陣を張つていくべきだということ、そういう姿勢については私もある面では理解をしている一人でありますし、我が党もそのつもりであります。

ただ、その間に、やつぱり地方は疲弊しているんですよ、企業も。そうすると、景気対策という問題をやらなきゃいけない、雇用。單に被災地だけではない。そういう意味では、私は一つの案として、財源、一つはやつぱり建設国債というものをむしろ集中的に三か年なら三か年間発行して、そして人と物と金が動くような、そういうやつぱり発信をしませんと、先ほどどなたかが言いましたように、発信力が全く見えない、どういう国をつくろうとするか見えないというところに大きな問題がある。

そういうことで、建設国債といういかにも借金を増やすことは良くないというような発言を、後世にツケを送るという、そういったことは良くないといふに総理はよく発言されてますけれども、これはやつぱり、二世帯住宅を親が造つたときにそのローンのツケを子供たちに多少は背負つてもらうというのは、これツケ回しじゃないんですよ。やつぱり親が子供のためにそういう家を造るのと同じように、将来の子や孫たちに安心と安全を届けるためには、この際やはり、被災地に支えるためには、この際やはり、被災地に支える、そのように考えてます。

その後、民主党を始め多くの批判を受け、「ミリシーベルト以上は避難と決定して以来、二十ミリシーベルト未満の地域の住民は放置されました。」その後、社民党を始め多くの批判を受け、「ミリシーベルト以下が望ましいから除染をする」といふことは、除染の対象とする方向に改善をされました。政府に言わせますと、「一から二十ミリシーベルトは避難は必要ないが、それはいつても、二十九から二十ミリの地域についても対策を取る。具体的には、除染の対象とする方向に改善をされました。」

その点についての総理のお考え方をお聞きいたしたいと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 去年の六月に財政健全化戦略と新成長戦略を同時に閣議決定したよ

うに、成長と財政再建の両立を図っていくということを私どもの基本的な姿勢であるということを、また先生からいろいろアドバイスをちょうだいしたいというふうに思います。

○藤井孝男君 時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

復興庁設置法案については午前中質問をさせていただきました。この時間は限られた時間でありますので、原発賠償、原発事故にかかる賠償について、それに限つて質問をさせていただきます。

今回の巨大地震、巨大津波、そしてあつてはならない原発事故によって、私は、被災者の皆さん、原発事故はこれは人災ですから、被害者と言つてもいいと思ひますが、被害者の皆さんは大いに三つの不安にさいなまれて、そのように思ひます。一つは健康不安、二つ目は生活不安、三つ目は将来不安であります。この不安を解消するののが政府の責任であり国会の責任である、そのように考えています。

ところが、こうした不安を更に増すようなうそした決定がこの間なされてしまいました。政府によつて、具体的には、原子力安全委員会が年間二十ミリシーベルト以上は避難と決定して以来、二十ミリ未満の地域の住民は放置されました。

その後、社民党を始め多くの批判を受け、「ミリシーベルト以下が望ましいから除染をする」といふことは、除染の対象とする方向に改善をされました。政府に言わせますと、「一から二十ミリシーベルトは避難は必要ないが、それはいつても、二十九から二十ミリの地域についても対策を取る。具体的には、除染の対象とする方向に改善をされました。」

その点についての総理のお考え方をお聞きいたしたいと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 去年の六月に財政健全化戦略と新成長戦略を同時に閣議決定したよ

ています。

そこで、総理、除染が効果を發揮して十分に線量が低くなるまでの一定の期間、一定の地域を指定をして、希望する方の避難を経済的、社会的に補償すべきと考えますが、いかがですか。

○國務大臣(枝野幸男君) 現在、政府から避難指示が出ている地域以外の方も被曝、放射線に対する様々な不安の中で大変御苦労をお掛けをしていることは大変申し訳なく思つておきます。

そうした皆さんについても、御承知のとおり、紛争審査会で定型的、一律の賠償については指針を出したところであります。これは私から何度も申し上げておりますとおり、こうした地域の方で、例えは自主避難に当たって様々な経費が掛かっている皆さんに対しても、東京電力においてしっかりと賠償するべきであるという立場で東京電力に對して引き続き指導をしつかりしてまいりたいと思つております。

ただ現実に今避難指示をしている地域の皆さんに対する本賠償についても事務処理が非常に滞りおりまして、急いでやれということでその体制の強化を指示しているところがございまして、こうした皆さんも含めてできるだけ迅速に、少なくとも経済的な面については対応ができるよう、更に努力をしてまいりたいと思つております。

○吉田忠智君 私が言つているのは違うんですよ。確かに、今回の未曾有の原発事故ですから、試行錯誤のこともあつたと思います。しかし、一定期間経過をして、まだ本当に現地にとどまつて不安な思いで過ごされておられる方がいるわけですね。これまでの経験を踏まえて、やっぱり政府の対応は私が申し上げたような形であつてしかるべきではないのか。東電に賠償しろとかいうことは、後から私がまた質問するんです、そのことは。どうですか、総理、しつかり検討すると言つてください、そういうことを。私が言つていてください。

○國務大臣(枝野幸男君) 現在、そのそれぞの

地域の放射線量をしつかりとモニタリングをしながら、地域の広がりとして二十ミリシーベルトを超えるということの皆さんについては、もう地域全體として、産業活動、社会活動ぐるみでそこを離れていただきたいということで指示をお願いをしています。

それ以外の地域については、しつかりときめ細かく放射線量を把握をして、そして、例えはこの地域のこの周辺のところだけ高いというようなところについては、御承知のとおり、特定避難奨奵地域ということで指定をして避難をお願いをしているところでございますが、面的にその地域全体がどういうことになつておられませんので、今そういった対応をさせていただいております。

ただ、そうした皆さんも、そうした不安の中で自主的に避難をされるというような対応については、最大限国としても支援をしてまいりたいと思つております。

○吉田忠智君 ポイントの外れた答弁をされたら困るんですよ、時間が足りませんから。総理、やつぱりこういうことは決断が必要なんですよ。

いかがですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 六日に審査会が行われて、そして今その図にも出ておりますけれども、一定の地域、それから対象者、額等の、これ一つのやつぱり日安だと思います。これは迅速に対応するための私は日安であつて、そこから離れている人たちについては個別具体的に相当因果関係があるかどうかを判断をしていくと、これが基本的な今のところ姿勢だというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

○吉田忠智君 繰り返しませんけれども、私が先生ほど申し上げた提起、是非検討していただきたいと思います。

私が質問する前に、先に損害賠償のお話ししますから、パネル、次のこのパネルであります

に、十二月六日の原子力損害賠償紛争審査会で、ここに、パネルに書いてありますような方針が示されました。これは大変遅かったと、そのように思います。

社民党は、自主避難者の皆さんとともに、この間一貫して補償を訴えてまいりました。その点では歩くくらいは前進したと、そのように思いますが、しかし、支援団体の調査によれば、次のパネルを御覧いただきたいと思いますが、自主避難者の避難に掛かった費用は、引っ越し代、家賃、交通費など、平均で七十二万円に上つていて、

総理、一律ではなくて、自主避難者にせめて支出した実費は補償し、対象地域も限定されていませんよ、会津、県南、そして福島県外。関東圏にもホットスポットと言われる濃いところが随分あります。関東圏については何にも対象になつていなかつやないかという、そうした御指摘もいただいております。そうした地域を拡大すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

○委員長(増子輝彦君) 枝野経済産業大臣。

○吉田忠智君 時間がないんだから。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) おととい出された

方向性というのは、今大臣からも御説明あります。ですから、本当に掛かった実費については、因果関係があれば認める、外れている地域であつても相当因果関係があれば認める、これが原則でございますので、それに基づいたきちっとした運用をすべきだと考えております。

○吉田忠智君 その実費賠償がしつかりできるよう、その対処方針をこの委員会に提出をしていただきたいと思います。その取り計らいを委員長、お願ひします。

○委員長(増子輝彦君) 後刻理事会でお諮りいたします。

○吉田忠智君 以上、終わります。

○委員長(増子輝彦君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大久保潔重君が委員を辞任され、その補欠として梅村聰君が選任されました。

○龜井亜紀子君 国民新党的龜井亜紀子でござります。今日は財源と財政に絞つて質問させていただきます。

と思っておりますので、そうしたことができるだけ早くできるように、更に指導してまいりたいと思つております。

○吉田忠智君 この復興特別委員会というのは、成果が上がらなければ意味がありません。指導したけれども駄目だったじや困るんですよ。是非、対処方針をしつかりこの委員会に提出していただきたい、その内容を。具体的に実効が上がるよう、この実費補償ができるよう、そのことを強く要望したいと思いますが、いかがですか、経産大臣。

○國務大臣(枝野幸男君) 今御指摘を踏まえて、どういう対応ができるか、前向きに検討させていただきたいと思います。

○吉田忠智君 総理も。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) おととい出された方向性というのは、今大臣からも御説明あります。そうした地域を拡大すべきだと考えます。ただし、本当に掛かった実費については、因果関係があれば認める、外れている地域であつても相当因果関係があれば認める、これが原則でございますので、それに基づいたきちっとした運用をすべきだと考えております。

○吉田忠智君 その実費賠償がしつかりできるよう、その対処方針をこの委員会に提出をしていただきたいと思います。その取り計らいを委員長、お願ひします。

○委員長(増子輝彦君) 後刻理事会でお諮りいたします。

○吉田忠智君 以上、終わります。

○委員長(増子輝彦君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大久保潔重君が委員を辞任され、その補欠として梅村聰君が選任されました。

○龜井亜紀子君 国民新党的龜井亜紀子でござります。今日は財源と財政に絞つて質問させていただきます。

けれども、見合い財源を何とお考えでしようか。

○委員長 増子輝彦君 安住財務大臣、時間がありますので、終わってください、短めに。

○國務大臣（安住淳君） はい、簡単に事実関係だけ。

関税収入は全世界からの関税収入でありまして、委員御指摘の仮にTPPの関係各国だけで統計を出せば二千億ということになります。

○亀井西紀子君 それにもしても、二千億足す八千億で一兆円ぐらいは税収が減になるので、その見合いか何にするかという議論は今後必要だと思います。

以上です。

○委員長 増子輝彦君 野田内閣総理大臣は御退席いただいて結構でございます。

他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

復興庁設置法案に賛成の方の起立を願います。
〔賛成者起立〕

○委員長 増子輝彦君 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、森さんから発言を求められておりますので、これを許します。森まさこさん。

○森まさこ君 私は、ただいま可決されました復興庁設置法案に対し、民主党 新緑風会、自由民

主党・無所属の会、公明党、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革、社会民主党 護憲連合及び

国民新党的各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

復興庁設置法案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について万全を期すべきである。

一、復興庁が被災地のニーズにワンストップで対応できるよう権限強化を図る修正が行われ

た趣旨に鑑み、復興に関する事業について

は、基本的に復興庁が、予算の要求、計上、配分などを一元的に行うとともに、事業の統括、監理を積極的に実施すること。

二、復興に関する事業のうち、復興庁が一括して要求する事業として政令で定めるものの範囲については、関係地方公共団体の要望に的確に応えられるよう、被災地や被災者に直接役立つ事業を幅広く対象とすること。

三、復興庁の本庁の所在地については、復興庁には、関係行政機関との調整、立法府への対応なども考慮しなければならない一方、被災自治体から被災地に設置するよう強い要望があ

るとともに、復興庁に被災地において被災自治体や被災者と身近に向き合う機能が求められていることを十分踏まえて検討すること。

四、復興の主体である市町村が復興事業を円滑かつ迅速に行えるよう支援するため、復興局に相応の権限を付与するとともに、被災市町村からの要望を一元的に受理させ、責任を持つてワンストップで対応させること。

五、復興局は、市町村の意向を踏まえ、各府省が持つ人材、ノウハウを総合的に活用し、県とも密接に連携して、必要な措置を講じることにより、復興の主体である市町村を強力に支援すること。

六、沿岸部で甚大な被害を被った市町村が所在し、復興局から距離が遠いなどの事情を有する地域については、支所を設置し、支所における現地の相談や要望に適切に対応すること。

七、復興大臣の勧告権について各府省の尊重義務が明記されたことを踏まえ、復興大臣は、原則勧告権を背景とした強力な総合調整を行い、

縦割りの弊害を打破し、迅速かつ円滑に復興を推進すること。

八、岩手県、宮城県及び福島県以外の被災地域についても、被災自治体に対する支援等を確実に行えるよう、被災自治体の意見を聞きな

がら、十分な体制を構築すること。

九、地域の復興は、市町村のみならず、地域の住民、農業者、漁業者、企業、NPO等の多様な主体が協働して行うことが必要であることをから、復興庁、復興局及び支所は、被災地、被災者のニーズを的確に把握するとともに、現地において国、地方公共団体、民間事業者その他の多様な復興の推進主体が意見交換し、具体的な復興事業に結び付けていくことができる場などを柔軟に構成するなど、復興事業を迅速かつ円滑に推進できる十分な体制を構築すること。

十、被災自治体が行う復興計画の策定・実行への助言や被災自治体のニーズへのワンストップ対応等を実現するため、復興庁及び復興局の職員には、各府省の制度や復興施策に詳しく情熱ある人材を確保すること。また、自治体職員、定年退職者や民間からの人材も活用すること。

十一、縦割りを排除し、復興局を中心に迅速かつ円滑に復興を推進していくため、必要に応じて国の関係行政機関の職員等を復興局の職員に併任することを検討すること。

十二、復興推進委員会の委員の人選に際しては、地域、年齢、性別などを考慮し、多様な意見を反映できるように検討すること。

十三、復興の前提となる災害廃棄物の処理、除染及び事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理については、住民等への情報提供を的確に行うとともに専門家の知見及びモデル事業を通じた新たな知見を最大限活用して速やかに進めることとし、復興庁は、原子力災害対策本部と連携して必要な調整及び事業の推進を図ること。

十四、復興庁設置法成立後、速やかに所要の準備を進め、遅くとも平成二十四年三月十一日までには復興庁を発足させること。

十五、平成二十三年原子力事故による被害に関する緊急措置に関する法律等原発事故による被

害者の権利を擁護するための法律を遅滞なく執行すること。特に、東京電力株式会社による賠償の遅滞又は不足に対しては、国が仮払いを積極的に検討するとともに、賠償の対象

十六、子供や妊婦への詳細な健康診断等の原発事故による被害者に対する施策を迅速に推進すること。

十七、復興の状況を毎年国会に報告する規定が新設された趣旨に鑑み、復興の状況を国民に周知することを通じて、重要課題である復興を強力に推進すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長 増子輝彦君 全会一致と認めます。

よつて、森さん提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とするに決定いたしました。

○委員長 増子輝彦君 ただいま森さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。
〔賛成者起立〕

○委員長 増子輝彦君 全会一致と認めます。

よつて、森さん提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とするに決定いたしました。

○委員長 増子輝彦君 ただいまの決議に対し、平野国務大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。平野国務大臣。

○國務大臣（平野達男君） ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしました。

○委員長 増子輝彦君 なあ、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 増子輝彦君 異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

平成二十二年十二月十九日印刷

平成二十三年十二月二十日発行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局

F